

# 情報公開・個人情報保護制度運用状況

令和4年度版

さいたま市 総務局 総務部

行政透明推進課



# 目 次

C O N T E N T S

## ◆ 情報公開制度 ◆

---

I	情報公開制度のあらまし	1
II	情報公開制度の運用状況	4
	1 行政情報開示の実施状況概要	4
	2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況	58
III	情報公開コーナー	60
	1 情報公開コーナーの概要	60
	2 情報提供の実施状況	61

## ◆ 個人情報保護制度 ◆

---

I	個人情報保護制度のあらまし	63
II	個人情報保護制度の運用状況	68
	1 個人情報開示等の実施状況概要	68
	2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況	81

## ◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	83
II	情報公開・個人情報保護審査会 答申	89
	答申第 218 号～第 234 号	

## ◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	173
II	情報公開・個人情報保護審議会 答申	176

## ◆ 会議公開制度 ◆

---

I	会議公開制度の概要	215
II	会議公開制度の運用状況	215
	1 会議公開制度運用状況	215
	2 附属機関、協議会等の会議別開催状況	216



◆ 情報公開制度 ◆



## I 情報公開制度のあらまし

### 1 情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

### 2 情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

### 3 情報公開制度の概要

#### (1) 制度の目的について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行）に施行しており、市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

#### (2) 実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業

委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(3) 対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの
- ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

(5) 開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

(6) 行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- ア 法令秘情報
- イ 個人に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 審議、検討等に関する情報
- オ 事務事業執行情報
- カ 国等協力関係情報
- キ 公共安全情報
- ク 行政機関等匿名加工情報等

[不開示情報の例外的取扱い]

ア 公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

イ 行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ 部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

(7) 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア 決定

(7) 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(イ) 不開示決定

イ 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ 行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

(8) 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

(9) 費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(10) 出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 行政情報開示の実施状況概要

令和4年度の処理件数は、表1-1のとおり672件であり、処理区分の内訳は、開示が285件、一部開示が264件、不開示が123件となっています。なお、内容は、工事や業務委託等に係る設計書が144件（処理件数に対する割合は約21.4%）と特に多くなっています。

また、実施機関別の処理件数は表1-2のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表1-3のとおりです。

表1-1 行政情報開示請求件数・処理件数

請求件数	処理件数	処 理 区 分			
		開示	一部開示	不開示	(不開示区分)
712	672	285	264	123	文書不存在 102
					その他 21

表1-2 実施機関別処理件数

実 施 機 関		処理件数	実 施 機 関		処理件数
市 長	市長公室	16	市 長	桜区役所	8
	都市戦略本部	4		浦和区役所	12
	総務局	20		南区役所	1
	財政局	20		緑区役所	5
	市民局	11		岩槻区	0
	スポーツ文化局	18		消防局	13
	保健福祉局	52		出納室	0
	子ども未来局	21		水道事業管理者	136
	環境局	18	教育委員会	83	
	経済局	23	議会	9	
	都市局	38	選挙管理委員会	8	
	建設局	134	人事委員会	0	
	西区役所	1	監査委員	0	
	北区役所	3	農業委員会	7	
	大宮区役所	3	固定資産評価審査委員会	0	
	見沼区役所	6	未決定	0	
	中央区役所	2	合 計	672	

表 1 - 3 行政情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
1	岩1	4/1	財政局 財政部	資産経 営課	さいたま市(市役所の施設)に設置してある飲料自動販売機別の契約内容及び売上の方に関する関係資料過去1年分 入札であれば、各事業者の入札内容が分かるもの	財財資第2481号 市有財産一時貸付契約書(件名:市有財産一時貸付契約(自動販売機・北袋自治会館前)について) (令和2年3月19日決裁)	4/13	一部 開示	契約書の印影	第7条 第3号
2	岩2	4/1	財政局 財政部	庁舎管 理課	本庁舎において財産貸付により設置している飲料自動販売機2台の契約書(契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで) 入札であれば、各事業者の入札内容が分かるもの	・さいたま市庁舎管理課自動販売機設置にかかるとる市有財産一時貸付契約書(物件番号1、2。契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで) ・令和2年度さいたま市庁舎管理課所管・自動販売機設置事業者公募にかかるとる入札結果表(物件番号1、2)	4/14	一部 開示	・法人の代表者印 ・入札の予定価格、比較価格、予定比較額、執行予定額	第7条 第3号 第5号
3	浦1	4/1	教育委 員会事 務局学 校教育 部	総合教 育相談 室	令和2年度にさいたま市スクールソーシャルワーカーとして稼働していたが、令和2年4月の給与が1日分未払いであることが発覚したにも関わらず1年以上経っても支払いがないことと理由と、それがいつ支払われるのか分かる書類	給与台帳、給与明細	4/15	不開 示		第7条 第2号
4	浦2	4/4	建設局	技術管 理課	・令和3年4月版 さいたま市公共建築工事単価表ー市場単価 ・令和3年4月版 さいたま市公共建築工事単価表ー標準単価 (建築、電気設備、機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和3年4月版(金入り) 標準単価(建築工事) 令和3年4月版(金入り) 他	4/6	開示		
5	浦3	4/4	建設局	技術管 理課	公共建築工事単価表 標準単価 令和3年4月版 市場単価 令和3年4月版 標準単価 令和4年4月版(金額抜き) 市場単価 令和4年4月版(金額抜き) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和3年4月版 標準単価(電気設備工事)令和3年4月版 標準単価(機械設備工事)令和3年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和3年4月版 他	4/6	開示		
6	中1	4/4	水道局 給水部	北部水 道建設 課	開示文書 見積り結果比較表及び見積書の写し 工事名 老第3383号布設替工事	老第3383号布設替工事 見積書 老第3383号布設替工事 見積結果表	4/11	一部 開示	・見積業者名、住所、電話番号、FAX番号 ・担当者、個人氏名	第7条 第2号 第3号
7	浦4	4/5	保健福 祉局福 祉部	福祉総 務課	さいたま市住民税非課税世帯等臨時特別給付金について(令和3年度分) ・契約書、仕様書(業務委託) ・令和4年3月16日振込分の起案文書等の鏡 ・情報伝達シート	・契約書、仕様書(業務委託) ・支出負担行為書 ・支出命令書	4/8	一部 開示	・支出負担行為書及び支出命令書における個人の氏名及び住所 ・契約書における法人の代表者印 ・情報伝達シート(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について)	第7条 第2号 第3号 不存 在
8	浦5	4/8	建設局	技術管 理課	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和3年4月版 標準単価(電気設備工事)令和3年4月版 標準単価(機械設備工事)令和3年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和3年4月版	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事) 令和3年4月版(金入り) 標準単価(電気設備工事)令和3年4月版(金入り) 標準単価(機械設備工事)令和3年4月版(金入り) 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和3年4月版(金入り)	4/11	開示		
9	浦6	4/8	保健福 祉局保 健所	新型コロナ ウイルス ワクチン 対策室	3月下旬頃に特定団体より新型コロナ小児ワクチン接種中止の要望書が内容証明で、他にレターパックで様々な関連資料が送られていると聞いているが、その要望書と関連資料	・資料送付文 ・5~11歳の子どもへのワクチン接種中止及び副反応情報等の周知徹底を求める要望書コロナワクチンの有効性等について 他	4/22	一部 開示	個人名、住所	第7条 第2号
10	大1	4/8	スポーツ 文化局 スポーツ 部	スポーツ 振興課	・現指定管理者公募時の募集要項、仕様書 (大宮体育館、浦和駒場体育館) ・大宮体育館現指定管理者公募時の事業計画書 ・浦和駒場体育館現指定管理者公募時の事業計画書	・(浦和駒場体育館)指定管理者事業計画書 ・さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 ・さいたま市大宮体育館 指定管理者募集要項 他 ・さいたま市浦和駒場体育館 指定管理者業務仕様書 他	4/22	一部 開示	氏名・個人を特定できる写真の部分、氏名・個人を特定できる部分、個人の資格、代表者の印影、事業計画書の支出のうち管理費に係る経費の内訳、自主事業による収入の内訳、支出のうち修繕費に係る経費の内訳 他	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
11	浦7	4/12	消防局 見沼消防署	管理指 導課	見沼消防署管理指導課が保有する「消防局職員の新型コロナウイルス感染について」(4月7日判明)に関する行政情報 ・【4月7日判明】消防局職員の新型コロナウイルス感染に係るホームページへの掲出について(令和4年4月11日決裁)	ホームページへの掲載について 4月7日(令和4年4月7日決裁) ・【4月7日判明】消防局職員の新型コロナウイルス感染に係るホームページへの掲出について(令和4年4月11日決裁)	4/19	開示		
12	大2	4/13	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和4年3月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	3月/決算届(令和3年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	4/19	開示		
13	岩3	4/14	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	さいたま市が医療機関等に配布した「コロナの問い合わせ先0570の 電話番号」のポスター作成に要した 費用	さいたま市新型コロナウイルスワ クチンコールセンター開設ポスター	4/28	開示		
14	浦10	4/14	都市局 都心整 備部	浦和駅 周辺ま ちづくり 事務所	浦和駅西口の再開発地域における 大量に出されたゴミに関する行政情 報(令和3・4年度)	・令和4年3月31日撮影 現場写真 他 ・令和4年4月4日付け 報道機関取材対 応報告票 他 ・都都心浦第76号 再開発事業区域内に おける事業ごみの適正な対処のお願い (令和4年4月6日決裁)	4/27	一部 開示	報道機関取材対応報告票 の記者名	第7条 第2号
15	浦11	4/14	教育委 員会事 務局学 校教育 部	学事課	特定市内外国人学校保護者に対す る補助金等に関する行政情報 ・所得額について変更したもの(平 成29年度) ・令和3年度のもの	・教学学第2489号さいたま市外国 人学校児童生徒保護者補助金交 付要綱の改正について(平成29年3 月31日決裁) 他	4/28	開示		
16	浦8	4/14	環境局 資源循 環推進 部	廃棄物 対策課	浦和駅西口の再開発地域における 大量に出されたゴミに関する行政情 報(令和3・4年度)	・令和4年3月22日受信 家庭ごみ収 集の委託業者からのメール及び写 真 ・令和4年3月作成 事業ごみ適正処 理のお願い ・令和4年4月4日撮影 現場写真 他	4/27	一部 開示	・令和4年3月22日受信家 庭ごみ収集の委託業者か らのメール及び写真のう ち、委託業者の担当者名	第7条 第2号
17	浦9	4/14	環境局 資源循 環推進 部	産業廃 棄物指 導課	浦和駅西口の再開発地域における 大量に出されたゴミに関する行政情 報(令和3・4年度)	パトロール日報(令和4年3月23日 分)	4/21	一部 開示	メール送信者のメールアドレス、住所、氏名、電話番号、車両ナンバー、イントラ ネットアドレス	第7条 第2号 第7号
18	北1	4/14	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	・新型コロナウイルス感染症が5類 相当であるにも関わらず、感染法上 2類とし、それが有効と推し進める 政策の科学的根拠、又は文書 他		4/18	不開 示		不存 在
19	北2	4/14	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	新型コロナウイルス感染症が、新型 インフルエンザ感染症等に含まれ ていたのならば、何故新しいワクチ ンが必要であったのか、必要である という科学的根拠、又は論文等		4/25	不開 示		不存 在
20	大3	4/14	消防局 大宮消 防署	管理指 導課	特定地に係る最新の消防用設備等 (特殊消防用設備等)点検結果報 告書 別紙様式第1及び別紙様式第2その 1	令和3年6月30日收受 大宮消防署 第1619号の消防用設備等(特殊消 防用設備等)点検 結果報告書のうち別記様式第1及 び別記様式第2その1	4/25	一部 開示	・個人の氏名、住所及び連 絡先 ・点検実施法人及び担当者 の情報	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
21	浦12	4/19	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立小学校の令和3年度、小学3年生、4年生、5年生、6年生の社会科見学、自然体験教室、修学旅行等の実施計画書	特定市立小学校の令和3年度 小学校3年生、4年生、5年生、6年生の社会科見学、修学旅行の校外行事実施届及び5年生自然の教室の調整プログラム	5/2	開示		
22	桜2	4/19	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校の図面一式(配置図、平面図、立面図、断面図等)	特定市立小学校校舎(2棟)耐震補強工事に関する図面 特定市立小学校校舎(1-1棟、1-2・15棟)耐震補強工事に関する図面	5/6	開示		
23	浦13	4/20	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地番の市有地等境界明示申請書による立合議事録ファイル原本		5/6	不開示		不存在
24	浦14	4/20	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地の市有地等境界明示申請書及び市有地等境界明示証明書		5/6	不開示		不存在
25	浦15	4/20	建設局	技術管理課	・公共建築工事単価表 市場単価 令和3年4月版(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・公共建築工事単価表 標準単価 令和3年4月版(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和3年4月版(金入り) 標準単価(電気設備工事)令和3年4月版(金入り) 他	4/21	開示		
26	見1	4/20	市長公室秘書広報部	秘書課	平成31年3月1日(金) この日の市長の一日の行動記録がすべてわかる資料		5/2	不開示		不存在
27	岩4	4/21	建設局	技術管理課	名称:さいたま市公共建築工事単価表 内容 ・標準単価表について令和4年4月版(金抜き) ・標準単価表の機材の構成表令和4年4月版(金抜き) 他	さいたま市公共建築工事単価表、標準単価(建築工事)令和4年4月版(金抜き)、標準単価(電気設備工事)令和4年4月版(金抜き)、標準単価(機械設備工事)令和4年4月版(金抜き)、市場単価(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)令和4年4月版(金抜き) 他	5/10	開示		
28	緑2	4/21	建設局建築部	住宅政策課	特定地における現存するパラボラアンテナ撤去指導の進捗状況及びその指導状況の記録		4/28	不開示		不存在
29	浦16	4/22	浦和区役所区民生活部	コミュニティ課	規約変更認可について 特定自治会	浦和区第1014号 規約変更認可について(特定自治会) (令和3年7月13日決裁)	4/28	一部開示	個人の氏名(自治会の代表者を除く)、住所、印影	第7条第2号
30	浦17	4/25	建設局南部建設事務所	土木管理課	道路台帳(道路台帳地区、路線番号、道路線特定)	旧浦和市の道路台帳実延長調書(廃道特定号線、市道特定号線)	5/13	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区分
31	浦18	4/25	建設局 南部建設事務 所	土木管 理課	現場コンクリート打物の図面(特定 地)		5/13	不開 示		不存 在
32	浦19	4/25	教育委 員会事務 局管理部	教育総 務課	教育総務課が保有する教育委員会 事務局職員の新型コロナウイルス 感染について 4月8日、4月9日判明分	教育総務課が保有する教育委員会 事務局職員の新型コロナウイルス 感染者・濃厚接触者等報告シート 及びさいたま市ホームページにお ける感染者の公表にかかる決裁文 書(4月8日、4月9日判明分)	5/18	一部 開示	・報告対象者の職・氏名、 職員番号、家族構成及び 勤務状況・行動範囲のうち 公務外の施設名称 ・危機管理監及び危機管理 部長の電話番号	第7条 第2号 第7号
33	見2	4/25	都市戦 略本部 都市経 営戦略 部		さいたま市と特定自治会連合会と の市役所移転説明と意見交換の内 容を記録したものをすべて	【令和3年12月15日】特定自治会連合会臨 時理事会資料、【令和3年12月21日】特定 自治会連合会宛て依頼文書、【令和4年1 月25日】特定自治会連合会説明資料、 【令和4年2月1日】特定自治会連合会宛て 通知文書 他	5/9	一部 開示	・特定自治会連合会臨時 理事会 議事概要の役職名 ・特定自治会連合会 質疑 メモの理事名	第7条 第2号
34	浦20	4/26	消防局 見沼消 防署	管理指 導課	出勤簿等 令和4年4月分直近まで	令和4年 出勤簿 (見沼消防署 管理指導課 9名)	4/28	一部 開示	職員番号、休暇の種別	第7条 第2号
35	浦21	4/26	スポ ーツ文 化局ス ポーツ 部	スポ ーツ策 画室	さいたま市スポーツ振興まちづくり 計画におけるJリーグチームを活用 した景観づくりの具体的事業計画と その費用の詳細	「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画 改定に係る施策・事業課題等調査につ いて(照会)」(令和2年2月17日決裁)及び 「さいたま市スポーツ振興まちづくり計 画」に係る施策・事業取組み状況調査に ついて(令和2年6月5日決裁)の回答ま とめ 他	5/9	開示		
36	西3	4/26	建設局 建築部	住宅政 策課	市営住居の共益費の集金・仕様に ついて調べるにあたり必要 令和2年1月～令和4年4月までの BCD棟の1階～5階までの月々の入 居済部屋番号、空室の部屋番号、 入居部屋番号(月日)、退去部屋番 号(月日)	・令和2年4月募集 入居予定者一 覧 ・空室一覧表(令和3年4月2日現 在) 他	5/12	一部 開示	・令和2年1月から令和3年3 月までの空室一覧表(空室 の部屋番号、退去部屋番 号) ・令和2年1月から令和4年4 月までの入居済部屋番号	不存 在
37	浦23	4/28	環境局 資源循 環推進 部	産業廃 棄物指 導課	令和3年12月22日、特定地での無 人航空機が落下し、バックホウを破 損させ811,325円を支払った事案に 関するもの	環資産3404号フォローアップ報告書(令和 4月14日決裁)、環資産4088号フォー アアップ報告書(令和4年3月4日決裁)、環 資産4124号フォローアップ終了の通知(令 和4年3月14日供覧)、環資産4061号専決 処分について(令和4年3月30日決裁) 他	5/18	一部 開示	法人に関する法人名、代表者 名、役職名、所在地、役員の内 部情報、会社法人等番号、受注単 価等の積算等に関する情報、営業 方針等に関する情報、個人の氏 名、印影、メールアドレス、イン トラネットアドレス	第7条 第2号 第3号 第7号
38	浦24	4/28	保健福 祉局保 健部	生活衛 生課	特定地で令和3年12月29日に指定 管理者の従業員が棺台車を霊柩車 に接触し破損させ、損害賠償額 2,084,080円を支払う事故に関する もの及び同指定管理者との協 定書、契約書	・保保生第4257号 12月27日及び29 日に発生した危機事象発生報告に ついて(令和4年1月6日供覧完了) ・保保生第4342号 特定地における 霊柩車損傷事故に関する市民総合 賠償補償保険について(令和4年1 月7日決裁) 他	5/13	一部 開示	個人氏名、法人印、法人口 座情報、法人の内部処理 に関する情報、車体の識別 等に関する情報、法人の売 上等に関する情報、法人電 話番号、法人メールアドレス	第7条 第2号 第3号
39	浦25	4/28	消防局 警防部	警防課	令和3年11月12日 緑区内の交通 事故損害賠償額390,000円に関 する行政情報	令和3年11月12日発生事故(特 定団体)に係る承諾書について	5/9	一部 開示	・示談書のうち事故発生場 所、運転者及び当事者の 氏名、住所、印影、受取 人の銀行名及び口座番 号 ・請求書のうち、担当者 名、事故場所、振込み 銀行名及び口座番号 他	第7条 第2号 第3号
40	桜3	4/28	建設局 南部建設事務 所	建築審 査課	・特定住所の建築物の設計図(間 取り及び窓の位置がわかるもの) ・特定住所と南側隣地との境界線 の位置関係及び距離が確認できる 一切の情報文書 ・建て主、建築業者の名称、住所に 係る一切の情報文書	建築基準法第15条第1項の規定に よる「建築工事届」 建築基準法施行規則第3条の2によ る「建築主等変更届」、「工事監 理者届」、「工事施工者届」	5/10	一部 開示	・個人の印影 ・建築主の電話番号、建築 工事費予定額、資金、建築 物の評価額 ・平面図、立面図、断面図 ・建築計画概要書	第7条 第3号 第5号 第28 条 不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
41	見4	5/9	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	大宮体育館令和3年度事業報告書の写し	令和3年度 さいたま市大宮体育館年次報告書	5/23	一部開示	・開示書類のうち、氏名・個人を特定できる写真の部分 ・開示書類のうち、氏名・個人を特定できる部分 ・開示書類のうち、ノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
42	浦26	5/10	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定幼稚園の看板に関する行政情報	特定幼稚園の看板に対する対応経緯	5/24	一部開示	通報者氏名、当該幼稚園以外の名称及び看板に関する情報、看板所有者への対応経緯	第7条第2号第3号
43	浦27	5/10	都市局南部都市計画事務所	都市計画指導課	特定幼稚園の看板に関する行政情報	「幼稚園等記録H30～」のうち、通報者との特定幼稚園に関する入電等の対応記録と回答内容の記録、「幼稚園等(その後の追記)」のうち、通報者との特定幼稚園に関する入電等の対応記録と回答内容の記録、特定幼稚園の議事録(190325・210730・211119)	5/24	一部開示	・氏名、電話番号、個人の主張・思想 ・法人名、対応記録・回答内容の一部	第7条第2号第3号
44	大8	5/12	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和4年4月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	4月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	5/20	開示		
45	見5	5/12	都市局都市計画部	都市計画課	令和3年2月のまちづくり委員会にて請願第7号「宮ヶ谷塔駅設置の進捗状況を教えてください」が出され吉田一郎議員が質問をしています。七里駅と岩槻駅間の新駅。仮称宮ヶ谷塔駅に関する記録・資料 他	・まちづくり委員会前に整理した資料「(仮称)宮ヶ谷塔駅の都市計画マスタープランへの記載について」 ・平成11年8月に策定された大宮市都市計画マスタープラン	5/20	開示		
46	浦32	5/13	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	・令和3年12月13日～令和4年5月13日報告 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート ・令和3年12月13日～令和4年5月13日報告 ・行動記録シート(学校職員用)	5/30	一部開示	・報告者(所属長・所管課長)に関する情報のうち、所属、氏名、連絡先 ・報告対象者(職員等)に関する情報のうち、所属、氏名、職員番号、主な職務内容のうち、学年、学級、部活動(個人が特定できるものに限る) 他	第7条第2号第5号
47	浦33	5/13	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート	5/26	一部開示	報告者の学校名・氏名・連絡先、報告対象者の学校名・氏名、職員番号・家族構成、症状・経過・行動歴のうち、クラス名・学校固有施設名 危機管理官及び危機管理部長の電話番号	第7条第2号第7号
48	浦34	5/13	教育委員会事務局管理部	教育総務課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(教育総務課分)	5/27	一部開示	・報告者の学校名・氏名・連絡先、報告対象者の学校名・氏名、職員番号、症状・経過・行動歴のうち、家族構成・公務外の施設名称・クラス名・学校固有施設名 ・危機管理監及び危機管理部長の電話番号	第7条第2号第7号
49	浦35	5/13	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(高校教育課分)	5/27	一部開示	・報告者(所属長・所管課長)に関する情報のうち、所属、氏名、連絡先 ・報告対象者(職員等)に関する情報のうち、所属、職、氏名、職員番号、主な職務内容、備考、感染者との関係等 他	第7条第2号第7号
50	浦36	5/13	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る ・新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(健康教育課分) ・新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(業者分) 他	5/27	一部開示	・「報告者」の調理受託業者名・担当者名・連絡先 ・「報告対象者」の氏名・学校名・公務外の施設名称 ・「症状・経過・行動歴」の氏名・学校名・家族構成・公務外の施設名称、住所 他	第7条第2号第7号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
51	浦37	5/13	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(特別支援教育室分)	5/27	一部開示	・報告者の学校名・氏名・連絡先、報告対象者の学校名・職・氏名、職員番号、症状・経過・行動歴のうち、家族構成・公務外の施設名称・クラス名・学校固有施設名 ・危機管理監及び危機管理部長の電話番号	第7条第2号第7号
52	浦38	5/13	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(総合教育相談室分)	5/27	一部開示	・報告者の学校名・氏名・連絡先 他 ・危機管理監及び危機管理部長の電話番号	第7条第2号第7号
53	浦42	5/13	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報	・教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報未発表分 ・新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート	5/25	一部開示	・報告者の学校名・氏名・連絡先、報告対象者の学校名・氏名、職員番号、症状・経過・行動歴の施設名称・クラス名・家族構成 ・危機管理監及び危機管理部長の電話番号	第7条第2号第7号
54	浦39	5/16	議会局議事調査部	議事課	さいたま市議会・令和4年2月定例会におけるさいたま市役所は、大宮区(JRさいたま新都心東口)に令和32年度予定する条例に基づく移転後の住所変更する検討等状況が分かる関連文書 他	・令和4年3月9日開催の総合政策委員会資料 ・令和4年さいたま市議会2月定例会の本会議録速報版及び総合政策委員会記録速報版のうち、本庁舎整備に関する発言があった部分	5/20	一部開示	開示請求に係る行政情報の内容のうち、本会議で配付された資料	第2条第2号
55	浦40	5/16	都市戦略本部都市経営戦略部		平成13年・3市合併(浦和・大宮・与野)協議書等は、今後のさいたま市役所の移転先としている協議した文書等の内容状況が分かる関連文書	合併協定書(浦和市・大宮市・与野市 平成12年9月5日調印)	5/18	開示		
56	浦41	5/16	経済局農業政策部	農業環境整備課	確定図番号73号公園複製年月日、昭和52年3月、物の原因の引継元の建設局南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行ったところ、不存在の回答を得たことから不開示決定したとあり土木管理課への問い合わせ書面、開示請求書及び返書、不開示決定通知書の原本	情報開示請求に伴う資料提供について(依頼) 情報開示請求に伴う資料提供について(回答)	5/23	開示		
57	見6	5/16	議会局議事調査部	議事課	4月28日～4月29日:2日間 令和4年4月臨時会 さいたま市役所移転に関する議事録の早番	令和4年4月28日及び4月29日さいたま市議会本会議録(速報版)、令和4年4月28日さいたま市議会総合政策委員会記録(速報版)のうち、議案第74号「さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関する部分	5/24	開示		
58	桜4	5/17	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校の建物の図面(立面図、敷地図等)	・特定市立小学校校舎(8-1、-2棟)耐震補強工事に関する図面 ・特定市立小学校外壁改修工事に関する図面 ・特定市立小学校屋内運動場耐震補強工事に関する図面 他	5/30	一部開示	建築士の氏名、登録番号 建築事務所の決裁個人印	第7条第2号
59	見7	5/18	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路の新設に必要な東武鉄道の土地の買収について旧駅舎解体が終わり駅舎工事が始まったことから買収金額も確定したと思います。土地の買収に関わる全ての資料。 ※会議記録・公証記録・資料・買収金額もわかるものも含めて全て	「用地費一覧表」 「事業を表示する図面」	5/27	不開示		第7条第5号
60	見8	5/18	建設局土木部	土木総務課	令和4年5月13日:建土土第473号の裁決にて審査請求が却下されました。 決裁権者の建設局長が決裁した記録	起案用紙 決裁情報 《案》【R4-1】裁決書 《案》【R4-1】裁決書謄本の送付について	5/31	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
61	桜5	5/19	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	指定管理者選定時の事業計画書及び収支計画書(管理期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日) 1. 記念総合体育館【「スポーツのまち さいたまパートナーズ」(特定法人3社)】	・さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書 ・収支予算書(総括) ・平成30年度～平成34年度 収支予算積算書	6/2	一部開示	・開示資料のうち、個人を特定できる写真の部分 ・さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書のうち、以下の部分 2頁、7頁、11頁、12頁、24頁他	第7条第2号第3号
62	桜6	5/19	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市記念総合体育館に係る以下書類 ・現指定管理者の選定時事業計画書 ・事業計画書(直近3年※収支計画書含む) ・事業法告訴(直近3年※収支計画書含む)	・さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書 ・2019年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書 ・2020年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書 他	6/3	一部開示	開示書類のうち、氏名・個人を特定できる部分 ・2019年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書のうち、以下の部分 19頁:個人の氏名、雇用形態及び資格	第7条第2号第3号
63	見9	5/19	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	私の提案制度の「駅舎の位置が決まるまでの過程について(回答)」に記載されている「東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務成果品」	建築確認申請書 配置図 敷地求積図	6/16	開示		
64	岩5	5/23	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	法務・コンプライアンス課が、新聞・雑誌掲載の記事で判例・事件等々をクリッピングしている5事案の関係資料		6/2	不開示		不存在
65	浦43	5/23	建設局建築部	建築行政課	さいたま市における以下の情報(令和3年9月時点) ・建築職員数 ・一級建築士所有職員数 ・建築基準適合判定資格所有職員数 ・資格取得率向上のための支援制度の有無 ・資格要件を課しているポストの有無	令和3年9月3日付「建建建行第1118号」 【大阪市照会】一級建築士、建築基準適合判定資格に関する公費支援の状況について(回答)	5/30	一部開示	・大阪市照会の調査票のうち、大阪市の状況「職員人数」部分 ・大阪市照会の調査票のうち、大阪市問い合せ先「担当職員名」「Emailアドレス」部分	第7条第6号
66	岩6	5/27	市長公室秘書広報部	広聴課	マイナンバーカードの暗証番号について、「暗証番号は4種類設定が必要」の説明 広聴課とコールセンターの契約関係資料	『さいたま市コールセンター運営業務』仕様書	6/2	開示		
67	浦45	5/31	水道局給水部	水道施設建設課	・さいたま市水道工事設計単価表(令和3年4月28日) ・上記資料の算出根拠	・令和3年度 水道工事設計単価表 4月28日 ・R3.4 調査対象資材内訳(建設物価一般調査データ) ・R3.4 調査対象資材内訳(積算資料一般調査データ)	6/2	開示		
68	北3	5/31	北区役所区民生活部	総務課	令和4年度に実施予定の参議院議員選挙埼玉県選挙区でのさいたま市北区内におけるポスター掲示場設置予定場所が記載された資料	第26回参議院通常選挙ポスター掲示場設置場所一覧表(さいたま市北区選挙管理委員会)	6/1	開示		
69	岩7	6/1	市長公室秘書広報部	広聴課	・市がコールセンターに業務委託する趣旨が分かる関係資料 ・市がコールセンターに業務委託している業務と予算に関する資料 他	・令和4年度当初予算の概要(コールセンター運営事業部分) ・『さいたま市コールセンター運営業務』仕様書 ・令和2年度広聴年報(コールセンター運営事業部分)	6/3	開示		
70	浦46	6/2	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	令和2年度さいたま市行政報告書 96ページ 体育館管理運営事業 3 スポーツ施設の活用方針策定事業に記載のある「体育館における既存設備の劣化状況等を示したカルテ」	記念総合体育館外4施設設備保全計画作成業務 完成図書	6/16	一部開示	浦和駒場体育館 6-1. 機器調査報告書(空調設備):確認者氏名及び資格免許番号 6-2. 機器調査報告書(給排水設備):確認者氏名及び資格免許番号 他	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
71	浦47	6/2	都市局 みどり 公園推 進部	南部公 園整備 課	令和元年4月1日から令和6年3月31日の指定期間において、駒場運動公園及び浦和総合運動場の指定管理者に選定された特定団体の応募書類一式	指定管理者指定申請書 3 添付書類のうち (8)法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類 (13)指定管理者事業計画書 (14)指定管理者事業計画書概要版	7/13	一部 開示	公園施設の維持管理するうえでのノウハウに関する部分	第7条 第3号
72	岩10	6/3	建設局 土木部	道路計 画課	道路計画する場合の考慮すべき要件等が記載された関係資料	さいたま市道路整備計画(第3期)(案)の概要について	6/14	開示		
73	岩11	6/3	建設局 土木部	道路計 画課	さいたま市道路整備計画(第2期)(第3期)を以て整備した道路の道路名と計上した予算と執行した額が分かる関係資料	さいたま市道路整備計画(第2期)(第3期)を以て整備した道路の道路名と計上した予算と執行した額が分かる関係資料	6/14	開示		
74	岩8	6/3	保健福 祉局市 立病院 病院経 営部	医事課	市立病院の個別料金の設定条件となっている関係資料	保病経歴第3738号「平成31年2月定例会議案の提出について」(平成30年11月21日決裁)のうち、個室料金の設定部分	6/8	開示		
75	岩9	6/3	保健福 祉局市 立病院 病院経 営部	病院施 設管理 課	ドクターカーの車種(装備)変更に伴う予算の決済状況が分かる資料	保病経歴第2095号 予算の用途変更について「固定資産購入費」(令和3年7月26日決裁)	6/13	一部 開示	原価・販売価格等の積算等に関する情報	第7条 第3号
76	浦48	6/3	経済局 商工観 光部	産業展 開推進 課	令和4年5月29日付け「(仮称)さいたま市川通地区産業集積拠点全体説明会」と題する書面の2頁目において明示されている「土地区画整理事業を検討する区域」の範囲を決定した決裁文書		6/17	不開 示		不在
77	浦49	6/6	経済局 商工観 光部	産業展 開推進 課	さいたま市産業集積拠点川通地区の土地区画整理事業において、土地区画整理組合設立準備会の設立前に、土地区画整理事業区域内の仮登記権者との調整を行わないことを決定した決裁文書		6/17	不開 示		不在
78	浦50	6/6	経済局 商工観 光部	産業展 開推進 課	令和4年5月29日付け「(仮称)さいたま市川通地区産業集積拠点全体説明会」と題する書面の2頁目において明示されている「土地区画整理事業を検討する区域」において測量を実施することを決定した決裁文書	支出負担行為伺書(工事委託等・執行伺) 伝票番号:531171145-00-00 件名:さいたま市川通地区産業集積拠点測量等事業化支援業務(令和3年8月17日決裁)	6/17	開示		
79	見10	6/6	スポー ツ文化 局スポ ーツ部	スポー ツ振興 課	大宮武道館 ・事業報告書(2018年度、2019年度、2020年度、2021年度) ・事業計画書(現指定管理期間の公募時のもの)	・(さいたま市大宮武道館)指定管理者事業計画書 ・さいたま市大宮武道館H30年度年次報告書 ・さいたま市大宮武道館H31年度年次報告書 他	6/20	一部 開示	・氏名や個人を特定できる部分 ・指定管理者のノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条 第2号 第3号
80	浦51	6/7	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導1 課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年:中1、中2、中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
81	浦52	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
82	浦53	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
83	浦54	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
84	浦55	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
85	浦56	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
86	浦57	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
87	浦58	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
88	浦59	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
89	浦60	6/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年: 中1、中2、中3 教科: 国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	7/20	開示		
90	浦62	6/8	経済局商工観光部	産業展開推進課	さいたま市が川通地区産業集積拠点誘致促進協議会に対して、特定法人をアドバイザーに推薦することを決定した決裁文書		6/17	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
91	浦63	6/8	経済局 商工観光部	産業展開推進課	さいたま市が川通地区産業集積拠点誘致促進協議会及び特定法人に対して行った指導の内容が記載されている会議議事録、並びに当該指導を行うことを決定した決裁文書		6/17	不開示		不存在
92	浦64	6/8	経済局 商工観光部	産業展開推進課	令和4年2月定例会での予算繰越理由として「産業集積拠点支援課業務(川通地区)について、地権者及び道路管理者との調整に不測の日数を要したため」と記載されているところ、産業集積拠点支援課業務(川通地区)について、地権者との調整に不測の日数を要することとなった経緯が記載された報告書	委託業務工程表 (さいたま市川通地区産業集積拠点測量等事業化支援業務)	6/17	開示		
93	中13	6/8	水道局 給水部	南部水道建設課	整理番号 219903086 幹線363号(Φ500mm)配水本管布設工事(ゼロ債)及び老第3357号布設替工事(ゼロ債) 見積書一式、見積比較結果表	幹線363号(Φ500mm)配水本管布設工事(ゼロ債)及び老第3357号布設替工事(ゼロ債) 見積書一式、見積比較結果表	6/16	一部開示	・企業担当者の印影 ・企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号	第7条 第2号 第3号
94	中14	6/10	中央区役所 区民生活部	コミュニティ課	令和3年度に実施した、「アートフェスティバルよのだもんね！」の申込及び周知のためのホームページに、事前申込書やポスターと併せて、感染防止策チェックリストを添付して公開を実施したこと等が分かる資料一式	中区コ第1468号「アートフェスティバルよのだもんね！」に係るホームページ追加掲載について(令和4年1月28日決裁)	6/21	一部開示	印刷した際に、ページ下部に表示されるURL	第7条 第7号
95	浦65	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の平成28年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書5年分		6/15	不開示		不存在
96	浦66	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の平成28年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書5年分		6/15	不開示		不存在
97	浦67	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の令和元年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書3年分		6/15	不開示		不存在
98	浦68	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の令和元年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書3年分		6/15	不開示		不存在
99	浦69	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の平成28年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書5年分		6/15	不開示		不存在
100	浦70	6/13	選挙管理委員会 事務局	選挙課	さいたま市市議会特定議員の令和元年1月1日～令和3年12月31日までの政治資金収支報告書3年分		6/15	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
101	中15	6/14	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3436号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3436号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	6/17	一部 開示	・企業担当者名 ・印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業 FAX番号、企業代表者名、 企業社章	第7条 第2号 第3号
102	中16	6/14	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3495号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3495号布設替工事 見積書 老第3495号布設替工事 単価設定 一覧	6/17	一部 開示	見積業者名	第7条 第3号
103	中17	6/14	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3260号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3260号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	6/21	一部 開示	・企業担当者名 ・印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業代 表者名、見積もりを特定す る番号	第7条 第2号 第3号
104	中18	6/14	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3470号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3470号布設替工事 見積書 老第3470号布設替工事 単価設定 一覧	6/16	一部 開示	・見積業者名、住所、電話 番号、FAX番号、商品名 ・担当者・個人氏名	第7条 第2号 第3号
105	大34	6/15	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和4年5月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	5月／決算届(令和4年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	6/17	開示		
106	浦72	6/16	教育委 員会事 務局管 理部	教育総 務課	さいたま市職員の職場における新 型コロナウイルス感染予防対策に 関するガイドラインに基づく職員が 感染者となった場合の公表をしない とした行政情報		6/30	不開 示		不存 在
107	浦73	6/16	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	さいたま市職員の職場における新 型コロナウイルス感染予防対策に 関するガイドラインに基づく職員が 感染者となった場合の公表をしない とした行政情報		6/30	不開 示		不存 在
108	浦74	6/16	教育委 員会事 務局学 校教育 部	高校教 育課	さいたま市職員の職場における新 型コロナウイルス感染予防対策に 関するガイドラインに基づく職員が 感染者となった場合の公表をしない とした行政情報		6/30	不開 示		不存 在
109	岩12	6/17	都市局 都市計 画部	都市計 画課	市秘広聴第616号の回答文におけ る回答根拠に関する資料		6/28	不開 示		不存 在
110	岩13	6/17	市長公 室秘書 広報部	広聴課	所管課への伝達についての基準 等々の資料		6/29	不開 示		不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
111	浦75	6/17	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定市立小学校 学校協力費出納簿に関する資料 令和3年度、令和2年度及び令和元年度		6/23	不開示		不存在
112	北13	6/17	建設局南部建設事務所	下水道建設課	(予定事後)南部第7処理分区下水道工事(南建-R3-1009) 案内図、図面	南部第7処理分区下水道工事(南建-R3-1009) 案内図、図面	6/22	開示		
113	中19	6/17	水道局業務部	給水装置課	金入り参考数量表 ・小中学校飲用水直結化推進事業(特定市立中学校2校分) ・小中学校飲用水直結化推進事業(特定市立小学校)	小中学校飲用水直結化推進事業(特定市立中学校2校・特定市立小学校) 令和4年度(金入り工事設計書一式)	6/23	開示		
114	中20	6/20	水道局給水部	南部水道建設課	老第3436号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3436号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	6/30	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
115	浦76	6/21	総務局危機管理部	防災課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	ボランティア活動保険に関する保険証券の写し	6/24	開示		
116	浦77	6/21	財政局財政部	資産経営課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	令和3年度「全国市長会市民総合賠償補償保険」加入依頼書兼加入証	6/24	開示		
117	浦78	6/21	建設局土木部	道路環境課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	令和2年度分 ボランティア活動保険(ボランティアサポート)	7/1	開示		
118	浦79	6/21	建設局南部建設事務所	道路維持課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	ボランティア活動保険加入証	6/27	開示		
119	浦80	6/21	建設局北部建設事務所	道路維持課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	ボランティア活動保険加入証	7/6	開示		
120	浦81	6/21	浦和区役所くらし応援室		損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	・行事参加者の傷害危険担保契約証券 ・行事参加者の傷害危険担保契約証券(兼 明細書)	7/4	一部開示	法人の印影	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
121	浦82	6/21	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	防犯ボランティア活動賠償責任保険証券	7/1	開示		
122	浦83	6/21	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	教生生第694号 令和2年度スクールサポートネットワーク推進事業の損害保険証券	7/1	開示		
123	浦84	6/21	水道局業務部	水道総務課	損害保険契約のうち保険証券の写し、又は契約内容がわかる書類の写し レクリエーション保険、傷害保険(レク・施設入場者)、ボランティア活動保険、イベント(行事)保険	ボランティア活動保険加入証(加入者控)	6/29	一部開示	保険加入者名簿内の氏名	第7条第2号
124	西4	6/21	西区役所くらし応援室		西区役所くらし応援室が対応した特定建物のに関する行政情報		6/28	不開示		第10条
125	中21	6/21	水道局給水部	北部水道建設課	老第3496号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3496号布設替工事 見積及び単価設定一覧《入力表》	6/27	一部開示	・見積業者名・住所・電話番号・FAX番号・商品名 ・担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
126	中22	6/21	水道局給水部	北部水道建設課	老第3451号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3451号布設替工事 見積書、 見積結果表	6/27	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影 個人氏名	第7条第2号第3号
127	中23	6/21	水道局給水部	南部水道建設課	老第3027号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3027号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	6/23	一部開示	・企業担当者の印影 ・企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
128	浦89	6/22	建設局土木部	道路計画課	西区指扇わかば通り(仮称)予定地に用地買収交渉中に住宅が建設されてしまった地主との交渉がわかるもの 直近5年分	わかば通り(文化センター通り)延伸部の地主との打合せ記録簿 令和2年8月3日打合せ記録簿 令和3年2月26日打合せ記録簿 令和3年3月11日打合せ記録簿	7/5	一部開示	個人の「戸籍等の個人の基本的事項に関する情報」、「財産・収入状況に関する情報」、法人の「営業・販売活動に関する情報」	第7条第2号第3号
129	見14	6/22	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	指定管理者選定時の事業計画書及び収支計画書 (管理期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日) 大宮体育館(特定団体2団体分)	・さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 ・収支予算書(総括) ・平成30年度～平成34年度 収支予算積算書 他	8/5	一部開示	・開示書類のうち、氏名・個人を特定できる写真の部分 ・開示書類のうち、ノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
130	浦91	6/24	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	令和元年度から令和4年度6月24日現在までの、特定市立小中学校5校のさいたま市立小・中学校管理規則第10条による事故報告に関係する資料	令和元年度から令和4年度6月24日現在までの特定市立中学校3校、特定市立小学校の児童生徒事故報告書	7/8	一部開示	令和元年度から令和4年度6月24日現在までの特定市立小学校の児童生徒事故報告書 他	不存在 第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
131	岩14	6/27	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例	・「条例策定スケジュール(産廃指導課 課内用)」 ・「(仮称)さいたま市産業廃棄物処理施設の設置手続き等に関する条例・規則制定スケジュール(案)」 ・例規集「さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例」他	7/6	開示		
132	中28	6/28	水道局給水部	南部水道建設課	老第3425号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3425号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/5	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積もりを特定する番号	第7条第2号第3号
133	中29	6/28	水道局給水部	南部水道建設課	老第3505号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3505号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/4	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章、見積りを特定する番号	第7条第2号第3号
134	中30	6/28	水道局給水部	南部水道建設課	老第3507号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3507号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/1	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等、本工事に関係のない見積	第7条第2号第3号
135	浦92	6/29	農業委員会事務局	農業振興課	農地台帳(特定地)平成25年～令和4年分 農地調査台帳(特定地)平成30年度～令和2年度分	平成30年度農地台帳調査票(整理番号特定)、令和元年度農地台帳調査票(整理番号特定)、令和2年度農地台帳調査票(整理番号特定)	9/2	一部開示	農地台帳、住所及び経営主名、頁数、経営方針、送付先、世帯員及び就業状況、氏名、続柄、性別、生年月日、後継者、従事日数、年金、所有農地状況欄、農機具所有状況欄、農業用施設欄、家畜欄、経営農地筆別表、地目(現況)及び面積(現況)他	不存在 第7条第1号第2号第3号
136	浦93	7/1	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年:中1、中2、中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	8/8	開示		
137	浦94	7/1	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年:中1、中2、中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	8/8	開示		
138	浦95	7/1	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立中学校で2021年度1年間に行われた定期テストの全て 学年:中1、中2、中3 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全ての教科	・1学期中間テスト ・1学期期末テスト ・2学期中間テスト ・2学期期末テスト ・3学期学年末テスト	8/8	開示		
139	浦96	7/5	保健福祉局保健所	食品衛生課	令和4年6月1日～令和4年6月30日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧【取得対象の業種】飲食店	令和4年6月1日～令和4年6月30日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧	7/14	一部開示	個人営業者の営業者住所、営業者電話番号、個人情報と分類されている営業者電話番号、営業所電話番号、代表者役職、申請区分、許可確認日、保健所名	不存在 第7条第2号
140	浦97	7/5	保健福祉局保健所	環境薬事課	令和4年6月1日～令和4年6月30日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧【取得対象の業種】理容室、美容室、宿泊施設	・理容所施設一覧 ・美容所施設一覧 ・旅館業施設一覧 ※令和4年6月1日～令和4年6月30日の期間に許可又は確認を受けた施設に限る	7/8	一部開示	・理容所施設一覧の全部 ・美容所施設一覧のうち、個人営業者の営業者住所、営業者電話番号、営業所電話番号(営業者電話番号を兼ねる場合に限る)他	第7条第2号不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
141	浦98	7/6	建設局 土木部	土木総 務課	昭和59年2月に道路台帳附図である路線別求積平面図を製作する際に委託測量、昭和59年12月20日付で道路法に基づいて道路区域の変更の告示を行い、道路幅7.8mで道路認定されたもの 他	昭和59年度浦和市管理課道路の区域変更に係る告示資料	7/13	開示		
142	浦99	7/6	消防局 予防部	査察指 導課	時期:最終提出年度分及びその前年度分の計2年分 内容:消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 記載内容と添付資料 但し、非常用発電機設置対象外の施設を除く(点検・施設特定)	市内施設(添付一覧表)の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書「別記様式第24」(その1、その2、その3)	7/20	一部 開示	個人の名前、資格、法人等に関する情報	第7条 第2号 第3号
143	見15	7/6	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	・新型コロナワクチン接種後の副反応疑い、死亡疑い報告一覧(小児含む、接種日、ワクチンの種類、性別、年代、ロットナンバー、症状の程度) 他	・資料送付文 ・5～11歳の子どもへのワクチン接種中止及び副反応情報等の周知徹底を求める要望書コロナワクチンの有効性等について 他	7/20	一部 開示	・予防接種健康被害救済制度申請をされている数 ・要望書及び各資料のうち、「個人名」「住所」の部分	不在 第7条 第2号
144	岩15	7/7	建設局 土木部	道路環 境課	令和2年度中にさいたま市内における「都市計画道路と交通事故によって改良された道路」及び「排気ガス、振動、騒音等公害対策で対応した道路」はどの道路かが分かる資料	令和2年度に振動対策で対応した道路の案内図 道路修繕工事 16件	7/20	開示		
145	岩16	7/7	建設局 土木部	道路計 画課	令和2年度中にさいたま市内における「都市計画道路と交通事故によって改良された道路」及び「排気ガス、振動、騒音等公害対策で対応した道路」はどの道路かが分かる資料	当初予算額、及び決算額の集計表(平成21年度から令和2年度まで)	7/21	開示		
146	見16	7/8	スポーツ 文化局 スポーツ 部	スポーツ 振興課	さいたま市大宮体育館の提案書	・さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 ・収支予算書(総括) ・平成30年度～平成34年度 収支予算積算書	7/22	一部 開示	・開示書類のうち、氏名・個人を特定できる写真の部分 ・開示書類のうち、氏名・個人を特定できる部分 他	第7条 第2号 第3号
147	浦100	7/11	建設局 下水道 部	下水道 計画課	内水ハザードマップシミュレーション条件の情報(業務報告書等)	さいたま市内水ハザードマップ更新業務(下計-R2-4) 浸水想定区域図の作成	7/14	一部 開示	浸水実績	第7条 第2号
148	大36	7/11	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和4年3月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	6月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	7/13	開示		
149	中36	7/12	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3415号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	令和4年度 老第3415号布設替工事 業者見積及び見積結果表	7/21	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条 第2号 第3号
150	中37	7/12	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3454号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3454号布設替工事 単価設定一覧 老第3454号布設替工事 見積書	7/19	一部 開示	・見積業者名 ・担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
151	中38	7/12	水道局給水部	北部水道建設課	老第3404号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3404号布設替工事 見積及び単価設定一覧	7/22	一部開示	・人の氏名・印影 ・見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条第2号第3号
152	中39	7/12	水道局給水部	北部水道建設課	老第3467号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3467号布設替工事 見積書 老第3467号布設替工事 単価設定一覧	7/22	一部開示	見積業者名	第7条第3号
153	中40	7/12	水道局給水部	南部水道建設課	老第3415号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3428号布設替工事及び市内消火栓設置(その5)工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	7/14	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
154	中41	7/12	水道局給水部	南部水道建設課	老第3428号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	令和4年度 老第3415号布設替工事 業者見積及び見積結果表	7/21	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
155	大37	7/14	建設局	技術管理課	令和3年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会名簿	建技管554号 令和3年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会名簿	8/2	一部開示	・法人・その他団体の氏名、メールアドレス ・他都県政令市のメールアドレス(一部)	第7条第3号第6号
156	大38	7/14	議会局議事調査部	議事課	さいたま市議会定例会におけるさいたま市議会議員からの質問に対する回答 他	令和4年6月6日さいたま市議会本会議録(速報版)のうち、一般質問「4 子育て支援について(3)子育てパウチャー制度の創設について」の質問及び答弁の部分	7/25	開示		
157	中42	7/14	水道局給水部	北部水道建設課	老第3481号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3481号布設替工事 見積書 老第3481号布設替工事 単価設定一覧	7/25	一部開示	見積業者名	第7条第3号
158	中43	7/14	水道局給水部	北部水道建設課	老第3465号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3465号布設替工事 見積書 老第3465号布設替工事 単価設定一覧	7/25	一部開示	見積業者名	第7条第3号
159	中44	7/14	保健福祉局福祉部	障害政策課	平成27年12月4日に開催された保健福祉委員会記録の中にある、平成27年10月3日にさいたま市社会福祉事業団がさいたま市に提出した「法人におけるコンプライアンス遵守及び組織体制の強化に向けた業務改善計画」の資料	「障害者施設における障害者虐待の防止と対応の改善計画」(さいたま市社会福祉事業団 平成26年10月3日策定)	7/27	開示		
160	浦101	7/19	建設局土木部	土木総務課	特定地番の側溝化工事図面		7/25	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
161	浦102	7/22	保健福祉局福祉部	生活福祉課	生活保護運用事例集	さいたま市生活保護運用事例集2020	7/29	開示		
162	浦103	7/22	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地の市有地等境界明示申請の添付書類 市有地境界明示証明書 他	市有地等境界明示申請書(特定地) 隣接地所有者一覧表 市有地等境界明示申請書の申請者の住所氏名、申請理由、代理人の住所氏名 申請書表紙 市有地等境界明示証明書(特定地)	8/5	一部開示	隣接地所有者一覧表の所有者及び住所 市有地等境界明示申請書の申請者の住所氏名、申請理由、代理人の住所氏名 特定地の市有地等境界明示証明書	第7条第2号
163	浦104	7/26	教育委員会事務局管理部	教育財務課	特定市立中学校3校、特定市立小学校4校において令和2年度、3年度、七里地区社会福祉協議会より受けた寄附に関する資料。尚、特定市立小学校については令和3年度のみ		8/8	不開示		不存在
164	中47	7/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3480号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3480号布設替工事及び拡第5126号配水支管布設工事 見積書、単価設定一覧	8/3	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影 個人指名	第7条第2号第3号
165	岩17	7/28	建設局北部建設事務所	土木管理課	・これまでさいたま市が道路法に基づき、特殊車両の取り締まりを実施した関連資料 ・特車の取り締まりについて、警察との間でやり取りしたことが分かる関連資料	・特殊車両通行に伴う指導・取締りについて ・特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告 他	8/7	一部開示	・検査車両一覧のうち、「車両NO」及び「会社名」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「運転者」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「車両所有者」及び「車両番号」 ・指導警告書のうち、「住所」及び「氏名」	第7条第2号第3号
166	浦105	7/28	保健福祉局保健部	こころの健康センター	ひきこもりの年齢別、実態等状況が分かる令和元年度から令和3年度の関連文書 他	保保こ第3981号予算委員会に係る提出要望資料の調査について(依頼)(令和4年2月4日決裁)、保保こ第655号ひきこもり支援に関する状況調べについて(令和3年5月19日決裁)、保保こ第2050号ひきこもり支援に関する状況調べ等について(令和2年9月4日決裁) 他	8/12	一部開示	令和3年度分関連文書、要望と依頼が分かる関連文書、調査が分かる関連文書のうち令和3年度分 他	不存在 第7条第6号
167	浦106	7/28	議会局議事調査部	議事課	さいたま市議会定例会におけるさいたま市議会議員からの質問等に対応している答弁、資料提出等状況が分かる議事録等関連文書の決裁状況が分かる決裁文書	・「令和4年6月7日付け 議議議582 さいたま市議会会議録(令和4年2月定例会)の情報公開コーナーへの配置について」 ・「令和4年7月5日付け 議議議806 さいたま市議会委員会記録(令和4年2月定例会)の情報公開コーナーへの配置について」 他	8/3	開示		
168	浦107	7/29	建設局土木部	土木総務課	昭和59年度浦和市管理課道路の区域変更に係る告示資料 特定地の区間、新、旧、敷地福音、延長	昭和59年度浦和市管理課道路の区域変更に係る告示資料	8/4	開示		
169	浦108	7/29	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	令和元年度から令和3年度の校種別長期欠席者の内、ひきこもり状態ととらえている人数状況が分かる関連文書	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート(総合教育相談室分)	8/12	一部開示	・国の施策・予算に対する要望に係る要望書案の確認等について ・令和3年度国の施策・予算に対する提案・要望(前期)要望書等の校正について(提出) 他	第7条第4号第5号
170	浦109	8/1	財政局税務部	固定資産税課	平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する契約内容の概要を記載した業務委託契約情報一覧表 他		8/9	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
171	浦111	8/2	総務局 人事部	人事課	特定期間の職員の懲戒処分事例一式(処分の対象となった職員の役職、処分の対象となった事実関係、処分理由などがわかるもの) 教職員は除く	・平成24年4月20日記者発表資料(職員の懲戒処分について) ・平成24年5月31日記者発表資料(職員の懲戒処分について) ・平成24年9月7日記者発表資料(職員の懲戒処分について) 他	8/16	一部 開示	・被処分者の氏名、所属(局区等の名称を除く) ・懲戒処分事例	第7条 第2号
172	浦112	8/2	消防局 総務部	消防職 員課	消防局の職員に対する服務規律の遵守に関する通知の全て(平成30年4月1日～令和4年7月31日までの間)	平成30年4月9日付消防局長通知「ハラスメントの防止等の更なる推進について」、平成30年10月5日付消防局長通知「消防職員の厳正な服務規律の確保等について」、平成30年10月10日付消防局長通知「臨時職員・非常勤職員の服務規律について」 他	8/15	開示		
173	浦113	8/2	消防局 総務部	消防職 員課	特定期間の職員の懲戒処分事例一式(処分の対象となった職員の役職、処分の対象となった事実関係、処分理由などがわかるもの) 教職員は除く。(具体的には、懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)に係る記者発表資料)	平成24年12月21日記者発表資料(職員の懲戒処分について)、平成25年7月25日記者発表資料(職員の懲戒処分について)、平成26年3月14日記者発表資料(職員の懲戒処分について)、平成28年11月21日記者発表資料(職員の懲戒処分について) 他	8/16	一部 開示	令和元年5月15日以降の懲戒処分事例	第2条 第2号
174	浦114	8/2	水道局 業務部	水道総 務課	特定期間の職員の懲戒処分事例一式(処分の対象となった職員の役職、処分の対象となった事実関係、処分理由などがわかるもの) 教職員は除く	・平成24年4月20日記者発表資料(職員の懲戒処分について) ・平成27年12月18日記者発表資料(職員の懲戒処分について)	8/16	一部 開示	令和4年6月29日の懲戒処分等事例	第2条 第2号
175	浦115	8/2	教育委 員会事 務局管 理部	教育総 務課	特定期間の職員の懲戒処分事例一式(処分の対象となった職員の役職、処分の対象となった事実関係、処分理由などがわかるもの) 教職員は除く	・平成24年8月2日記者発表資料(職員の懲戒処分等について) ・平成24年9月7日記者発表資料(職員の懲戒処分について) ・平成25年2月1日記者発表資料(職員の懲戒処分について) 他	8/16	一部 開示	被処分者の氏名、所属(局名を除く)	第7条 第2号
176	浦116	8/2	総務局 人事部	職員課	消防局の職員(全職員向けのものを含む)に対する「埼玉県市町村共済組合が実施する福祉事業」に関する通知や利用案内などの一切の資料(期間特定)	300731レクリエーション施設東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーに係る「サンクス・フェスティバル」のご案内について 他	8/16	一部 開示	・決裁文書 ・全庁掲示板掲載文 ・契約団体番号及びID・パスワード 他	不存 在 第7条 第3号 第7号
177	中48	8/3	建設局 南部建 設事務 所	道路安 全対策 課	暮らしの道路測量業務(市道2648号線)に係る土地境界(単価)立会確認書 事前相談していただいた所長のコメントと市による認印の押印	暮らしの道路測量業務(市道L648号線)に係る土地境界(筆界)立会確認書 対象地:特定地上記、隣地土地所有者の立会確認	8/8	一部 開示	個人に関する情報(住所、氏名、印影、土地所有者との関係)	第7条 第2号
178	浦117	8/5	浦和区 役所区 民生活 部	コミュニ ティ課	令和2年4月1日から施行の特定自治会会則について規約変更認可をした決裁文書		8/10	不開 示		不存 在
179	浦118	8/5	財政局 税務部	固定資 産税課	さいたま市の地番が載った図面(図面の種類や名称、精度は問わない)で、2021年中の登記異動修正済のshapeデータ	地番図shapeデータ(令和4年1月1日時点のもの)	8/18	開示		
180	浦120	8/9	農業委 員会事 務局	農地調 整課	農地転用許可 令和4年5月20日 指令農委調第5-35号 申請者 特定法人	農地法第5条の規定による許可申請書(指令農委調第5-35号)	8/17	一部 開示	個人の氏名、個人の住所、個人の生年月日、個人の職業、個人の電話番号、個人の所有地番、所有地公図、不動産番号、個人の認印の印影、個人の美印の印影、印鑑証明書、個人の生年月日、個人の性別、住民となった年月日、住所を定めた年月日 他	第7条 第1号 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 区分
181	中49	8/9	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3498号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3498号布設替工事及び市内 消火栓設置(その3)工事 見積書、単価設定一覧	8/19	一部 開示	・見積業者名・住所・電話 番号・FAX番号・商品名 ・担当者・個人氏名	第7条 第2号 第3号
182	中50	8/9	水道局 給水部	北部水 道建設 課	高鼻浄水場応急給水施設設置工 事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	高鼻浄水場応急給水施設設置工 事 見積書 高鼻浄水場応急給水施設設置工 事 単価設定一覧	8/19	一部 開示	・見積業者名・住所・電話 番号・FAX番号・商品名 ・担当者・個人氏名	第7条 第2号 第3号
183	浦122	8/10	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導1 課	特定市立小学校が保有する自然の 教室に関する事案について 2022年度 日程表、報告書、指定管理者と校 長のお詫び、安心メール、保護者会 での配布資料	特定市立小学校 特定施設使用申 込書兼調整プログラム(日程)、特 定市立小学校5学年保護者宛てお 詫びのお知らせ(校長から)、特定 市立小学校5学年保護者宛てお詫 び文(指定管理者から)、学校安心 メール 他	8/24	一部 開示	個人氏名及び役職	第7条 第2号
184	浦123	8/10	市民局 市民生 活部	市民生 活安全 課	市民生活安全課が保有する自然の 教室における特定市立小学校での 事案について 2022年度及び協定 書(直近)のうち入浴時間等及び緊 急時の連絡について	情報伝達シート(令和4年8月8日作成)、 さいたま市特定法人令和4年度 年度協 定書、さいたま市特定施設指定管理者基 本協定書、指定管理者業務仕様書、さい たま市特定施設、危機管理マニュアル、さい たま市特定施設、さいたま市特定施設 指定管理に係る事業計画書	8/24	一部 開示	個人の氏名、電話番号、法 人の代表者印の印影	第7条 第2号 第3号
185	浦124	8/10	教育委 員会事 務局学 校教育 部	館岩少 年自然 の家	館岩少年自然の家が保有する自然 の教室における特定市立小学校で の事案について 2022年度	・特定市立小調整プログラム ・特定日 特定市立小事故報告 ・自然の教室(夏季)における入浴 の件について(お詫び) ・特定法人謝罪文(学校長・第5学 年保護者の皆様)宛 他	10/4	一部 開示	・事故報告及び謝罪文にあ る法人の役職名・個人名 ・事故報告の当時の児童 の様子に関する情報	第7条 第2号
186	浦125	8/12	建設局 土木部	道路環 境課	令和4年度路面下空洞調査業務 上記の見積内訳書	令和4年度路面下空洞調査業務・ 令和4年度 委託設計書	8/26	開示		
187	浦126	8/12	総務局 人事部	人事課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる 一覧表 平成31年3月30日より直近まで	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる 一覧表 平成31年3月30日より直近まで	8/26	一部 開示	「所属」欄のうち部以下の 部分、「職務名」欄及び「概 要」欄のうち個人を特定で きる部分、「氏名」欄、「職 員番号」欄、No.296・No.297 の処分(令和2年12月25 日)の「概要」欄	第7条 第2号 第5号
188	浦127	8/12	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる 一覧表 平成31年3月30日より直近まで	懲戒処分等一覧	8/26	一部 開示	「所属」欄、「氏名」欄、「職 員番号」欄 ※「所属」欄、「氏名」欄で、 市が公表した情報を除く	第7条 第2号 第5号
189	浦128	8/12	消防局 総務部	消防職 員課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる 一覧表 平成31年3月30日より直近まで	【懲戒処分】職員の処分一覧 【訓告等】職員の処分一覧	8/26	一部 開示	・【懲戒処分】職員の処分一覧の うち、職員番号、処分者、概要 欄及び刑事処分欄のうち非公開 情報 ・【訓告等】職員の処分一覧のう ち、職員番号、処分者、概要欄 のうち処分者の所属及び非公開 情報 他	第7条 第2号 第5号
190	浦129	8/12	水道局 業務部	水道総 務課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる 一覧表 平成31年3月30日より直近まで	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処 分一覧	8/26	一部 開示	職員個人の氏名、職員番 号及び部以下の所属名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
191	浦130	8/12	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	子ども 家庭支 援課	特定の特定非営利活動法人に関する補助金等 令和3、4年度	・さいたま市児童養護施設等生活環境改善事業補助金について ・支出負担行為何書(一般)(件名:さいたま市児童養護施設等生活環境改善事業補助金) ・さいたま市児童養護施設等生活環境改善事業実績報告書 他	8/26	一部 開示	・法人代表者印影 ・企業担当者印影 ・さいたま市児童養護施設等生活環境改善事業補助金交付申請書添付書類事業計画書対象施設の概要所在地 他	第7条 第2号 第3号 第7号
192	浦131	8/12	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	特定の特定非営利活動法人に関する補助金等 令和3、4年度	・令和4年度第1四半期措置費概算払について(特定非営利活動法人) ・支出負担行為何書兼支出命令書(件名:令和4年度第1四半期措置費概算払(特定非営利活動法人))	8/26	一部 開示	措置費概算払請求書(令和4年度第1四半期分)施設所在地 他	第7条 第3号 第7号
193	浦159	8/12	教育委 員会事 務局管 理部	教育総 務課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる一覧表 平成31年3月30日より直近まで	懲戒処分等一覧 平成31年3月30日より直近まで	8/26	一部 開示	懲戒処分等一覧のうち「所属(局名を除く。）」、「氏名」、「職員番号」の欄の部分、「概要」欄のうち所属の部分、非公開情報(令和2年12月25日)における「概要」欄	第7条 第2号 第5号
194	浦160	8/12	教育委 員会事 務局学 校教育 部	高校教 育課	懲戒処分及び、懲戒処分に準ずる一覧表 平成31年3月30日より直近まで	懲戒処分等一覧	8/26	一部 開示	「所属」欄、「氏名」欄、「職員番号」欄	第7条 第2号 第5号
195	大41	8/12	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和4年7月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	7月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	8/16	開示		
196	見17	8/12	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	特定法人の事業所において、請求日以前に休止届・廃止届が提出されているか、提出されている場合、それに準ずる書類。休止届・廃止届が提出されている場合、請求日時時点の当該事業所に係る法人名、事業所名、所在地、業務形態、事業所番号の情報	廃止・休止届出書	8/22	一部 開示	・「記入担当者氏名」「担当者連絡先」欄の部分 ・「廃止・休止をする理由」 「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄の部分	第7条 第2号 第3号
197	浦132	8/15	建設局 北部建 設事務 所	道路安 全対策 課	市役所本庁舎を含む行政区等を管轄する事務所 防護柵・車止め類の設置工事のうち以下のもの ・国交省の調査報告箇所にかかるものでこれまでに完了した工事を含む 他	交通安全対策緊急工事(北建造安単契R2-1)の工事完成検査調査、執行中の仕様単価価格表・単価算出表の部分、竣工書類の管理番号13:30:31の案内図・平面図・工事前後の写真の部分、材料承諾書のポラードの図面部分	8/24	一部 開示	図面のうち、検図・製図の担当者の氏名	第7条 第2号
198	浦133	8/15	建設局 南部建 設事務 所	道路安 全対策 課	市役所本庁舎を含む行政区等を管轄する事務所 防護柵・車止め類の設置工事のうち以下のもの ・国交省の調査報告箇所にかかるものでこれまでに完了した工事を含む 他	交通安全対策緊急工事(南建造安単契R2) 交通安全対策緊急工事(南建造安単契R3) 上記2件の工事に係る工事完成検査調査書、工事設計書の仕様単価価格表と単価算出表における防護柵・車止めに係る部分 他	8/24	一部 開示	図面に記載された担当者の氏名	第7条 第2号
199	浦134	8/15	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	令和元年6月18日付「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」にかかる以下の文書(データ) ・施設への依頼文 ・施設への依頼の回答 他	令和元年7月16日付子幼保第1559号「園外保育等の日常的な集団移動時の経路の安全確保状況に係る調査について(依頼)」、合同点検安全対策進捗管理台帳(令和元年2月17日付子幼保3965号決裁添付書類)、危険箇所管理台帳(令和元年2月17日付子幼保3965号決裁添付書類) 他	8/24	開示		
200	浦135	8/15	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	事故発生後2年が経過し、対策工事の進捗とともに、議会や報道機関、市民への説明用に特にハード対策の手法別も含めた取り組み事例(写真入り)や個所数をまとめたようなもの 他	R1年度合同点検実施箇所管理台帳(R4.1.31時点)、R1年度施設提出危険箇所管理台帳(R4.1.31時点)、R2年度合同点検実施箇所管理台帳(R4.1.31時点)、R2年度施設提出危険箇所管理台帳(R4.1.31時点)、R3年度施設提出危険箇所管理台帳(R4.5.31時点) 他	8/24	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
201	浦136	8/15	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	未就学児事故対策に関する道路を 管理する出先機関への安全対策に かかる指示文書の類(緊急点検に 関する留意事項を含む)	令和2年3月24日付「園外保育等 における交通安全対策について(依 頼)」	8/24	開示		
202	浦137	8/15	保健福 祉局福 祉部	障害支 援課	令和元年6月18日付「未就学児が 日常的に集団で移動する経路の交 通安全の確保の徹底について」に かかる以下の文書(データ) ・施設への依頼文	令和元年7月16日付保福障支第 1655号「未就学児が日常的に集団 で移動する経路の交通安全の確保 の状況に係る調査について」	8/25	開示		
203	浦138	8/15	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	令和元年6月18日付「未就学児が 日常的に集団で移動する経路の交 通安全の確保の徹底について」に かかる以下の文書(データ) ・施設への依頼文	令和元年7月18日付子幼第837 号 園外保育等の日常的な集団移 動時の経路の安全確保状況に係る 調査について(依頼)	8/24	開示		
204	浦139	8/15	建設局 土木部	道路環 境課	「大津事故」(令和元年5月8日に発 生した滋賀県大津市における未就 学児死傷事故)の見立てがわかる もの		8/24	不開 示		不存 在
205	浦140	8/15	建設局 土木部	道路環 境課	・未就学児の移動経路対策(令和3 年3月末時点の進捗状況)について 、地整に報告した電磁的記録 ・通学路及び未就学児事故対策に かかる国への交付金関係文書(申 請・交付決定・実績報告)	・未就学児移動経路の対策状況 (R4.3末時点) ・積算の基礎(平成31年度・令和2 年度・令和3年度)	8/24	開示		
206	浦141	8/15	総務局 総務部	総務課	・総務省自治行政局が「地方行政 サービス改革の取組状況等に関す る調査等(令和2年4月1日現在)」 に、合わせて調査のあった「公文書 管理条例等の制定状況」において、 回答した内容がわかるもの 他	「地方行政サービス改革に関する取組状 況等の調査について」公文書管理条例等 の制定状況 回答調査票、「さいたま市文 書管理条例(令和2年4月1日時点)」、「さい たま市文書管理条例の一部改正につい て」(令和3年3月10日付け 総総第3411 号 他)	8/24	開示		
207	浦142	8/15	財政局 財政部	財政課	総務省に提出した公共施設等適正 管理推進事業債の起債協議等に関 する協議文書及び届出文書 (平成29年度～令和2年度) 鑑、別表も含める	平成30年9月10日付け 財財財1883 号 平成30年度一般会計債の起債 に係る届出について(9月届出)、平 成31年3月14日付け 財財財3900号 平成30年度一般会計債の起債に係 る届出について(通常収支分)(3月 届出) 他	8/24	開示		
208	浦143	8/15	教育委 員会事 務局学 校教育 部	学事課	令和元年6月18日付「未就学児が 日常的に集団で移動する経路の交 通安全の確保の徹底について」に かかる以下の文書(データ) ・施設への依頼文		8/24	不開 示		不存 在
209	浦144	8/15	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導1 課	令和元年6月18日付「未就学児が 日常的に集団で移動する経路の交 通安全の確保の徹底について」に かかる以下の文書(データ) ・施設への依頼文 ・施設への依頼の回答 他		8/23	不開 示		不存 在
210	浦145	8/16	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	特定道路6通り分の設計図及び施 工図の寸法記入物		8/25	不開 示		不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
211	浦146	8/16	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の決算届(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2017年8月1日～2021年7月31日の事業年度分(4年度分)	特定医療法人の決算届(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書)これらの2017年8月1日～2018年7月31日事業年度と2018年8月1日～2019年7月31日の事業年度、2019年8月1日～2020年7月31日の事業年度、2020年8月1日～2021年7月31日の事業年度分	8/13	開示		
212	浦147	8/17	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	さいたま市教育委員会が、今月下旬に300人規模の新人教員研修会を2泊3日で予定していることについての行政情報参加教員及び個々の研修内容は除くただし、新型コロナ感染対策は含まれる	・令和4年度初任者研修研修の手引き・特別支援教育の作成について ・令和4年度初任者研修研修の手引き・小学校の作成について 他	8/31	一部開示	・バス借上げに伴う執行伺のうち、予算額、執行予定額及びその積算内訳 ・バス借上げに伴う契約伺のうち、氏名及び印影 ・バス借上げに伴う契約伺のうち、代表者印の印影 ・情報システムのネットワーク構成	第7条第2号第3号第5号第7号
213	浦148	8/18	保健福祉局福祉部	監査指導課	令和3年度自主点検表(特定保育園)	「さいたま市立保育所への指導監査実施結果について」のうち、特定保育園の自主点検表	8/31	開示		
214	浦149	8/18	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	北部児童相談所と南部児童相談所の小児科嘱託医の名前	さいたま市北部児童相談所と南部児童相談所の小児科嘱託医の名前	9/1	不開示		第7条第5号
215	浦150	8/18	保健福祉局保健所	保健総務課	過去10年分の特定病院における医療事故件数(死亡事故と死亡事故以外を含む)と同院に係る医療安全相談と保健総務課への相談件数		9/1	不開示		不存在
216	浦156	8/19	建設局南部建設事務所	土木管理課	浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴引継書一式の原本	文書名称 浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴 浦和市役所 部課名 建設部監理課 引継書一式の原本の開示、閲覧、写しの交付開示 南部建設事務所 土木管理	9/2	開示		
217	浦157	8/22	総務局人事部	人事課	レクリエーション施設利用券の不正利用等により、戒告処分を行った職員の懲戒処分説明書一式	懲戒処分説明書の写し	9/5	一部開示	懲戒処分説明書の被処分者の所属名の一部、氏名及び所属するサッカー部名、サッカー部の利用施設名並びにサッカー部での役割	第7条第2号
218	浦158	8/22	水道局業務部	水道総務課	レクリエーション施設利用券の不正利用等により、戒告処分を行った職員の懲戒処分説明書一式	懲戒処分説明書(令和4年6月29日付けで、さいたま市水道事業管理者が水道局係長に行った懲戒処分に関するもの)	9/5	一部開示	懲戒処分説明書の被処分者の所属名の一部、氏名及び所属するサッカー部名、サッカー部の利用施設名並びにサッカー部での役割	第7条第2号
219	浦161	8/22	浦和区役所区民生活部	コミュニティ課	市の指導により一部変更にもなう配布の令和3年5月9日から施行の特定自治会会則(改訂)について規約変更認可した決裁文書	浦和区第1014号 規約変更認可について(元町三丁目自治会) (令和3年7月13日決裁)	9/1	一部開示	個人の氏名(自治会の代表者を除く)、住所、印影	第7条第2号
220	桜7	8/24	建設局南部建設事務所	道路安全対策課	羽倉橋(上り線)耐震補強及び補修工事その4	・「建南道安第2033号」工事設計図書に係る情報提供原本CD作成/羽根倉橋(上り線)耐震補強及び補修工事その4(令和3年9月6日決裁)(金入り設計書、設計図、数量計算書、積算参考資料) ・足場工算出根拠/羽根倉橋(上り線)耐震補強及び補修工事その4	8/31	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
221	浦162	8/26	南区役 所健康 福祉部	福祉課	「南区役所職員の新型コロナウイルス感染について」令和4年8月分に限る	・新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シートの提出について ・市職員の新型コロナウイルス感染状況について(特定日判明) 他	9/8	一部 開示	新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シートの報告対象者に係る「職、氏名、職員番号、任用区分」	第7条 第2号
222	浦170	8/26	経済局 商工観 光部	産業展 開推進 課	さいたま市が特定法人に対して委託したさいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)について特定法人から受領した以下の資料 ・さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)報告書 他	さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)報告書 作成した議事録及び調査・検討に使用した資料及び報告書等 他	9/9	不開 示		不在 第7条 第3号
223	岩19	8/31	都市局 都市計 画部	自転車 まちづ くり推 進課	さいたま市自転車保管所保管自転車売却にかかる各年度毎過去10年分売却台数と売却価格	放置自転車の売却台数と売却収入額(直近5年間) 平成29年3月末日 放置自転車の売却台数と売却収入額(直近5年間) 令和3年3月末日	9/12	開示		
224	浦171	9/2	教育委 員会事 務局学 校教育 部	高校教 育課	令和3年3月25日 口頭注意の公金 公物処理不適正事件について	・公金公物処理不適正事故に係る事情聴取及び指導 ・職員事故に係る聞き取り ・教職員事故報告書 ・てん末書 ・指導措置 ・臨時保護者会記録 他	9/16	一部 開示	・「公金公物処理不適正事故に係る事情聴取及び指導」のうち、学校名、校長名、教諭名、生年月日、年齢、現住所、最終学歴、教職経験、事故者の担当学年、事故者の教職経験 他	第7条 第2号
225	見18	9/2	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人の決算届 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2017年8月1日～2018年7月31日の 事業年度分 他	特定医療法人社団 事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2019(令和元年)8月1日～2020(令和2年)7月31日の期間のもの 他	9/7	開示		
226	見19	9/2	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人の決算届 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2019年8月1日～2020年7月31日の 事業年度分 他	特定医療法人社団 事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2017(平成29年)8月1日～2018(平成30年)7月31日の期間のもの 他	9/7	開示		
227	浦172	9/5	市長公 室秘書 広報部	秘書課	さいたま市と特定団体に関する行政文書一切(市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。)	・Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い ・Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い	9/20	一部 開示	・Peace Road 2021 in Japan 埼玉実行委員会の氏名、肩書の一部 ・連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレス	第7条 第2号
228	中52	9/5	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3417号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3417号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	9/7	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号等	第7条 第2号 第3号
229	中53	9/6	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3077号布設替工事及び老第3153号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3077号布設替工事及び老第3153号布設替工事 見積書一式、単価設定一覧	9/16	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、見積りを特定する番号、資材単価、資材単価の掲載ページ	第7条 第2号 第3号
230	中54	9/6	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3512号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3512号布設替工事 見積書、 単価設定一覧	9/13	一部 開示	見積業者名、担当者印影 個人氏名	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
231	岩20	9/7	総務局 人事部	人事課	令和3年または、令和2年度の市役 所各課ごとの時間外労働時間が分 かる関係資料	令和2年度 部局課別の時間外勤 務時間数及び時間外勤務手当	9/21	開示		
232	岩21	9/7	総務局 人事部	人事課	令和3年または、令和2年度の市役 所各課ごとの時間外労働時間に対 して支出した額が分かる関係資料	令和2年度 部局課別の時間外勤 務時間数及び時間外勤務手当	9/21	開示		
233	大45	9/9	都市局 みどり 公園推 進部	都市公 園課	都み都00024を含む設置要綱、会 議議事録、今後の予定、職員作成 メモなど別所沼公園協議会に係る 全ての行政情報	令和3年度第1回別所沼公園協議会の開 催について(令和3年11月11日) 別所沼公園協議会の設置について(令和 3年11月16日) 令和3年度第2回別所沼公園協議会の開 催について(令和4年2月28日) 他	9/22	一部 開示	氏名	第7条 第2号
234	緑7	9/9	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人 事業報告書等閲覧 資料(事業報告書、財産目録、貸借 対照表、損益計算書) 令和3年4月1日～令和4年3月31日 令和2年4月1日～令和3年3月31日	特定医療法人 事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書) 2021(令和3)年4月1日～2022(令和 4)年3月31日の期間のもの 他	9/13	開示		
235	緑8	9/9	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人 事業報告書等閲覧 資料(事業報告書、財産目録、貸借 対照表、損益計算書) 平成31年4月1日～令和2年3月31 日 平成30年4月1日～平成31年3月31 日	特定医療法人 事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書) 2019(平成31)年4月1日～2020(令 和2)年3月31日の期間のもの 他	9/13	開示		
236	浦173	9/12	教育委 員会事 務局管 理部	教育総 務課	(8月6日判明)教育委員会事務局 職員の新型コロナウイルス感染に ついて(教育研究所)	(8月6日判明)教育委員会事務局 職員の新型コロナウイルス感染に ついて(教育研究所)にかかると、新 型コロナウイルス感染者・濃厚接触 者等報告シート及び公表にかかる 決裁文書	9/22	一部 開示	報告対象者の氏名、職員 番号	第7条 第2号
237	浦174	9/12	浦和区 役所区 民生活 部	地域商 工室	「うなぎまつり」に関する補助金等 (実行委員会も含む)令和2～4年度 分	・支出負担行為同書(一般) ・支出命令書	9/22	一部 開示	・支出負担行為同書(一般)にお ける相手方の氏名 ・補助金交付決定通知書(様式 第2号)(案)における相手方の 氏名 ・補助金交付申請書(様式第1 号)における申請者の氏名・署 名(自署)	第7条 第2号
238	桜10	9/12	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	特定日以降に請求者に対して保護 施設先における保護者対象者の病 状、医療措置その他一切の状況説 明内容の情報文書及びその説明の 根拠となった一切の情報文書		9/26	不開 示		第10 条
239	桜11	9/12	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	特定期間において、請求者が桜区 高齢介護課に対して複数回に渡 り、メールを送信したものの、その メール自体の記録文書及びその メールに対する桜区高齢介護課職 員らがとった対応内容の記録文書 他		9/26	不開 示		第10 条
240	桜12	9/12	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	特定期間において、桜区高齢介護 課の特定職員が請求者に対して 行った収容施設先における保護者 対象者の病状、医療措置その他一 切の状況説明内容の情報文書及 びその説明の根拠となった一切の 情報文書 他		9/26	不開 示		第10 条

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
241	桜13	9/12	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	特定期間において、桜区高齢介護課の特定職員が請求者に対して行った収容対象者の囑託医による判断などについて、専門医による適切な治療を受ける自由を侵害したもののだが、その際の特定職員と請求者のやり取りの記録文書 他		9/26	不開示		第10条
242	桜8	9/12	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	特定期間に請求者と桜区高齢介護課職員らとの電話会話内容及びその他のやり取りにおいて、請求者が桜区高齢介護課職員らに対して行った問い合わせ、要望、苦情等について桜区高齢介護課職員らが具体的にとった対応、行動等の内容に係る情報の一切		9/26	不開示		第10条
243	桜9	9/12	保健福祉局市立病院病院経営部	医事課	特定期間に請求者とさいたま市立病院職員及び医者らとの電話会話内容及びその他のやり取りにおいて、請求者がさいたま市立病院職員及び医者らに対して行った問い合わせ、要望、苦情等についてさいたま市立病院職員及び医者らが具体的にとった対応、行動等の内容に係る情報の一切		9/15	不開示		第10条
244	浦175	9/13	市長公室秘書広報部	秘書課	秘書課が保有する特定イベントに係るもの	・2021年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い ・2022年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い	9/27	一部開示	・特定イベントの氏名、肩書の一部 ・連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレス	第7条第2号
245	浦176	9/13	教育委員会事務局管理部	教育総務課	9月13日一般質問 特定議員の質疑 2. 教育委員が特定企業の広告塔になることについての(3)教育委員が特定企業の広告塔に就いていることに関する文科省の見解の部分で市が文科省に問い合わせした文書及び文科省の回答の文書	令和4年9月7日(水)及び8日(木) 文部科学省への問合せ記録	9/15	開示		
246	浦177	9/13	市長公室秘書広報部	秘書課	特定イベントの実施団体が市長に表敬訪問するために交わされた文書のすべて	・2021年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い ・2022年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い	9/27	一部開示	・特定イベント委員会の氏名、肩書の一部	第7条第2号
247	浦178	9/14	水道局給水部	水道施設建設課	水道設計積算システムにおける条件単価一覧表	水道設計積算システムにおける施工条件単価一覧表(令和4年3月)	9/16	開示		
248	大46	9/14	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和4年4月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	8月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/16	開示		
249	浦179	9/15	建設局南部建設事務所	土木管理課	地権者市有地等境界明示申請書に関して、請求者に立会いを求めた証明書		9/29	不開示		不存在
250	浦180	9/15	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地区の道路台帳について、特定法人に行政が委託したものの、請求者が調べたものに誤りがあれば証明書、書面		9/29	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
251	浦181	9/15	建設局 土木部	土木総務課	特定路線番号の水路の側溝化図面、設計図、施工図		9/27	不開示		不存在
252	浦182	9/16	建設局 南部建設事務所	土木管理課	委託発注書、測量立会者署名捺印書の証明書		9/29	不開示		不存在
253	浦183	9/16	市長公室 秘書広報部	秘書課	・2021年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い ・2022年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い 以上の依頼者に関わる残っている公文書のすべて	・2021年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い ・2021年実施特定イベント「表敬訪問」のお願い	10/11	一部開示	・特定イベント委員会の氏名、肩書の一部 ・連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレス	第7条 第2号
254	浦184	9/20	子ども未来局 幼児未来部	幼児政策課	特定保育園が受け取っている各種助成金額明細(期間特定)	平成29年度委託料支払一覧 平成30年度委託料支払一覧 令和1～4年度委託料総括表のうち特定幼稚園に関する部分(令和4年度については4～9月支払分) 他	9/27	一部開示	平成28年度以前の当該行政情報	不存在
255	浦185	9/20	建設局 土木部	土木総務課	口頭意見陳述聴取結果記録書(文書番号特定)の修正文書		9/28	不開示		不存在
256	浦186	9/20	建設局 土木部	土木総務課	行政情報開示審査諮問通知書(文書番号特定)の修正文書		9/28	不開示		不存在
257	浦187	9/20	建設局 土木部	土木総務課	口頭意見陳述聴取結果記録書(文書番号特定)の修正文書		9/28	不開示		不存在
258	浦188	9/20	建設局 土木部	土木総務課	口頭意見陳述実施に係る事前承諾書		9/28	不開示		不存在
259	浦189	9/20	建設局 南部建設事務所	土木管理課	口頭意見陳述実施に係る事前承諾書		9/29	不開示		不存在
260	岩23	9/22	建設局 土木部	土木総務課	市に対して、都市ガス事業者から市道路下(道路構造内)に設置する都市ガス配管の条件又は貴市が事業者を示した条件の全て	道路占用許可書の雛形	10/4	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
261	浦190	9/22	スポーツ文化局文化 局文化部	文化振 興課	さいたま市民会館うらわの解体工 事に係るアスベスト(特定建築材 料)の仕様の有無についての事前 調査結果の内容がわかる書類	市民会館うらわアスベスト含有量調 査業務の調査報告書	9/22	一部 開示	調査報告書の法人の担当 者の氏名、印影、 特定建築物石綿含有建材 調査者修了番号	第7条 第2号
262	浦191	9/26	建設局 建設部	建築行 政課	特定建築物に係る最新の昇降機定 期調査報告書(概要書)かつ本物 件に関わる資料	特定建築物の定期検査報告書(昇 降機)	10/5	一部 開示	・(第三十六号の四様式) 定期検査報告書(第一面) の所有者の電話番号 ・(別記第一号)検査結果 表の検査結果に関する部 分および特記事項 他	第7条 第2号
263	浦192	9/26	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	特定道路の水路、側溝化図面		10/3	不開 示		不存 在
264	浦193	9/26	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	浦和南部土地改良区施設の引継 申請関係綴、永久保存物(原本)	浦和南部土地改良区施設の引継 申請関係綴	10/3	開示		
265	浦194	9/26	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	以前開示を受けた路線別求積平面 図は誤りなので、当該平面図の正 解物	路線別求積平面図。市道F-415号 線	10/3	一部 開示	作業機関担当者印影	第7条 第2号
266	浦195	9/26	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	以前開示を受けた特定路線の道路 図の正解物	路線別求積平面図。市道F-415号 線	10/3	一部 開示	作業機関担当者印影	第7条 第2号
267	浦196	9/26	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	行政監理課係長が職権により強 行、地権者拒止に関する証明書 他		10/5	不開 示		不存 在
268	浦197	9/26	建設局 南部建 設事務 所	下水道 建設課	下水道事業地質調査業務(番号特 定) 令和3年8月24日開札 金入り委託仕様書の全ページ	下水道事業地質調査業務(南建- R3-301) 金入り設計書一式(委託設計書鏡、 委託内訳書、諸経費計 算書、内訳書、代価表、数量計算 書)	10/4	開示		
269	浦198	9/26	建設局 南部建 設事務 所	下水道 建設課	下水道事業地質調査業務(番号特 定) 令和3年10月26日開札 金入り委託仕様書の全ページ	下水道事業地質調査業務(南建- R3-302)	10/4	開示		
270	浦199	9/26	市長公 室秘書 広報部	秘書課	2021・2022年実施特定イベント「表 敬訪問」のお願い	・2021年実施特定イベント「表敬訪 問」のお願い ・2022年実施特定イベント「表敬訪 問」のお願い	10/7	一部 開示	・特定イベント委員会の氏 名、肩書の一部 ・連絡先の氏名、肩書、電 話番号、メールアドレス	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
271	浦200	9/27	保健福祉局保健所	保健総務課	さいたま措置支所について医療法に基づき提出された文書(有床診療所施設票の従事者名簿(医師と看護師))	さいたま措置支所医務課診療所についての有床診療所施設票の従事者名簿(医師と看護師)	10/11	一部開示	氏名、免許登録番号、免許登録年月日、採用年月日	第7条第5号
272	浦201	9/27	保健福祉局保健部	地域医療課	令和4年3月1日～令和4年8月31日までにさいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	3月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料 4月～8月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	9/29	開示		
273	中55	9/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3461号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3461号布設替工事(2債) 見積書 老第3461号布設替工事(2債) 見積結果表	10/3	一部開示	・見積業者名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
274	中56	9/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3520号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3520号布設替工事及び第5140号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	10/3	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
275	中57	9/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3324号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3324号布設替工事の変更工事設計書(金入り)	10/5	開示		
276	浦204	9/29	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定地番における境界確認に関する書類のすべて(令和4年度)	市有地等の境界確認に伴う立会いについて(特定中学校) 市有地等境界確認同意書(特定中学校)	10/7	一部開示	・市有地等境界確認申請書、代理人選任届出書、境界確認報告書、市有地等境界確認協議同意書、立会証明書、実測図及び測量図に記載された、申請者、申請者代理人及び作製者それぞれの氏名、住所、電話番号及び押印の印影 他	第7条第2号
277	浦205	9/29	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市内中学校設立にあたり、隣地である当該地を学校敷地に編入したいとの申し入れが当時教育委員会からあった。これに伴う立会い、説明、測量、図面等の現存する書類のすべて		10/7	不開示		不存在
278	浦206	9/30	農業委員会事務局	農地調整課	特定地区で、不正な土砂搬入が始まったきっかけとされる農地改良に関する許可申請資料の施工計画書、計画図(平面時、縦横断面図)、作付計画書、農地法第5条の規定による許可申請書	農地法第5条の規定による許可申請書 (令和2年度指令農委調第5-133号)	10/3	一部開示	個人の氏名、個人の住所、個人の職業、個人の所有地番、個人の実印の印影、法人の名称、法人の住所、法人の業種名	第7条第1号第2号第3号
279	浦207	9/30	教育委員会事務局管理部	教育財務課	さいたま市立の全中学校で2020、2021年度に市社会福祉協議会と地区社協から受けた寄附に関するすべての資料	寄附申込書(特定団体) 他	10/12	一部開示	法人等の口座情報	第7条第3号
280	浦208	10/3	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価 令和3年10月版 市場単価 令和3年10月版 標準単価 令和4年10月版(金額抜き) 市場単価 令和4年10月版(金額抜き) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和3年10月版 標準単価(電気設備工事)令和3年10月版 標準単価(機械設備工事)令和3年10月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和3年10月版 他	10/4	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
281	南1	10/3	経済局 商工観 光部	観光国 際課	南浦和2022絶品グルメ祭り (2022.9.17~19)の後援名義の仕様 に関する書類(申請書を含む起案 文書一式)	経商観1743号 後援等に係る承認申請書について (南浦和×絶品グルメ☆祭り With Zeppin Fes.)	10/6	一部 開示	代表者の住所、印影、電話 番号	第7条 第2号
282	浦209	10/4	建設局	技術管 理課	・令和3年7月版 さいたま市公共建 築工事単価表ー市場単価 ・令和3年10月版 さいたま市公共 建築工事単価表ー市場単価 他	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)令和3年7月版(金入り) 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)令和3年10月版(金入り) 他	10/5	開示		
283	浦211	10/5	浦和区 役所区 民生活 部	地域商 工室	さいたま市浦和うなぎまつり実行委 員会から提出された概算払の理由 が書かれた文書(請求書を除く)		10/17	不開 示		不在
284	中58	10/12	水道局 給水部	水道施 設建設 課	南下新井配水場応急給水施設設 置工事 業者見積及び見積結果表	南下新井配水場応急給水施設設 置工事 見積書及び高額資材関係 南下新井配水場応急給水施設設 置工事 単価設定一覧	10/20	一部 開示	見積業者名・住所・電話番号 ・FAX番号・商品名・担 当者・個人氏名	第7条 第2号 第3号
285	西5	10/12	消防局 西消防 署	管理指 導課	請求者が居住する特定団地の消防 用設備等に係る「消防用設備等特 例規定適用申請」に関する文書(図 面を除く)	防火対象物使用開始届出書	10/18	一部 開示	届出者に関する副本受 領者の自署(役職、氏名)	第7条 第2号
286	西6	10/12	消防局 総務部	消防施 設課	請求者が居住する特定団地敷地内 に存するさいたま市所管の防火水 槽に係る旧住宅公園からの移管に 関する文書	特定団地内公共施設(防火水槽)に 係る土地の所有権移転登記文書一 式	10/20	開示		
287	大49	10/13	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和4年9月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	9月/決算届(令和4年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	10/17	開示		
288	岩24	10/14	市民局 区政推 進部		各区役所がマイナンバーカードにつ いて市民に案内・通知等を出してい る(インターネット含む)関係資料。 インターネット等で掲載しているた め開示しないと回答の場合は、 市民に案内・通知等の作成過程の 関係資料を求める	・マイナンバーカード交付通知書送 付時に同封している案内・通知 ・マイナンバーカード申請時・交付 時に窓口でお渡ししている案内・通 知 ・マイナンバーカード勤奨通知送付 時に同封している案内・通知 他	10/27	開示		
289	岩27	10/14	総務局 人事部	人事課	令和2年度、さいたま市部門別の時 間外労働時間と金額を見ると金額 が何と48億円額が拠出されている。 時間外の要因が分かる関係資料の 開示	令和2年度時間外勤務等の要因の 整理分析等調書	10/28	開示		
290	岩29	10/14	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	令和2年度、さいたま市部門別の時 間外労働時間と金額を見ると金額 が何と48億円額が拠出されている。 時間外の要因が分かる関係資料の 開示	令和2年度時間外勤務等の要因の 整理分析等調書	10/20	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
291	岩31	10/14	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	令和2年度、さいたま市部門別の時間外労働時間と金額を見ると金額が何と48億円額が拠出されている。時間外の要因が分かる関係資料の開示	決算資料 令和2年度 病院総務課の時間外が多い理由	10/20	開示		
292	浦213	10/14	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	さいたま市立学校で、2021年度、22年度(10月17日まで)に把握する児童・生徒が関わる事件・事故(重傷・重体・死亡)と自殺未遂で、当該学校が調査した内容が分かる文書のすべて。および、市教育委員会、市長部局、警察、児童生徒の家族と交わした文書のすべて	2021年度、22年度(10月14日まで)の「重傷、重体、死亡、自殺事案」という種別に限らない児童生徒事故報告書	10/28	一部開示	・発信年月日、事故の種別、事故の発生日時、事故発生場所、事故者の氏名・年齢・性別・学年・現住所等、事故の相手方当事者の氏名・年齢・性別・現住所等、負傷・損害等の程度 他	第7条第2号
293	浦214	10/14	教育委員会事務局学校教育部	特別支援教育室	さいたま市立学校で、2021年度、22年度(10月17日まで)に把握する児童・生徒が関わる事件・事故(重傷・重体・死亡)と自殺未遂で、当該学校が調査した内容が分かる文書のすべて。および、市教育委員会、市長部局、警察、児童生徒の家族と交わした文書のすべて		10/28	不開示		不存在
294	浦215	10/14	教育委員会事務局学校教育部	高校教課	さいたま市立学校で、2021年度、22年度(10月17日まで)に把握する児童・生徒が関わる事件・事故(重傷・重体・死亡)と自殺未遂で、当該学校が調査した内容が分かる文書のすべて。および、市教育委員会、市長部局、警察、児童生徒の家族と交わした文書のすべて		10/28	不開示		不存在
295	浦216	10/18	スポーツ文化局文化部	文化振興課	さいたま市文化芸術都市創造補助金事業実施後に補助金交付決定しても良いという要綱が決裁されたことがわかるもの	さいたま市文化芸術都市創造補助金交付要綱の制定について	10/28	開示		
296	中59	10/18	水道局給水部	南部水道建設課	老第3352号布設替工事竣工書類(出来形・品質管理・安全管理に関するもの)	老第3352号布設替工事 上記工事の竣工書類(出来形ファイル・規格値比較ファイル・品質管理ファイル・安全管理ファイル)の全て	11/1	一部開示	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、印影、容姿、健康状態、血液型、職種、会社名、勤務先、在職期間、職務上の資格、免許、受注者の経験に基づき考案・工夫が施され作成された情報	第7条第2号第3号
297	浦217	10/19	保健福祉局福祉部	生活福祉課	さいたま市生活保護運用事例集	さいたま市生活保護運用事例集2020	10/26	開示		
298	浦218	10/19	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	特定市立小学校の平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の修学旅行のスケジュール表	特定市立小学校の令和元年度、令和3年度、令和4年度の修学旅行の校外行事実施届	10/31	一部開示	特定市立小学校の平成30年度、令和2年度の修学旅行の校外行事実施届	不存在
299	浦219	10/20	教育委員会事務局学校教育部	学事課	特定日にさいたま市を被告として損害賠償請求訴訟が提起されました。その訴訟事件の訴訟資料(訴状、第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書催告状)	・第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 ・訴状	11/28	一部開示	事件番号、氏名、住所等	第7条第2号第5号
300	見20	10/20	経済局商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	旧大宮市時代から要望があったと思います。2000年頃には将来食肉市場が移転するという話を聞いていました。過去の経緯がわかる資料全ての開示	・さいたま市食肉中央卸売市場基本構想(本編) ・さいたま市食肉中央卸売市場基本構想(資料編) ・さいたま市「道の駅」基礎調査業務 他	11/11	一部開示	さいたま市「道の駅」基本構想検討調査業務(地域経済活性化拠点整備検討調査業務)のうち、P4-9「図4-1-4. 路線価図」 他	第7条第2号第3号第4号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
301	浦220	10/21	都市局 まちづくり推進部	市街地整備課	「浦和駅西口南高砂地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金の事業量調査書または地区概要資料(最新のもの、添付資料を含む)	「市街地再開発事業等(都市局所管)に係る令和5年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について(回答)」のうち浦和駅西口南高砂地区の社会資本整備総合交付金の事業量調査書及び地区概要資料	11/2	一部開示	事業協力者である主たる再開発プランナーの氏名、建築物用途別現況図	第7条第2号第3号
302	浦221	10/21	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書等閲覧資料(貸借対照表、損益計算書) 平成30年度(決算始期が平成30年1月1日から同12月31日)のもの 他	特定医療法人 事業報告書等閲覧資料(貸借対照表、損益計算書) 平成30年度(決算始期が平成30年1月1日から同12月31日)のもの 他	10/26	開示		
303	大50	10/21	都市局 まちづくり推進部	市街地整備課	「大宮駅東口大門町2丁目中地区」「大宮駅西口第3-A・D地区」「大宮駅西口第3-B地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金の事業量調査書または地区概要資料(最新のもの、添付資料を含む)	「市街地再開発事業等(都市局所管)に係る令和4年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について(回答)」のうち大宮駅東口大門町2丁目中地区の社会資本整備総合交付金の事業量調査書及び地区概要資料 他	11/2	一部開示	事業協力者である主たる再開発プランナーの氏名、建築物用途別現況図、建物等補償図	第7条第2号第3号
304	浦222	10/24	教育委員会事務局 管理部	学校施設管理課	さいたま市立小中学校別における各学校に設置している和式、様式別(以下「トイレの和式、洋式別」という。)について ・トイレの和式、洋式別の設置割合状況が分かる関連文書 他	決算特別委員会提出要望資料 公明党 市内小中学校および市立高校における洋式トイレへの改修状況並びに改修率の推移 他	11/7	一部開示	・小、中別における和式、洋式トイレの必要性等の教育内容状況が分かる関連文書 ・情報システムのネットワーク構成 他	不存在 第7条第7号
305	浦223	10/24	教育委員会事務局 学校教育部	高校教育課	さいたま市立小中学校別における各学校に設置している和式、様式別(以下「トイレの和式、洋式別」という。)について ・トイレの和式、洋式別の設置割合状況が分かる関連文書 他	決算特別委員会提出要望資料 公明党 市内小中学校および市立高校における洋式トイレへの回収状況並びに改修率の推移 他	11/7	一部開示	・トイレ和式から様式への設置する、改善移行する対応、対策状況が分かる関連文書 ・高校別における和式、洋式トイレの必要性等の教育内容状況が分かる関連文書 他	不存在
306	浦224	10/24	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市立小中学校別における各学校に設置している和式、様式別(以下「トイレの和式、洋式別」という。)について ・トイレの和式、洋式別の設置割合状況が分かる関連文書 他	令和4年6月定例会 さいたま市議会 会議録、さいたま市議会 予算委員会記録 令和4年2月、令和4年2月定例会 さいたま市議会 会議録、令和3年12月定例会 さいたま市議会 会議録、さいたま市議会 決算特別委員会記録 令和3年9月 他	11/4	一部開示	開示請求に係る行政情報の内容のうち、6に該当する部分の本案議録及び委員会記録	第2条第2号
307	浦225	10/24	環境局 環境共生部	環境創造政策課	さいたま市の2019年度から2021年度別(以下「3年度別」という。)に係る住み替えや所有者が亡くなるなどとして、住戸が空き家になるケースが各自自治体で増えている。放置すると倒壊などの危険が生じたりすることから市の対策、対応、管理、相談等に関すること 他	・地方公共団体における空き家等対策に関する取組状況の調査について ・空き家対策の取組に関するアンケートについてのうち、さいたま市に該当する箇所のみ 他	11/7	一部開示	・年度別の空き家対策課題の売却、維持管理、解体協力の取り壊した家屋で所有者不明等に係る各区役所別件数及び所有者不明地面積状況が分かる関連文書 ・担当者のメールアドレス 他	不存在 第7条第7号
308	浦226	10/24	消防局 予防部	予防課	さいたま市の2019年度から2021年度別(以下「3年度別」という。)に係る住み替えや所有者が亡くなるなどとして、住戸が空き家になるケースが各自自治体で増えている。放置すると倒壊などの危険が生じたりすることから市の対策、対応、管理、相談等に関すること 他		11/4	不開示		不存在
309	浦227	10/24	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市の2019年度から2021年度別(以下「3年度別」という。)に係る住み替えや所有者が亡くなるなどとして、住戸が空き家になるケースが各自自治体で増えている。放置すると倒壊などの危険が生じたりすることから市の対策、対応、管理、相談等に関すること 他	・さいたま市議会 予算委員会記録 令和4年2月 ・さいたま市議会 常任委員会記録 令和4年2月 ・令和3年12月定例会 さいたま市議会 会議録 他	11/4	一部開示	開示請求に係る行政情報の内容のうち、7に該当する部分の本案議録及び委員会記録	第2条第2号
310	浦228	10/24	議会局 総務部	秘書総務課	さいたま市の2019年度から2021年度別(以下「3年度別」という。)に係る住み替えや所有者が亡くなるなどとして、住戸が空き家になるケースが各自自治体で増えている。放置すると倒壊などの危険が生じたりすることから市の対策、対応、管理、相談等に関すること 他	令和元年度起案文書 議総秘第897号 「市議会だよりさいたま(ロクマル) No.79」の原稿について	11/4	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
311	岩35	10/25	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	市内で問題となっている「スクラップヤード」の対応について、さいたま市は千葉市が制定した条例を上回る条例の制定に努めているとしているが、問題提起してから、数年経過していることから条例の原案たるものの開示		11/8	不開示		不存在
312	中61	10/25	水道局給水部	北部水道建設課	老第3500号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	令和4年度 老第3500号布設替工事 見積結果表及び見積書	10/27	一部開示	見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号 担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
313	中62	10/25	水道局給水部	南部水道建設課	拡第5128号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5128号配水支管布設工事 単価設定一覧<<入力表>>、見積書	10/28	一部開示	法人名、住所、連絡先、代表者印、担当者名、見積番号	第7条第2号第3号
314	浦229	10/26	経済局商工観光部	産業展開推進課	さいたま市が特定法人に対して委託したさいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)について特定法人から受領した次に定める資料 ・さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)報告書 他	・さいたま市が特定法人に対して委託したさいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)について特定法人から受領した次に定める資料 (1)さいたま市産業集積拠点事業化支援業務(川通地区)報告書 他	12/5	一部開示	・特定法人が優先交渉権者と協議を行った際に作成した議事録 ・協議会役員氏名 ・受託者の担当者氏名 ・土地所有者の意向に関する部分 他	不存在 第7条第2号第3号
315	浦230	10/27	財政局税務部	固定資産税課	令和6年度の固定資産税(土地)の評価替えのための標準宅地の鑑定評価を委託するための仕様書と実施要領 他	支出負担行為同書(工事委託等・執行伺)(件名:令和6基準年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務Aブロック1~15、Bブロック1~13)(令和4年10月4日決裁)のうち、仕様書及び鑑定評価等実施要領に関する部分 他	11/9	一部開示	法人等の代表者印(実印)	第7条第3号
316	中63	10/27	水道局給水部	北部水道建設課	老第3518号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	令和4年度老第3518号布設替工事(第1回変更設計書)工事変更設計書(金入り)	11/7	開示		
317	岩36	10/28	総務局人事部	人事課	先に、令和2年度の「さいたま市部門別の時間外労働時間と金額」が分かる関係資料の開示を求めたところ、情報提供として開示されたが、コロナ禍での要因が大きいため、令和2年度分と同様の条件下で、令和1年度の開示を求める	令和元年度 部局課別の時間外勤務時間数及び時間外勤務手当	11/11	開示		
318	浦231	10/31	財政局財政部	資産経営課	公有財産表(令和2年3月31日現在) 資産経営課が管理している岩槻区の墓地に関する行政情報(公有財産台帳を除く) ・調査 ・相手方との打合せ	・公有財産表 ・調査写真 ・調査写真 ・さいたま市方法務局への疑義照会 ・さいたま市方法務局への疑義照会・回答記録 他	11/14	一部開示	協議の相手方(個人)の氏名及び連絡先	第7条第2号
319	浦232	11/1	教育委員会事務局管理部	教育財務課	特定市立小学校のプール清掃、エアコンの清掃に関する費用の支出に関する資料(令和元年度~現在まで)	プール清掃に関する費用の支出に関する資料・支出負担行為同書兼支出命令書(件名:プール清掃)	11/10	一部開示	・法人の口座情報 ・令和元年度、令和2年度及び令和4年度のプール清掃に関する費用の支出に関する資料 他	不存在 第7条第3号
320	浦233	11/1	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立小学校のエアコンの清掃に関する費用の支出に関する資料(令和元年度~現在まで)	さいたま市立小学校空調機フィルター-夏季清掃業務(令和元年度) さいたま市立小学校空調機フィルター-冬季清掃業務(令和元年度) さいたま市立小学校空調機フィルター-清掃業務(令和2年度)	11/11	一部開示	・受託業者の口座情報 ・受託業者、及び入札参加業者の代表者印 ・入札参加業者の代理人の氏名、及び印影 ・参考見積書の提出業者を特定できる情報 他	第7条第3号第5号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
321	浦234	11/1	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定市立小学校のプール清掃、エアコンの清掃に関する費用の支出に関する資料(令和元年度～現在まで)		11/11	不開示		不存在
322	浦235	11/1	総務局総務部	行政透明推進課	指定管理者の情報公開・個人情報に関する通知等 行政透明推進課に限る 令和3,4年度に限る	・「出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護規程等の整備について(依頼)」 ・全庁掲示板掲載文書 ・【依頼】出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護規程等の整備について」他	11/11	一部開示	・URL(インターネットアドレス)の部分 ・回答方法における回答先フォルダの場所の部分	第7条第7号
323	浦236	11/1	緑区役所区民生活部	コミュニティ課	緑区コミュニティ課の補助金のうち、かかしとホテルに係るもの申請から額の決定まで 令和3,4年度分	・緑区コ第958号緑区かかしランドの補助金額について ・支出負担行為(件名:さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金(緑区かかしランド実行委員会)) 他	11/9	一部開示	・「ホテル」に係るもの ・「かかし」に係るもの 団体代表者の個人印の印影、団体代表者以外の民間委員の氏名	不存在 第7条第2号
324	浦237	11/1	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	スポーツ振興課が保有する学校体育施設開放事業に関する行政情報 令和4年度 浦和区に限る	令和4年度 利用団体一覧表	11/15	開示		
325	浦238	11/1	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	スポーツ振興課が保有する特定市立中学校みんなの学校づくり試行事業に関する行政情報	・企画提案書 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業(学校体育施設の有効活用推進事業) ・企画提案書等の審査結果について(通知) ・委託事業実施計画書(様式) 他	11/15	一部開示	開示書類のうち、氏名・個人を特定できる部分	第7条第2号
326	浦239	11/1	教育委員会事務局管理部	学校施設管理課	特定市立中学校みんなの学校づくり試行行事に関する行政情報	第1回特定市立中学校プロジェクト会議資料 行政財産目的外使用許可に係る事前協議(特定市立中学校/特定法人) 他	11/15	一部開示	・委託契約書の代表者印の印影 ・委託事業実施計画書のIの4. 事業実施体制の氏名、役職 他	第7条第3号
327	浦241	11/2	教育委員会事務局管理部	学校施設整備課	さいたま市立小中学校別における各学校に設置している和式、様式別(以下「トイレの和式、洋式別」という。)について ・トイレ和式から様式への設置する改善移行する対応、対策状況が分かる関連文書 他	・令和元年度教管学施第4373号令和2年度予算案の概要の出稿用データの確認について(回答) ・令和3年度教管学施1781号「令和2年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」原稿の最終校(校正3回目)について(回答) 他	11/7	一部開示	・情報システムの画面構成等に関する情報 ・情報システムのネットワーク構成 ・課の組織ID、情報システムのネットワーク構成 他	不存在 第7条第3号第7号
328	中65	11/7	水道局給水部	南部水道建設課	老第3412号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3412号布設替工事(2債) 上記工事の見積及び見積結果表	11/11	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条第2号第3号
329	岩38	11/8	建設局南部建設事務所	河川整備課	2021年度かに会計検査院から「排水ポンプ施設の修復工事について、耐震工事が不適切だったとし、指摘された工事について、市は耐震基準を満たすための追加工事を行おうとしている。校区、浦和区の排水施設の適された事項及び改修内容が分かる資料、適正な金額が分かる関係資料		11/15	不開示		第2条第2号
330	岩39	11/9	建設局北部建設事務所	土木管理課	市道イワ213号線で、令和4年10月に実施された特殊車両等の取り締まりを実施した結果の関係資料、その後の対応した関係資料	特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告	11/18	一部開示	・検査車両一覧のうち、「車両NO」及び「会社名」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「運転者」 ・特殊車両指導取締調書のうち、「車両所有者」及び「車両番号」 他	不存在 第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
331	岩40	11/9	建設局 北部建設事務所	土木管理課	「特殊車両通行許可に係る許可条件の通行時間帯指定基準について」	・特殊車両通行許可に係る許可条件の通行時間帯指定基準について	11/18	開示		
332	浦242	11/9	スポーツ文化局文化部	文化振興課	さいたま市50周年記念事業補助金に関する行政情報	さいたま市50周年記念事業補助金交付要綱の制定(平成19年度移管)	11/22	開示		
333	浦243	11/9	スポーツ文化局文化部	文化振興課	文化振興課の補助金要綱で事業実施後に補助金交付決定しても良いという要綱が決裁されたもの	さいたま市文化事業補助金交付要綱の改正(案)について	11/22	開示		
334	浦244	11/10	子ども未来局子ども家庭総合センター	北部児童相談所	さいたま市北部・南部児童相談所事務処理要領	さいたま市北部・南部児童相談所事務処理要領	11/24	開示		
335	大56	11/11	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和4年10月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	10月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	11/18	開示		
336	浦246	11/16	緑区役所区民生活部	コミュニティ課	令和3年度 かかしの補助金	・緑区かかしランドの補助金額について 2 支出負担行為(件名:さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金(緑区かかしランド実行委員会)) 他	11/25	一部開示	代表者以外の民間委員の氏名、絵画作品の制作者氏名、取引業者の担当者氏名、団体代表者の代表者印の印影、実行委員の個人印の印影、取引業者の法人印の印影、取引業者の担当者印の印影、取引業者の出納(収納)印の印影、取引業者の銀行口座情報	第7条第2号第3号
337	浦247	11/17	消防局大宮消防署	消防2課	特定建物の令和元年以降の立入調査結果通知書及び同通知書に基づき行われた改善内容がわかる資料(改善計画書を含む)	特定建物に対して特定日に実施した立入検査に伴う立入検査結果通知書及び改善(計画)報告書	11/25	一部開示	・立入調査結果通知書の立合者署名欄の氏名、役職 ・改善(計画)報告書の法人の代表者印、副本受領者の氏名、役職	第7条第2号第3号
338	浦248	11/17	経済局商工観光部	産業展開推進課	岩槻川通地区土地区画整理組合設立準備会の業務を執り行う「業務代行予定者」が特定法人3社の3社連合に決定した件に関する以下の書類 ・業務代行予定者の募集に参加した事業者名 他	・業務代行予定者公募に係る参加事業者一覧 ・業務代行予定者公募に係る提案書 ・業務代行予定者公募に係る選定基準 ・業務代行予定者の決定理由 ・業務代行予定者公募に係る専門家との協議資料	12/1	不開示		不存在 第7条第3号
339	大57	11/17	財政局税務部	固定資産税課	さいたま市固定資産(土地)評価事務取扱要領	さいたま市固定資産(土地・家屋・償却資産)評価事務取扱要領についてのうち、令和3基準年度さいたま市固定資産(土地)評価事務取扱要領に関する部分	12/1	開示		
340	大58	11/21	都市局都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	さいたま市都市計画事業大宮駅西口第四地区区画整理事業において、区23-1号線が東西連絡道として計画されていることに関する以下の情報 ・特定法人との協議の有無及びその内容が分かる資料 他		12/1	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
341	大59	11/21	建設局 北部建設事務 所	建築指 導課	・特定地の建物に関する建物所有 者、賃借人宛の指導通知文一式 他		12/1	不開 示		第10 条
342	岩41	11/24	市長公 室秘書 広報部	広報課	「令和2年度部局課別の時間外勤 務時間数及び時間外勤務手当」を 行う際の時間外申請書を上司に申 請し、承認を得る際の申請書の原 本等	時間外・休日・夜間勤務命令書 (令和2年度に市長公室広報課にお いて作成されたもの)	12/8	一部 開示	職員番号	第7条 第2号
343	岩43	11/24	市長公 室秘書 広報部	広聴課	「令和2年度部局課別の時間外勤 務時間数及び時間外勤務手当」を 行う際の時間外申請書を上司に申 請し、承認を得る際の申請書の原 本等	時間外・休日・夜間勤務命令書(94 件) (令和2年度に市長公室広聴課にお いて作成されたもの)	12/8	一部 開示	時間外・休日・夜間勤務命 令書にある「職員番号」	第7条 第2号
344	岩44	11/24	都市戦 略本部 都市経 営戦略 部		「令和2年度部局課別の時間外勤 務時間数及び時間外勤務手当」を 行う際の時間外申請書を上司に申 請し、承認を得る際の申請書の原 本等	時間外・休日・夜間勤務命令書 (令和2年度に市長公室シティセー ルス推進課において作成されたも の)	12/6	一部 開示	職員の職員番号	第7条 第2号
345	浦249	11/29	建設局 土木部	土木総 務課	水路側溝化設計施工図 他		12/9	不開 示		不存 在
346	中67	12/6	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3430号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3430号布設替工事(2債) 上記工事の業者見積及び見積結 果表	12/13	一部 開示	印影、企業者名、企業住 所、企業電話番号、企業代 表者名、企業担当者名、見 積書を特定する番号・製品 名等	第7条 第2号 第3号
347	中68	12/6	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3459号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	老第3459号布設替工事(2債) 見積書、見積結果表	12/12	一部 開示	・見積業者名 ・担当者印影 個人氏名	第7条 第2号 第3号
348	浦250	12/8	市民局 区政推 進部		さいたま市民課窓口(一部)業務(履行 期間:令和2年9月1日から令和5年8月31 日まで)プロポーザルに係る以下の事項 参加事業者名及び参加事業者数、企画 提案に対する採点結果及び評価点結果、 参加事業者の選定順位、最優秀提案者 の企画提案書、契約金額	「さいたま市民課窓口(一部)業務」参加 資格確認通知書等の送付について」の起 案文及び公募型プロポーザル参加資格 確認通知書、「「さいたま市民局契約 審査会(6/2)への審査依頼について」の 審査結果書及び採点表」、最優秀提案者 の企画提案書、さいたま市民課窓口 (一部)業務委託契約書の表紙及び業務 委託変更契約書の表紙	12/21	一部 開示	提案書のうち「氏名」の部 分、提案書のうち「提案」の 部分、契約書のうち「法人 印」の部分	第7条 第2号 第3号
349	浦251	12/8	教育委 員会事 務局学 校教育 部	学事課	令和4年4月4日付で文科省が通知 した「通学路における合同点検」に関 する令和3年度末の実施状況の報 告について(依頼)」に関する以下の もの ・国からの依頼文・回答要領の類・ 回答様式 他	「通学路における合同点検」に関する令和 3年度末の実施状況の報告について(依 頼)(令和4年4月4日付)、(さいたま市回 答)【文科科学省】報告様式(その他入り) FUI版、令和3年度の通学路の合同点検結 果に基づく対策必要箇所の資料(さいたま 市建設局土木部道路環境課から提供) 他	12/22	一部 開示	対策地点・区間における関係機 関(道路管理者・警察)も含めた 内訳がわかる一覧、国への回答 のうち、推進体制の構築状況に ついて、構築済みと回答した場 合のその体制(通学路安全推進 会議等)の会議に関する会議記 録の類(保管されているものず べて) 他	不存 在
350	浦252	12/8	建設局 土木部	道路環 境課	「通学路の交通安全の確保に向けた 着実かつ効果的な取組の実施状 況の報告について(依頼)」令和3年 9月に文部科学省から依頼があり、 国に回答した以下のもの ・国への回答 他	・令和3年度第1回さいたま市通学 路交通安全推進協議会(配布資料 一式) 他 ・令和3年度第2回さいたま市通学 路交通安全推進協議会(配布資料 一式) 他	12/22	一部 開示	「緊急安全点検等の結果報告に ついて(依頼)」令和元年6月から 7月頃に地方整備局から依頼が あり、国に回答したいわゆる先 行点検に関する以下のもの(令 和元年中の同様調査も含む) 他	不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
351	浦253	12/8	建設局北部建設事務所	道路安全対策課	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの ・国への回答 他	交通安全施設整備工事(北建道安単契R3-3)の工事完成検査調書、竣工書類の管理番号15の案内図・平面図・工事前後の写真の部分、材料承諾書のステンレスフェンスの図面の部分 他	12/22	一部開示	図面のうち、承認・確認・作成の担当者の氏名	第7条第2号
352	浦254	12/8	建設局南部建設事務所	道路安全対策課	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの ・国への回答 他	交通安全施設整備工事の工事完成検査調書、竣工書類の案内図・工事内訳計算書・工事前後の写真の部分、材料承諾書のポラードの図面 他	12/22	一部開示	図面に記載された担当者の氏名	第7条第2号
353	浦255	12/8	子ども未来局幼児未来部	保育課	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの ・国への回答 他	・R1年度合同点検実施箇所管理台帳(R4.7.31時点) ・R2年度合同点検実施箇所管理台帳(R4.7.31時点) 他	12/14	一部開示	(内閣府通知によらない場合)警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の、①危険箇所(具体的な内容)、②対策案等がわかるもの(個票・一覧) 他	不存在
354	浦256	12/8	子ども未来局子ども育成部	青少年育成課	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの ・国への回答 他	・放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について ・放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について ・放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検結果のフォローアップについて	12/20	一部開示	・担当者名 ・回答根拠がわかるもの(放課後児童クラブとのやりとり等も含める) ・国から回答確認があった場合は、その根拠にかかるものも対象に含める	不存在 第7条第2号
355	浦257	12/8	保健福祉局福祉部	障害支援課	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの ・国への回答 他	R1年度合同点検実施箇所管理台帳(R4.7.31時点)	12/20	一部開示	(内閣府通知によらない場合)警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の、①危険箇所(具体的な内容)、②対策案等がわかるもの(個票・一覧) 他	不存在
356	浦258	12/9	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	・さいたま市スマートスクールプラン(SSSP)で提携調停を結んだ4社について、平成26年度以降さいたま市教育委員会が導入、購入、契約、支援協力、業務提携等を行った全ての項目とそれらが発生した時期、それぞれの支払い額 他	さいたま市スマートスクールプロジェクトに係る連携・協力に関する協定書、さいたま市教育データ可視化システム要件定義策定等業務、教育用オフィスソフトライセンス調達、教育用オフィスソフトライセンス買付、教育用コンピュータシステム買付他	12/23	一部開示	・代表者印の印影 ・見積もり合わせを行った他社の商品・サービス等の有無と、比較検討過程の一切。特に比較検討を行わなかった場合については、導入決定の経緯が明らかになる文書、議事録等の一切	第7条第3号 不存在
357	浦259	12/9	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	・さいたま市スマートスクールプラン(SSSP)で提携調停を結んだ4社について、平成26年度以降さいたま市教育委員会が導入、購入、契約、支援協力、業務提携等を行った全ての項目とそれらが発生した時期、それぞれの支払い額 他	・協働学習用ソフトウェア買付に関する契約書 ・情報教育学習支援ソフトライセンス調達契約書 ・情報教育学習支援ソフト比較表 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・特定調達契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書	12/23	一部開示	契約書のうち代表者印の印影、ミライードに関する行政情報、情報教育学習支援ソフト比較表の価格・教材の特徴・テキストコーディング・インストール作業・教育効果・教員へのサポート・教員向け授業支援ツール・無料教員研修・実践例・その他特記事項 他	第7条第3号 不存在
358	大62	12/9	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和4年11月分事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	11月/決算届(令和4年度)のうち事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/13	開示		
359	浦261	12/13	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校騒音苦情についての行政情報 令和4年度に限る	・特定中学校 苦情記録 令和4年4月1日から令和4年12月13日まで (特定中学校校長から)	12/22	一部開示	個人の氏名及び役職	第7条第2号
360	岩45	12/14	市民局市民生活部	市民生活安全課	さいたま市市民相談(法律相談)制度に弁護士が登録する場合の条件(人格等)について等の条件が分かる資料 登録条件等については、個人情報保護法に抵触することがないため明確に分かる関係資料 他	令和4年度法律相談業務 業務委託契約書(法律相談業務仕様書を含む)	12/20	一部開示	法人の実印	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
361	見23	12/14	経済局 商工観 光部	食肉市 場・道 の施設 設備 準備室	さいたま市「食肉中央卸売市場・と 畜場」基本計画の中(2P) ・令和2年7月30日開催の「埼玉県 食肉流通合理化協議会」の資料及 び議事録等すべて 他	・埼玉県食肉流通合理化協議会 (R2.7.30開催) 埼玉県配布資料、さ いたま市配布資料(1, 2)、議事録 ・食肉処理施設の整備計画につい て(通知)(令和2年8月31日收受)	1/27	開示		
362	見24	12/14	経済局 商工観 光部	食肉市 場・道 の施設 設備 準備室	食肉中央卸売市場・と畜場の移転に ついて ・さいたま市に出された反対や賛成 の要望及び回答 他	<住民説明会関係>春岡地区自 治会連合会説明記録(令和元年10 月27日)他、<要望関係>收受 H26.1.21 要望書 他	1/27	一部 開示	個人情報における氏名、住 所、役職及び印影	第7条 第2号
363	見25	12/19	経済局 商工観 光部	食肉市 場・道 の施設 設備 準備室	食肉中央卸売市場とと畜場移転 (道の駅)について 国の機関と食肉卸市場とと畜場移 転について話した記録すべて 特に国の機関と輸出における通関・ 検疫を一か所で行うワンストップに ついて話し合った記録のすべて		12/28	不開 示		不在 在
364	見26	12/19	経済局 商工観 光部	食肉市 場・道 の施設 設備 準備室	食肉中央卸売市場とと畜場移転 (道の駅)について 対象となる東北地方の自治体や生 産者団体等と話し合った記録やそ の時に使われた資料すべて		12/28	不開 示		不在 在
365	浦262	12/20	教育委 員会事 務局学 校教育 部	健康教 育課	令和2年、3年、4年度に実施された 「さいたま市学校給食調理業務」に 係る入札における調書及び予定価 格調書等	令和2年、3年、4年に実施された「さ いたま市学校給食調理業務」に係 る入札における入札結果表及び予 定価格書	1/6	一部 開示	・予定比較額 ・執行予定額 ・予定価格 ・比較価格 ・最低制限価格 ・最低制限比較価格 他	第7条 第5号
366	桜16	12/22	都市局 南部都 市計画 事務所	都市計 画指導 課	特定法人がした調整区域内違法建 造物の解体撤去指導及び命令等 対応に係る行政文書の一切		1/5	不開 示		第10 条
367	桜17	12/22	都市局 南部都 市計画 事務所	都市計 画指導 課	特定職員がとった情報隠蔽、職務 怠慢事実隠蔽を目的とする常軌を 逸する地方公務員職務違反、違法 行為及び沈黙による返答拒否等異 常対応行為を記録した行政文書の 一切		1/5	不開 示		第10 条
368	大63	12/22	議会局 議事調 査部	議事課	令和4年12月12日のさいたま市議 会まちづくり委員会(速報版)のうち 特定議員の議案外質問「1 北浦和 駅前(東口)開発計画について」の 質問及び答弁の部分	令和4年12月12日さいたま市議会ま ちづくり委員会記録(速報版)のう ち、特定委員の議案外質問「1 北 浦和駅前(東口)開発計画につい て」の質問及び答弁の部分	12/27	開示		
369	見27	12/23	経済局 商工観 光部	食肉市 場・道 の施設 設備 準備室	施設計画地の「地質調査報告書」 「水位調査報告書」	さいたま市(仮称)農業及び食の流 通・観光産業拠点地質調査・水位 観測業務 報告書	1/20	一部 開示	受託業者担当者、各種試 験担当者の氏名、写真の 一部	第7条 第2号
370	浦263	12/26	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	「教職員等の新型コロナウイルス感 染について 令和4年12月19日」の 詳細がわかるもの(感染シート)	令和4年12月19日報告 新型コロナウイルス感染者・濃厚接 触者等報告シート(1枚目のみ)	1/5	一部 開示	報告者(所属長・所管課 長)に関する情報のうち、 所属校名、職名の一部、氏 名、連絡先 他	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
371	桜18	12/26	農業委員会事務局	農地調整課	特定地の農地転用許可の審議過程等記録情報、その許可審議当事者の発言内容、氏名等の記録の一切情報文書		1/10	不開示		第2条第2号
372	桜19	12/26	農業委員会事務局	農業振興課	2022年度さいたま市農業委員会委員の住所氏名年齢職業等の素性記録	・さいたま市農業委員名簿 令和2年5月1日現在 ・農業委員緊急連絡票 <sup>④</sup> 令和2年5月1日現在	1/10	一部開示	「農業委員緊急連絡表」中、「性別」、「生年月日」、「年令」、「住所」のうち一部、「電話番号」、「FAX」及び「携帯」の項目のうち全部	第7条第2号
373	桜20	12/26	経済局農業政策部	農業政策課	2022年度さいたま市農業委員会委員の適性検査検討等の選定過程情報の一切文書	さいたま市農業委員会委員候補者の選考について(諮問)、令和元年度第1回さいたま市農業委員選考委員会会議結果及び議事概要、令和元年度第2回さいたま市農業委員選考委員会会議結果及び議事概要、さいたま市農業委員会委員候補者の選考について(答申)	2/6	一部開示	被推薦者及び応募者の年齢、性別、住所の一部、違反転用等の法令違反の有無、遊休農地の有無、認定農業者かどうか、委員活動への時間制約があるか、地元の活動等に参加しているか 他	第7条第2号
374	桜21	12/27	農業委員会事務局	農地調整課	さいたま市農業委員会委員による農地転用許可の審議過程に係る行政情報文書の存在及び名称等に対する返答を拒否した特定職員 of 違法行為及びその役職氏名、対応内容等に係る記録の一切情報文書		1/10	不開示		不存在
375	浦264	1/4	子ども未来局子ども家庭総合センター	総務課	「私たちは買われた展」(URL特定)の講演会謝礼や資料貸し出し費用として、特定法人または特定個人に、さいたま市(あるいはその指定管理者)が支払った、謝金の支払い先及び支払額を知ることのできる文書(支出命令書など)		1/13	不開示		不存在
376	浦265	1/6	市民局区政推進部		さいたま市告示第656号 さいたま市市民課窓口(一部)業務履行期間令和2年9月1日から令和5年8月31日まで 企画提案書	さいたま市市民課窓口(一部)業務履行期間令和2年9月1日から令和5年8月31日まで プロポーザルに係る最優秀提案者の企画提案書	1/20	一部開示	・提案書のうち、「氏名」の部分 ・提案書のうち、「提案」の部分	第7条第2号第3号
377	桜22	1/10	環境局資源循環推進部	廃棄物対策課	被害住民所有建造物損壊事件に係る作成しなければならない文書等内容が不足なく詳細かつ具体的に確認できる一切の行政記録文書行政記録	事故報告書について、調査会社からのメール(加害事業者からの転送)及び調査会社の報告書(ただし、調査会社の報告書の内、写真は除く)	1/27	一部開示	法人の代表者印、当該事故発生時の収集作業員及び運転手の氏名、メール文中の個人名、個人のアドレス、個人の携帯電話番号、メール印刷時にページ下部に印字されるURL	第7条第2号第3号
378	桜23	1/10	環境局環境共生部	環境対策課	2022年以降の環境対策課担当職員らの違法職務状況を文書化した文書及び、文書化できうる状態にして、環境対策課職員らが作成しなければならない文書等内容が不足なく詳細かつ具体的に確認できる行政文書	公害苦情受付日報(特定日対応記録分)	1/23	開示		
379	浦266	1/11	市民局市民生活部	市民生活安全課	特定施設に関する行政情報 特定期間の特定施設の休業に関する行政情報 メールを含む	さいたま市特定施設月次報告書 他、さいたま市特定施設管理業務(指定管理料)令和4年6月分 他、特定施設中規模修繕工事実施に伴う休館期間(予定)の決定について(通知) 他	1/25	一部開示	指定管理者従業員及び施設利用者の氏名、住所及び電話番号並びに職員個人の電話番号、法人の代表者印の印影、口座情報及び従業員の個人メールアドレス、イントラネットアドレス及びファイルパス	第7条第2号第3号第7号
380	大64	1/11	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人 決算届 令和4年12月分 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	12月/決算届(令和4年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	1/18	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
381	桜24	1/13	農業委員会事務局	農業振興課	1特定地の農地転用許可に係る審議及びその際に用いた資料等当該許可過程に係る具体的記録情報 他 2農業振興課職員の違法行為、その役職氏名及び対応内容等に係る農業振興課職員らが作成しなければならない記録文書等が不足なく、詳細かつ具体的に確認できる一切の行政情報文書		1/20	不開示		不存在
382	西7	1/16	都市局北部都市計画事務所	都市計画指導課	特定地が都市計画法第29条に定める開発行為許可申請が提出され許可を受けているか否か 他		1/26	不開示		不存在
383	浦268	1/18	都市局都心整備部	浦和駅周辺まちづくり事務所	浦和駅周辺鉄道高架化事業 総予算と決算内容 JRとの負担割合	・浦和駅高架化工事の工事施工に関する契約書総括 ・概算額調査(支出年度区分)[平成21年度末時点] ・支出負担行為概要[「東北客貨線乗降場設置事業に伴う平成25年度工事施工に関する契約」(第3回変更)]	1/30	開示		
384	浦269	1/19	建設局南部建設事務所	土木管理課	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 特定案件による意見陳述、結果、実施機関の処分は妥当であるとの裁決 図面、文書への署名、捺印		2/10	不開示		特定不可
385	岩46	1/20	市長公室秘書広報部	秘書課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		2/1	不開示		不存在
386	岩47	1/20	市長公室秘書広報部	広聴課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/26	不開示		不存在
387	岩48	1/20	市長公室秘書広報部	広報課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在
388	岩49	1/20	総務局総務部	総務課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在
389	岩50	1/20	総務局人事部	人事課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/30	不開示		不存在
390	岩51	1/20	総務局人事部	職員課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
391	岩52	1/20	総務局 危機管理 部	防災課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/26	不開示		不存在
392	岩53	1/20	財政局 財政部	財政課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/30	不開示		不存在
393	岩54	1/20	財政局 税務部	市民税課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在
394	岩55	1/20	財政局 南部市 税事務所	資産課 税課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開示		不存在
395	岩56	1/20	財政局 北部市 税事務所	資産課 税課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開示		不存在
396	岩57	1/20	スポーツ文化 局文化 文化部	文化政策 室	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在
397	岩58	1/20	保健福祉局 保健部	健康増進課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開示		不存在
398	岩59	1/20	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/26	不開示		不存在
399	岩60	1/20	保健福祉局 福祉部	障害支援課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開示		不存在
400	岩61	1/20	保健福祉局 市立病院 病院経営部	病院総務課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/26	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
401	岩62	1/20	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/31	不開 示		不存 在
402	岩63	1/20	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開 示		不存 在
403	岩64	1/20	環境局 資源循 環推進 部	西部清 掃事務 所	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/23	不開 示		不存 在
404	岩65	1/20	環境局 資源循 環推進 部	東部清 掃事務 所	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/25	不開 示		不存 在
405	岩66	1/20	環境局 施設部	西部環 境セン ター	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/26	不開 示		不存 在
406	岩67	1/20	環境局 施設部	東部環 境セン ター	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/27	不開 示		不存 在
407	岩68	1/20	建設局 土木部	道路環 境課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/23	不開 示		不存 在
408	岩69	1/20	建設局 北部建 設事務 所	下水道 建設課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開 示		不存 在
409	岩70	1/20	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		2/3	不開 示		不存 在
410	岩71	1/20	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/25	不開 示		不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
411	岩72	1/20	北区役 所健康 福祉部	福祉課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/25	不開示		不 存 在
412	岩73	1/20	大宮区 役所健 康福祉 部	福祉課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/31	不開示		不 存 在
413	岩74	1/20	見沼区 役所健 康福祉 部	福祉課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/31	不開示		不 存 在
414	岩75	1/20	見沼区 役所健 康福祉 部	支援課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/24	不開示		不 存 在
415	岩76	1/20	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/25	不開示		不 存 在
416	岩77	1/20	浦和区 役所区 民生活 部	区民課	さいたま市職員の職場環境改善と健康維持、そして健全な財政の姿を目指すために議会や関係部署に改善を求める要望書等を提出した関係資料		1/25	不開示		不 存 在
417	浦270	1/24	財政局 税務部	固定資 産税課	固定資産税において、令和6年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに際し、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て業務契約に至る資料	業務委託契約書(件名:令和6基準年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務Aブロック1~15、Bブロック1~13)、支出負担行為何書(工事委託等・執行何)(件名:令和6基準年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務 Aブロック11)のうち、入札者・見積提出者選定案の部分 他	2/7	一部 開示	・生年月日、年齢 ・法人等の代表者印(実印) ・随意契約における見積書の報酬総額及び単価の裏付けとなる「内訳書」又は「積算資料」が無い場合の理由、指名(一般)競争入札の場合の「入札書き取り書」他	第7条 第2号 第3号 不 存 在
418	緑9	1/24	緑区役 所くらし 応援室		特定地の試掘調査写真6枚		2/3	不開示		不 存 在
419	中79	1/24	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3456号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3456号布設替工事(2債) 見積書、見積結果表	2/2	一部 開示	見積業者名、担当者印影、 個人氏名	第7条 第2号 第3号
420	中100	1/26	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	・さいたま市認可保育所等巡回保育相談事業に係る保険の写し(団体総合補償制度費用保険) ・さいたま市保育体感ツアーに係る保険の写し (国内旅行傷害保険、令和4年9月10日及び10月10日実施分)	2/8	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
421	中101	1/26	子ども 未来局 子ども 育成部	子育て 支援政 策課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	さいたま子育てWEB「子育て情報局 員」の取材活動にかかる団体総合 生活補償保険証券	2/6	開示		
422	中102	1/26	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	未成年後見業務賠償責任保険及 び被後見人用傷害保険についての 団体保険加入者票	2/9	一部 開示	証券番号、補償対象者	第7条 第2号
423	中104	1/26	子ども 未来局 総合療 育セン ターひ まわり 学園	療育セ ンター さくら 草	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	2022年度 全国自治体病院協議会 団体保険 加入者証	2/1	開示		
424	中105	1/26	環境局 環境共 生部	環境対 策課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	団体保証制度費用保険証券	2/2	一部 開示	法人の代表者印	第7条 第3号
425	中107	1/26	経済局 農業政 策部	農業環 境整備 課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	・令和4年度スポーツ安全保険 (2022年度)加入依頼書 ・賠償責任保険証券	2/8	一部 開示	・個人の氏名、性別、年齢 ・代理店の担当者名	第7条 第2号
426	中108	1/26	経済局 農業政 策部	見沼グ リーン セン ター	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	・見沼グリーンセンター親子農業体 験教室に係る傷害保険加入 ・援農ボランティアに係る傷害保険 加入	2/6	開示		
427	中109	1/26	経済局 農業政 策部	食肉中 央卸売 市場	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券	2/1	開示		
428	中110	1/26	都市局 都市計 画部	都市計 画課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	違反広告物撤去ボランティア保険 の賠償責任保険証券	2/2	開示		
429	中111	1/26	都市局 都市計 画部	自転車 まちづ くり推 進課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券 機械保険証券	2/9	一部 開示	押印されている印影及び保 険者番号	第7条 第3号
430	中112	1/26	都市局 みどり 公園推 進部	みどり 推進課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券(3件)、団体補 償制度費用保険証券(1件)、行事 参加者の傷害危険担保契約証券 (1件)	2/9	一部 開示	団体補償制度費用保険証 券のうち、取扱代理店の担 当者氏名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報 区 分
431	中113	1/26	都市局 まちづくり推 進部	区画整 理支援 課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券	2/1	一部 開示	法人の印影、代理店抜者 の氏名	第7条 第2号 第3号
432	中114	1/26	都市局 まちづくり推 進部	日進・ 指扇周 辺まち づくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	さいたま市指扇土地区画整理事業 賠償責任保険証券 道路事業賠償責任保険証券	1/31	一部 開示	賠償責任保険証券の担当 者氏名	第7条 第2号
433	中115	1/26	都市局 まちづくり推 進部	浦和東 部まち づくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	・賠償責任保険証(浦和東部・岩槻 南部地域整備推進事業) ・賠償責任保険証(浦和東部第一 特定土地区画整理事業外1事業)	2/7	一部 開示	賠償責任保険証券の法人 の担当者氏名	第7条 第2号
434	中116	1/26	都市局 まちづくり推 進部	東浦和 まちづくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券の写し	2/3	一部 開示	法人欄の個人名の部分、 仕様書の写し	第7条 第2号
435	中117	1/26	都市局 まちづくり推 進部	浦和西 部まち づくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券	2/9	一部 開示	保険代理店の担当者名	第7条 第2号
436	中118	1/26	都市局 まちづくり推 進部	与野ま ちづくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券	1/31	開示		
437	中119	1/26	都市局 まちづくり推 進部	岩槻ま ちづくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	損害賠償保険証券	2/6	開示		
438	中120	1/26	都市局 都心整 備部	都心整 備課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	さいたま新都心バリアフリーまちづ くりボランティアに関する以下2種類 の保険加入証 ・ボランティア活動保険 ・ボランティア行事用保険	2/9	開示		
439	中121	1/26	都市局 都心整 備部	浦和駅 周辺ま ちづくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券(令和4年度分)	1/31	開示		
440	中122	1/26	都市局 都心整 備部	大宮駅 西口ま ちづくり 事務所	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券(契約日:令和4 年6月29日)	2/2	一部 開示	法人の担当者氏名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
441	中124	1/26	建設局 土木部	道路環 境課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア・サポートにおけるボラ ンティア活動保険の加入申込書	2/3	開示		
442	中125	1/26	建設局 下水道 部	下水道 総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	建下下総第73号 賠償責任保険証券(令和4年4月11 日收受)	2/6	一部 開示	法人の担当者名	第7条 第2号
443	中126	1/26	建設局 下水道 部	下水道 維持管 理課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券、賠償責任保険 明細書	2/7	一部 開示	法人の担当者名	第7条 第2号
444	中127	1/26	建設局 北部建 設事務 所	道路維 持課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証	2/7	開示		
445	中129	1/26	建設局 南部建 設事務 所	道路維 持課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証	1/30	開示		
446	中130	1/26	北区役 所区民 生活部	コミュニ ティ課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	行事参加者の障害危険担保契約 証券	1/30	一部 開示	法人印及び代表取締役印	第7条 第3号
447	中131	1/26	大宮区 役所区 民生活 部	総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	さいたま市大宮区明るい選挙推進 協議会 ボランティア活動保険加入 証	2/1	一部 開示	加入者の氏名	第7条 第2号
448	中132	1/26	大宮区 役所区 民生活 部	コミュニ ティ課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証(加入 者控)	2/2	一部 開示	保険加入者氏名及び年齢	第7条 第2号
449	中134	1/26	見沼区 役所健 康福祉 部	福祉課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証(令和 5年1月31日加入完了)	2/3	一部 開示	加入者氏名、年齢層	第7条 第2号
450	中135	1/26	中央区 役所健 康福祉 部	福祉課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年11月28日付、さいたま市民 生委員協力員中央区加入に係る令 和4年度用ボランティア活動保険加 入証	2/1	一部 開示	「ご加入者氏名(被保険 者)」欄	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
451	中136	1/26	桜区役所 区民生活部	総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証	2/3	一部 開示	個人の氏名	第7条 第2号
452	中137	1/26	桜区役所 健康福祉部	福祉課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	民生委員協力員ボランティア保険 加入証控	2/6	一部 開示	ご加入者氏名(被保険者) の欄	第7条 第2号
453	中138	1/26	浦和区役所 くらし応援室		令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	・行事参加者の傷害危険担保契約 証券 ・行事参加者の傷害危険担保契約 証券(兼 明細書)	2/7	一部 開示	法人の印影	第7条 第3号
454	中139	1/26	浦和区役所 区民生活部	総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	特定団体におけるボランティア保険 加入証の写し(令和4年10月31日 加入)	2/1	開示		
455	中140	1/26	浦和区役所 区民生活部	コミュニ ティ課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	傷害保険証券(契約日:令和4年8 月17日)、賠償責任保険証券(契約 日:令和4年8月17日)	2/6	一部 開示	氏名、印影	第7条 第2号 第3号
456	中141	1/26	浦和区役所 健康福祉部	福祉課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証	2/2	一部 開示	加入者氏名	第7条 第2号
457	中142	1/26	浦和区役所 健康福祉部	保健セ ンター	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	行事参加者の傷害危険担保契約 証券	2/7	開示		
458	中143	1/26	緑区役所 区民生活部	総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年8月23日開催のイベントに かかる下記の保険証券 ①傷害保険(普通傷害保険)保険 証券(令和4年8月30日作成) ②賠償責任保険証券(令和4年8月 26日契約日)	2/2	一部 開示	保険会社の法人印影、法 人のコード、法人の社内用 欄、割増割引率、保険証券 番号	第7条 第3号 第5号
459	中144	1/26	緑区役所 区民生活部	コミュニ ティ課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年11月18日開催のイベントに かかる下記の保険証券 ①施設入場者の傷害危険担保契 約証券(令和4年11月17日作成) ②賠償責任保険証券(令和4年11 月17日作成)	2/6	一部 開示	保険会社の法人印影、保 険料明細内訳、保険料算 出基礎単位、リスク区分名 称、保険証券番号	第7条 第3号 第5号
460	中153	1/26	教育委員 会事務局 学校教育部	高校教 育課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年度スポーツ安全保険加入 依頼書	2/9	一部 開示	個人の氏名、年齢及び性 別	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
461	中154	1/26	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	・防犯ボランティア活動賠償責任保険証券 ・令和4年度スポーツ安全保険(2022年度)加入依頼書代表者控	2/2	一部開示	個人の氏名、性別、年齢	第7条第2号
462	中155	1/26	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	令和4年度さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」賠償責任保険証券、令和4年度スクールサポートネットワーク推進事業 賠償責任保険証券	2/3	開示		
463	中156	1/26	教育委員会事務局生涯学習部	人権教育推進室	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	公民館総合補償制度 加入証書(さいたま市立五反田会館、さいたま市立鹿室南集会所)	2/1	開示		
464	中157	1/26	教育委員会事務局生涯学習部	青少年宇宙科学館	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	加入証書	2/2	開示		
465	中158	1/26	教育委員会事務局生涯学習部	博物館	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	ボランティア活動保険加入証	2/6	一部開示	業者担当者印並びにボランティア活動保険加入者氏名、住所及び年齢	第7条第2号
466	中159	1/26	選挙管理委員会事務局	選挙課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	特定団体委員のボランティア活動保険加入証、参議選不在者投票立会人保険の保険証書	2/3	一部開示	ボランティア活動保険加入証の「個人の氏名」	第7条第2号
467	中160	1/26	水道局業務部	水道総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	・水業水第3985号水道ボランティアに係るボランティア活動保険の加入について(令和4年3月31日決裁)1件 ・水業水第1087号令和4年度広報活動等に係る傷害保険及び主催者賠償責任保険の加入について(令和4年6月22日決裁)3件	2/2	一部開示	・保険加入者名簿内の氏名 ・代表者印	第7条第2号第3号
468	中161	1/26	水道局業務部	経営企画課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	・特定火災保険 被保険者証 ・特定火災保険 海外旅行保険契約証	2/7	一部開示	取扱者署名欄、法人代表者印、被保険者(さいたま市で受入れを行った外国人研修生)の名前、年齢、生年月日及び性別	第7条第2号第3号
469	中162	1/26	水道局業務部	管財課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	令和4年3月17日付け 水業管第4209号 自動車損害共済の継続契約について(4月継続分88台・5月継続分18台)	2/9	開示		
470	中80	1/26	市長公室秘書広報部	広報課	令和4年4月1日以降にさいたま市が加入した各傷害保険及び賠償保険の写し	ボランティア活動保険加入証	2/3	一部開示	「氏名」、「年齢」欄	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
471	中81	1/26	都市戦 略本部 行政改 革推進 部		令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	行事参加者の傷害危険担保契約 証券	1/30	開示		
472	中82	1/26	総務局 危機管 理部	防災課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険に関する保険 証券、施設所有(管理)者賠償責任 保険証券、生産物賠償責任保険証 券	2/6	開示		
473	中84	1/26	財政局 財政部	資産経 営課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年度「全国市長会市民総合 賠償補償保険」加入依頼書兼加入 証	1/31	開示		
474	中85	1/26	財政局 南部市 税事務 所	納税調 査課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	自動車保険 保険証券(令和4年6 月28日契約締結)	2/1	一部 開示	・「代理店/仲介人」欄 ・法人の実印	第7条 第2号 第3号
475	中86	1/26	市民局 市民生 活部	市民生 活安全 課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	特定法人「福祉サービス総合補償 加入証(加入者控)」	2/2	開示		
476	中87	1/26	市民局 市民生 活部	市民協 働推進 課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	傷害保険(普通傷害保険)	2/1	一部 開示	法人の担当者氏名	第7条 第2号
477	中88	1/26	市民局 市民生 活部	人権政 策・男 女共同 参画課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	さいたま市立三つ和会館が加入し ている公民館総合補償制度(行事 傷害補償)の加入証書	2/1	開示		
478	中89	1/26	スポー ツ文化 局文化 部	大宮盆 裁美術 館	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	ボランティア活動保険加入証 ボランティア活動保険	2/3	開示		
479	中91	1/26	保健福 祉局保 健部	こころ の健康 セン ター	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	福祉サービス総合補償加入証	2/7	開示		
480	中93	1/26	保健福 祉局福 祉部	障害者 総合支 援セン ター	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	国内旅行傷害保険証券(令和4年4 月1日契約分)	2/7	一部 開示	代表者印	第7条 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
481	中95	1/26	保健福祉局長 寿応援部	介護保 険課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年3月23日付令和4年度用福 祉サービス総合保障加入証(加入 者控)	1/31	開示		
482	中96	1/26	保健福祉局長 寿応援部	いきい き長寿 推進課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	賠償責任保険証券(ボランティア活 動保険)	2/1	開示		
483	中97	1/26	保健福祉局保 健所	疾病予 防対策 課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	令和4年度「全国市長会予防接種 事故賠償補償保険」加入依頼書、 「全国市長会予防接種事故賠償補 償保険」加入証	2/3	開示		
484	中98	1/26	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	子ども 家庭支 援課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	社会福祉施設総合損害補償「しせ つの損害補償」加入証	2/1	一部 開示	証券番号、ユーザーID、パ スワード欄、印影	第7条 第3号 第5号
485	中99	1/26	子ども 未来局 総合療 育セン ターひ まわり 学園	総務課	令和4年4月1日以降にさいたま市 が加入した各傷害保険及び賠償保 険の写し	・団体保険加入者証(歯科) ・団体保険加入者証(医科) ・保険証券(普通傷害保険) ・保険証券(傷害総合保険) ・保険証券(賠償責任保険)	2/6	開示		
486	岩78	1/27	市民局 市民生 活部	消費生 活総合 セン ター	電気通信事業法等の研修等の受 講の関係資料	「令和2年度消費生活相談員研修 専門・事例講座 通信・端末の契約 に関する消費者トラブルー携帯電 話(スマートフォン)、光回線等を中 心にー1回目 オンデマンド配信」に 係る講義資料 他	3/10	一部 開示	資料の講座名と日付、頁を 除いた資料件名他すべて 他	第7条 第3号
487	岩79	1/27	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	特殊車両を保有する企業が新たに 営業所を設ける際、指導を行って いる関係資料		2/2	不開 示		不存 在
488	浦271	1/27	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	新型コロナウイルス報告シート 12月19日報告 最終出勤日12月14 日 発症日12月17日 確定日12月18日 の中学校教職員の出勤簿 令和4年分	令和4年出勤簿	2/10	一部 開示	所属の一部、職員番号、職 務名の一部、氏名、印影、 休暇の種類のうち職務の 遂行に係らない部分、任用 形態	第7条 第2号
489	浦272	1/27	都市局 都市計 画部	都市計 画課	特定病院の改築工事において特定 日に問い合わせをしているが、未だ 回答がない。 この問い合わせに関するさいたま 市と特定病院とのやりとりの経過・ 記録	特定病院改築工事の件について (メール送信日特定)、特定病院改 築工事問い合わせについて(メール 送信日特定)、特定病院改築工事 の件について(メール送信日特定)	2/10	一部 開示	氏名、メールアドレス	第7条 第2号
490	浦273	1/30	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	「教職員等の新型コロナウイルス感 染について 12月19日(令和4年)」 新型コロナウイルス感染者・濃厚接 触者等報告シートのすべて	新型コロナウイルス感染者・濃厚接 触者等報告シート、児童生徒につ いて(教職員が感染した場合)の確 認	2/10	一部 開示	所属校名、職名の一部、氏 名、連絡先、職員番号、担 任する学年学級、家族構 成、特別休暇の種類	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
491	見28	1/30	経済局 商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	農林水産省の関係課に令和3年10月に訪問した課及び訪問した相手がかかる記録		2/9	不開示		不存在
492	浦274	1/31	市長公室秘書広報部	広報課	・さいたま市において公的に購読している政党機関紙の購読部数、部署ごとの部数 ・政党機関紙の配達・集金・勧誘に関する許可証の有無 他		2/10	不開示		不存在
493	浦275	2/2	総務局 総務部	行政透明推進課	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会の特定審議における実施機関からの意見聴取及び審議記録音声記録テープ	令和4年度第6回さいたま市情報公開・個人情報保護審査会(令和4年9月15日) 実施機関からの意見聴取及び審議	2/14	不開示		第7条第1号
494	岩80	2/6	保健福祉局 市立病院病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院への寄付者とさいたま市立病院との関係(入院患者がお世話になったとして寄付)したのかなどの情報及びこれまで市立病院に寄付された金額の活用等がわかる関係資料 また、どのような費目で処理されているのかわかる資料	・さいたま市立病院における、令和3年度分及び令和2年度分の寄附金受入額 ・受け入れた寄附金に係る、決算書上の記載状況	2/8	不開示		第2条第2号
495	浦276	2/6	財政局 財政部	資産経営課	資産経営課が保有する行政情報開示請求に関わる次の文書 平成28年度 岩槻区内の墓地及び堂に関する行政情報	行政情報開示決定等期間延長通知書について(浦82号)(平成28年5月10日決裁)、 〔情報開示請求〕岩槻区内の墓地及び堂に関する行政情報(平成28年5月20日決裁)、行政情報開示請求処理票の提出について(H28.4.27・浦82)、(平成28年6月6日決裁) 他	2/16	一部開示	関係者の氏名、住所、電話番号、印影に係る部分	第7条第2号
496	浦277	2/6	市民局 市民生活部	市民生活安全課	特定法人臨時休館中の業務内容のわかるもの (期間特定)	「さいたま市特定施設」臨時休館申請書	2/20	開示		
497	浦278	2/7	財政局 税務部	固定資産税課	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 (浦和区に存する標準宅地に関するもの)	「令和6基準年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務」に関する意向調査について(令和4年9月13日決裁)のうち選定基準に関する部分、「令和6基準年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務」に関する固定資産鑑定評価員候補の選定について(令和4年10月4日決裁)のうち選定資料に関する部分 他	2/21	一部開示	年齢、生年月日、法人等の代表者印(実印)、報酬支払に関する決裁書	第7条第2号第3号 不存在
498	桜25	2/7	スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市祈年総合体育館において、令和5年4月～令和10年3月まで指定管理候補者に選定された団体が提出した事業計画書	さいたま市記念総合体育館指定管理者事業計画書	2/21	一部開示	個人を特定できる写真の部分	第7条第2号
499	中164	2/7	建設局 南部建設事務所	建築指導課	特定日に特定地の道路後退方法の問い合わせに対応した記録	特定日・特定地における2項道路の道路後退方法に関する対応記録	2/14	一部開示	法人の担当者氏名、役職、電話番号、法人名	第7条第2号第3号
500	見29	2/13	経済局 商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	食肉中央卸売市場・と畜場と道の駅用地取得費や施設整備費等の根拠となる内訳の金額 特に軟弱地盤対策の費用と工事内容がわかる資料	さいたま市「食肉市場」基本計画(概算事業費積算資料)、さいたま市「道の駅」基本計画(概算事業費積算資料)	4/14	一部開示	さいたま市「食肉市場」基本計画(概算事業費積算資料)の単価、金額、備考欄の金額、さいたま市「道の駅」基本計画(概算事業費積算資料)の単価、金額	第7条第4号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
501	浦279	2/16	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	保育課が保有する労災給付及び健康保険給付について事務を怠った事の行政情報 同給付の事務の流れがわかるもの	情報伝達シート(労災等経過)、「専決処分について」(令和5年2月3日決裁)、「職員の事務遅滞により請求が不可能となった労災保険給付等について」(依頼)、「ホームページの掲載について」(令和5年2月8日記者発表) 他	3/1	一部 開示	労災保険及び社会保険に係る手続きの請求者の保育園名、氏名、住所、職員の氏名、職名	第7条 第2号
502	浦280	2/16	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	学級がうまく機能しない状況調査について (指導2課) 令和3年より	依頼文(令和3年度「学級がうまく機能しない状況」に関する調査について(依頼)) 全小学校からの回答及び該当する学校からの回答 他	3/2	一部 開示	個人に関する情報(氏名、年齢、性別、経済状況、健康状態)、特定の児童の識別につながる情報(学年、クラス、クラス人数)	第7条 第2号
503	浦281	2/16	環境局 施設部	環境施 設管理 課	桜環境センター 令和5年1月26日より 重要機器の修理に関するもの 管理者からの報告等	酸素発生装置の故障に伴う熱回収施設の操業停止について(速報)及び熱回収施設トラブル報告書(第一報)／桜環境センター(令和5年1月26日決裁)、熱回収施設トラブル報告書(第二報)／桜環境センター(令和5年1月31日決裁) 他	3/2	一部 開示	個人の氏名	第7条 第2号
504	浦282	2/16	教育委 員会事 務局管 理部	教育政 策室	教育政策室が保有する義務教育学校地元説明会配布資料・説明資料、質問や意見など	武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校設置説明会開催のお知らせ、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の設置について、議事概要、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校設置説明会、質問・意見シート、御意見投稿フォーム御意見一覧 他	3/2	一部 開示	氏名、ハンドルネーム、身体障害、知的障害、学校名、入学・卒業年度、役職名、家族構成	第7条 第2号
505	桜26	2/21	議会局 議事調 査部	議事課	文教委員会において市民団体が市内の子どもたちを連れて緊急事態宣言中に館岩少年自然の家を利用した件にかかわる記録すべて	・令和4年12月12日、12月22日 さいたま市議会文教委員会記録(速報版) ・令和5年2月1日、2月9日 さいたま市議会文教委員会記録(速報版) 上記のうち、該当部分	3/2	開示		
506	浦283	2/22	財政局 税務部	固定資 産税課	さいたま市内の地番図Shapeデータ (令和4年1月1日時点)	地番図shapeデータ(令和4年1月1日時点のもの)	3/7	開示		
507	浦284	2/27	財政局 契約管 理部	契約課	特定会社に対し発注された公共工事の時期、契約内容及び工事内容、並びに同特定会社倒産時の出来高、及びその後の経緯(引継ぎ工事の担当企業、契約内容、工事内容等)の判明する資料	(仮称)第2若者自立支援ルーム等施設建設(建築)工事、特定福祉施設大規模改修(建築)工事、特定市立中学校校舎棟建設(建築)工事、特定市立小学校校舎増築(建築)工事 左記工事の契約書、工事完成検査調書 他	3/13	一部 開示	各書類における代表者印、支出命令書における口座情報。各書類における担当者氏名及び印影	第7条 第2号 第3号
508	浦285	2/28	水道局 給水部	水道施 設建設 課	独自条件単価一覧表 R4.R3.R2年度版	独自条件単価一覧表(令和4年11月) 独自条件単価一覧表(令和3年11月) 独自条件単価一覧表(令和2年11月)	3/2	開示		
509	浦286	2/28	水道局 給水部	水道施 設建設 課	土木工事条件単価一覧表 R4.R3.R2年度版	土木条件単価一覧表(令和4年11月) 土木条件単価一覧表(令和3年11月) 土木条件単価一覧表(令和2年11月)	3/2	開示		
510	浦287	2/28	水道局 給水部	水道施 設建設 課	水道条件単価一覧表 R4.R3.R2年度版	水道条件単価一覧表(令和4年11月) 水道条件単価一覧表(令和3年11月) 水道条件単価一覧表(令和2年11月)	3/2	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
511	浦288	3/9	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価 令和4年3月版 市場単価 令和4年3月版 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和4年3月版 標準単価(電気設備工事)令和4年3月版 標準単価(機械設備工事)令和4年3月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和4年3月版	3/13	開示		
512	浦289	3/15	選挙管理委員会事務局	選挙課	さいたま市議会議員選挙費用収支報告書(日付、議員名特定)	特定日執行 さいたま市議会議員一般選挙 選挙運動費用収支報告書 特定議員3名	3/29	一部開示	「寄附をした者」の個人の氏名及び住所 出納責任者の氏名及び訂正印押印箇所	第7条第2号
513	浦290	3/16	建設局北部建設事務所	下水道建設課	令和2年度、令和3年度、令和4年度におけるさいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課が行った下水道工事について ①工事場所(箇所)、②工事名(案件番号を含む)、③工事費用、④工事施工者名、⑤工事ごとに地盤変動調査費等に要した費用、⑥⑤の会社名、⑦それぞれの工事期間	令和2年度、令和3年度、令和4年度における、下水道会計支出負担行為一覧表	3/30	開示		
514	桜27	3/17	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	特定廃棄物処理業者の廃棄物処理法違反疑いについて産業廃棄物指導課職員らが作成しなければならない通報及び廃棄物処理業者に係る文書及び当該案件に係る調査及びその報告文書等	・「相談・対応カード(相談番号R04-013)」 ・「R5.1.18_西堀3-25_産廃飛散状況等確認」	3/29	開示		
515	大67	3/17	保健福祉局福祉部	生活福祉課	フードバンクの提供日数90日について明記してある書類	フードバンクの利用方法について	3/24	開示		
516	大68	3/17	都市局みどり公園推進部	北部公園整備課	すべり台をチューブスライダーすべり台に変更できない根拠、トイレ・健康遊具・水飲み場・フタ付ゴミ箱を設置できない根拠、照明器具を更新できない根拠 上記の決定権者及びその根拠資料		3/27	不開示		不存在
517	見31	3/20	見沼区役所区民生活部	コミュニティ課	さいたま市自治会運営補助金交付申請書、さいたま市自治会運営補助金交付決定通知書 特定自治会の令和4年度分	さいたま市自治会運営補助金交付申請書、さいたま市自治会運営補助金交付決定通知書 特定自治会の令和4年度分	3/28	一部開示	代表者の住所、署名、団体の口座情報	第7条第2号第3号
518	見32	3/20	見沼区役所区民生活部	コミュニティ課	自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画書等届出書、自主防災組織運営補助金決定通知書、自主防災組織運営育成補助金交付申請書、自主防災組織育成補助金決定通知書、自主防災組織防災訓練補助金交付申請書、自主防災組織防災訓練補助金決定通知書 いずれも特定自治会の令和4年度分	・令和4年6月22日付け東大宮4丁目自治会自主防災会提出 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書 ・令和4年8月18日付け東大宮4丁目自治会自主防災会あて 自主防災組織運営補助金決定通知書 他	4/3	一部開示	・代表者の住所、電話番号、印影 ・団体の口座情報	第7条第2号第3号
519	浦292	3/22	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	特定市立中学校の入試に関する以下の内容 ・入学許可候補者の選抜において《調査書並びに適性検査(I、II、III)及び面接の結果を総合的に判断》とあるが、各試験の比重。または詳細な点数 他	特定市立中学校の入試に関する内容	3/29	不開示		第7条第5号
520	浦293	3/22	総務局総務部	総務課	郵便局へ差し出すべき市民税申告書を誤って北区役所へ送付した件に関する行政情報 使送便の委託契約書等と職員向けマニュアル 郵便事務補助の委託契約書等と職員向けマニュアル	総総総第2615号 情報伝達シート(第1報)の提出について(令和5年2月10日決裁) 総総総第2636号 情報伝達シート(第2報)最終報の提出について(令和5年2月15日決裁) 他	3/30	一部開示	周知の記録の担当者氏名、印影 郵便物一部遅延に関する報告書及び契約書の法人の実印印影	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
521	大69	3/22	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	特定市立中等教育学校の入試に関する以下の内容 ・入学許可候補者の選抜において《調査書並びに適性検査(A,B,C)及び集団活動を総合的に判断》とあるが、各試験の比重。または詳細な点数 他	特定市立中等教育学校の入試に関する内容	3/29	不開示		第7条第5号
522	浦294	3/23	教育委員会事務局学校教育部	教育研究所	さいたま市スマートスクールプロジェクトに係る連携・協力に関する協定書に関し、さいたま市教育委員会が作成した入札仕様書など入札手続に関する文書一切 他	・教学教研2953号 さいたま市スマートスクールプロジェクトにおける協力企業との連携協定について ・協定書締結にあたり、教育長との打ち合わせに使用した資料	4/6	一部開示	〔個人情報保護関連〕及び〔個人情報利用関連〕に係る行政情報	不存在
523	浦295	3/24	総務局総務部	行政透明推進課	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会における答申において「当審査会の権限外であるので言及しない」とあるが、審査とは別に審査条例が存在するのか、又は申請書はあるのかの開示		4/7	不開示		不存在
524	大70	3/24	保健福祉局保健部	健康増進課	特定病院において入院患者への虐待および入院患者の病院内での首つり自殺を病死扱いにして事件を隠べいした病院の対応について保健福祉局健康増進課へ調査依頼を出した件に関するさいたま市と特定病院とのやりとり経過・記録	聞き取り内容	4/7	一部開示	個人の氏名及び法人の内部に関する内容	第7条第2号第3号
525	浦296	3/27	消防局大宮消防署	管理指導課	特定病院において火災報知器にフタをして動作できないようにしている件について、大宮消防署と特定病院とのやりとり経過記録		3/28	不開示		不存在
526	見33	3/30	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅北側にあります七里の桜の木についてさいたま市と市民団体が話し合ったことが書かれている記録(さいたま市区画整理協会と市民団体が話し合った記録も含む。) 開示資料の期間は令和2年2月21日から令和5年3月29日まで	・七里駅舎改修事業に伴う樹木の剪定について 議事録 令和3年2月5日 ・「七里駅の株立ち桜の保存要望書」記録 令和3年8月4日 ・令和3年7月5日に市民団体より提出された要望書に対する回答 議事録 令和3年11月17日 他	5/11	一部開示	・個人に関する情報 ・市職員以外の氏名及び職位 ・法人の財産及び内部に関する情報	第7条第2号第3号
527	見34	3/30	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について土地買収の交渉のわかる記録の全て	「用地費一覧表」 「事業を表示する図面」 「不動産鑑定評価書」	4/13	不開示		第7条第5号
528	浦297	3/31	建設局南部建設事務所	土木管理課	特定地の道路台帳	路線別求積平面図(特定地)	4/14	一部開示	・作業期間担当者印影 ・特定地道路台帳 ・道路台帳による同路線を変更し確定、尚、測点716では幅員9.40mは確保できない。(9.14)の記入確認できる台帳	第7条第2号不存在

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数144件

※ 【参考】不開示情報区分について  
 ・第7条第1号 法令秘情報  
 ・第7条第2号 個人情報  
 ・第7条第3号 法人情報  
 ・第7条第4号 審議・検討等情報  
 ・第7条第5号 事務事業執行情報  
 ・第7条第6号 国等協力情報  
 ・第7条第7号 公共安全情報

## 2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況

令和4年度の審査請求の件数は19件でした。実施機関別の内訳は、市長11件、教育長8件でした。また、取下げは1件でした。審査請求の内容については、表1-4のとおりです。

表1-4 行政情報開示決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/20	市長	3/22	見56	・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結(令和2年2月)に関する資料の開示をお願い致します。支払金額もわかる資料もお願い致します。	572	7/1	229	12/21	棄却	1/4
2	4/20	市長	3/22	見57	・野田線29号踏切道拡幅改良工事 平成31年3月。市長と地権者が話し合った記録全ての開示をお願い致します。 市長が別の視察で行ったついでに地権者と29号踏切についても話したと聞いています。 どんな視察で何を話し合う中で 29号踏切の話が行われ概ね合意に至ったのかわかる資料も含め開示をお願い致します。	-	-	-	-	却下	5/12
3	5/16	市長	4/20	浦13	行政との立合1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日打合せ議事録ファイル	573	9/13	232	2/24	棄却	3/9
4	5/16	市長	4/20	浦14	市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書	574	9/13	233	2/24	棄却	3/9
5	6/16	教育長	5/13	浦35	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
6	6/17	教育長	5/13	浦33	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
7	6/17	教育長	5/13	浦36	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
8	6/17	教育長	5/13	浦37	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
9	6/17	教育長	5/13	浦38	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
10	6/17	教育長	5/13	浦42	教職員等の新型コロナ感染に関する行政情報 未発表分に限る						
11	8/8	教育長	6/24	浦91	令和元年度から令和4年6月24日現在までの、特定小・中学校管理規則第10条による事故報告に係る資料	580	10/24	239	5/25	棄却	6/12
12	8/31	教育長	8/10	浦124	館岩少年自然の家が保有する自然の教室における東大成小学校での事業のついて 2022年度	-	-	-	-	却下	10/21
13	9/25	市長	8/18	浦149	さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前	583	1/26				

情報公開制度

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
14	10/11	市長	9/16	浦183	・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」 ・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」 以上の依頼書に関わる残っている公文書すべて(市長公室秘書課が所管)	581	12/2	240	5/25	棄却	6/12
15	10/17	市長	9/4	浦172	さいたま市と旧統一協会に関する行政文書一切(市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。)	582	12/21	241	5/25	棄却	6/12
16	2/15	市長	1/19	浦269	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会による意見陳述の実施の結果、実施機関の処分は妥当であるとの裁決。ただし用水路巾がない裁決の場合は、ない証明書への署名、捺印物の請求者への後日トラブル防止のため提供すること、函面、文書への署名捺印の開示要求します。	586	4/19				
17	2/17	市長	2/2	浦275	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、答申第228号、令和4年11月18日付答申書中、3ページ下段調査審議の経過表中③令和4年9月15日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープ	589	6/23				
18	2/28	市長	11/19	大58	さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区23-1号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報 ① JRとの協議の有無及びその内容が分かる資料 ② 東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料 ③ 道路としての最終的な姿(高架、アンダーパス等)が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料 ④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るかが分かる資料	588	5/26				
19	3/8	市長	2/13	見29	食肉中央卸売市場・と畜場と道の駅 用地取得費や施設整備費等の費用の根拠となる内訳の金額。軟弱地盤対策の費用と工事内容がわかる資料。	-	-	-	-	却下	4/19

### Ⅲ 情報公開コーナー

#### 1 情報公開コーナーの概要

##### (1) 情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

##### (2) 情報公開コーナーの利用状況

令和4年度の情報公開コーナーの利用状況は、表1-5のとおりです。

表1-5

	利 用 状 況
利用者数	92,243人
情報公開コーナー稼働日数	244日
一日あたりの利用者数	約378人

##### (3) 行政資料の利用状況

令和4年度の行政資料の配架数は、統計書、市議会資料、さいたま市の財政など、672冊です。

行政資料利用状況は、表1-6のとおりです。

表1-6

	利 用 状 況
貸出冊数	301冊
有償刊行物頒布冊数	1,106冊

##### (4) 複写機の利用状況

令和4年度の複写機の利用枚数は、124,741枚です。

## 2 情報提供の実施状況

### (1) 情報の提供に関する報告件数

平成22年4月1日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。令和4年度に提供した件数は1,150件でした。

### (2) 提供義務情報の状況

令和4年度の提供義務情報の提供件数は表1-7のとおりです。

(提供義務情報)											
第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。											
(1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画											
(2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録											
(3) 主要事業の予算編成過程											
(4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答											
(5) 身近な道路整備の要望への対応状況											
(6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容											
(7) 広聴事業に関する対応状況											
(8) 市長の交際費の執行状況											
(9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁。）の対象となる外郭団体の経営状況											
(10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録											

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-7

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	合計
件数(件)	11	15	4	0	0	40	9	12	0	478(※)	569

※詳細は215ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

### (3) 提供推進情報の状況

令和4年度の提供推進情報の提供件数は、表1-8のとおりです。

(提供推進情報)						
第3条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的な提供するものとする。						
(1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの						
(2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報						
(3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報						
(4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報						
(5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-8

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	合計
件数(件)	0	6	8	134	433	581

### (4) 提供の方法

令和4年度の提供の方法の状況は、表1-9のとおりです。

(提供の方法)						
第4条 所管課長は、前2条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一又は二以上の方法を選択して行うものとする。						
(1) 市ホームページへの掲載						
(2) 市が発行する広報紙等への掲載						
(3) 報道機関への提供						
(4) さいたま市情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への資料の配架						
(5) 担当課窓口における提供						
(6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-9

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
件数(件)	1,106	12	82	1,150	108	135

◆ 個人情報保護制度 ◆



## I 個人情報保護制度のあらまし

### 1 個人情報保護制度の意義と必要性

個人情報は、情報技術の発展とともに社会的な利用価値が高まる一方で、不適切な取り扱いに起因する個人情報の漏えい等を防ぐため、適正な管理を行うことが求められています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。

そうした中、一方で市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

こうしたことから、本市では市が保有する個人に関する情報について適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う個人情報保護制度の確立を図ることとしました。そして、合併前の旧市の個人情報保護条例を引き継ぐかたちで、平成13年5月1日付けで「さいたま市個人情報保護条例」を制定し、個人情報保護制度の運用を行ってきました。

### 2 個人情報保護法制の一元化

これまでの我が国における個人情報保護法制は、本市も含めた地方公共団体による条例というかたちで国よりも先行して導入され、その後、国において民間事業者等を対象とした「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。）を制定しました。

このため、我が国における個人情報保護法制は、対象ごとに別々の法律又は条例によって規律されることとなり、解釈運用も総務省や各地方公共団体等が別々に行っているという状況でした。

このことが、近年の社会全体のデジタル化に伴う「個人情報保護」と「官民の枠を超えたデータ流通」の両立のための弊害となっている要因であるとされ、令和3年5月の国会におけるデジタル改革関連法の成立により、個人情報保護法の改正が行われました。

（以下、この改正された個人情報保護法を「改正個人情報保護法」という。）

改正個人情報保護法の施行により、まずは令和4年4月1日付けで、国の行政機関や独立行政法人等が個人情報保護法の適用を受けることとなり、続いて令和5年4月1日付けで、本市を含めた全ての地方公共団体も個人情報保護法の適用を受けることとなりました。

このことを受けて、本市では個人情報保護法の施行に必要な事項を規定する条例として、今までの「さいたま市個人情報保護条例」を「さいたま市個人情報の保護に関する

法律施行条例」(以下「個人情報保護法施行条例」という。)へ全部改正することとしました。

### 3 個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例の概要

#### (1) 制度の目的

個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項、また、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

#### (2) 実施機関

改正個人情報保護法において、行政機関等の定義が規定されており、地方公共団体については、議会を除く地方公共団体の機関とされています。

また、個人情報保護法施行条例において、法の規定に合わせて個人情報保護制度を実施する機関(以下「実施機関」という。)の定義を設けており、具体的には議会を除く市のすべての機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者)を対象としています。

#### (3) 個人情報の定義

##### ア 「個人情報」の定義(個人情報保護法第2条第1項)

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

##### 2 個人識別符号が含まれるもの

##### イ 「保有個人情報」の定義(個人情報保護法第60条第1項)

個人情報保護法において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいいます。ただし、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該行政機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関等が保有しているものに記録されているものに限られます。

(4) 個人情報の適正な取扱いの確保

ア 個人情報の保有の制限等（個人情報保護法第61条ほか）

(ア) 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

(イ) 実施機関は、(ア)で特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

(ウ) 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。

イ 個人情報取扱事務の届出（個人情報保護法施行条例第3条）

(ア) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。

(イ) 市長は、届出があったときは、届出事項をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。

(エ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ 利用及び提供の制限（個人情報保護法第69条及び第70条）

実施機関は、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

また、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対して、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとします。

エ 安全管理措置（個人情報保護法第66条）

実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(5) 自己情報の開示請求権等の保障

ア 開示請求

(ア) 個人情報の開示を請求できる者

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、行政情報に記録された自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 開示請求の受付

開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ウ) 個人情報の開示義務

実施機関は、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- a 個人に関する情報
- b 法人等に関する情報
- c 国の安全等に関する情報
- d 公共の安全等に関する情報
- e 審議、検討又は協議に関する情報
- f 事務又は事業に関する情報

[不開示情報の例外的取扱い]

a 裁量的開示

保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示することができます。

b 個人情報の存否に関する情報

開示請求に係る保有個人情報があるかないかを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときは、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

c 部分開示

保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、その部分を黒塗りする等により区分し、残りの部分を開示します。

イ 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(7) 決定

- a 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
- b 不開示決定

(イ) 決定の期限

開示請求があった日の翌日から14日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるときは、例外として延長することができます。

(ロ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(エ) 開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、保有個人情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ 訂正請求

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報について、内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができます。

エ 利用停止請求

何人も、個人情報保護法の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報が、次のいずれかに該当すると思料するときは、次の措置を請求することができます。

- (ア) 個人情報保護法の規定に違反して利用されているとき  
… 当該保有個人情報の利用の停止
- (イ) 個人情報保護法の規定に違反して保有等がされているとき  
… 当該保有個人情報の消去
- (ウ) 個人情報保護法の規定に違反して提供されているとき  
… 当該保有個人情報の提供の停止

オ 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

カ 苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

(6) 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(7) 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

## Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報開示等の実施状況概要

令和4年度の処理件数は、表2-2のとおり開示請求が208件で、処理区分の内訳は、開示が44件、一部開示が135件、不開示が29件でした。開示請求の内容は、戸籍謄本、住民票の交付申請書等が98件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表2-3のとおりです。

表2-1 個人情報開示請求等件数

	件数
開示請求	212
訂正請求	1
削除請求	0
利用の停止請求	0
提供の停止請求	0
合計	213

表2-2 個人情報開示請求等内容及び処理状況

	開示請求		訂正請求		削除請求		利用・提供の停止請求	
	件数	内容	件数	内容	件数	内容	件数	内容
請求件数	212		1		0		0	
処理件数	208		1		0		0	
処理状況	開示	44	訂正	0	削除	0	停止	0
	一部開示	135	一部訂正	0	一部削除	0	一部停止	0
	不開示	29	不訂正	1	不削除	0	不停止	0

表 2-3 個人情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局部	担当課	開示請求に係る個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
1	浦1	4/6	子ども未来局 子ども家庭総合センター	南部児童相談所	相談記録	請求者の子にかかる令和3年度以降の取扱経過記録	4/21	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第14条第3号
2	桜1	4/8	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会 議事録	請求者に係る特定日の「介護認定審査会 議事録」のうち請求者本人の部分	4/13	開示		
3	浦3	4/14	建設局 南部建設事務所	土木管理課	請求者が通報した特定幼稚園に関する行政情報	当該幼稚園への対応経緯	4/28	開示		
4	浦4	4/14	都市局 南部都市計画事務所	都市計画指導課	請求者が通報した特定幼稚園に関する行政情報	・請求者との「幼稚園等記録H30～」のうち、請求者との特定幼稚園に関する入電等の対応記録と回答内容の記録 ・請求者との「幼稚園等(その後の追記)」のうち、請求者との特定幼稚園に関する入電等の対応記録と回答内容の記録	4/25	開示		
5	北4	4/15	北区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の認定等結果通知書(日付特定)	請求者の父の介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書	4/19	開示		
6	南1	4/15	南区役所健康福祉部	保健センター	母子健康カード相談記録(期間特定)	請求者の子の母子健康カード相談記録(期間特定)	4/18	一部開示	・開示請求者以外の者に関する情報 ・個人の評価による情報で、開示することで適切な遂行を困難にする情報 ・市の内部・外部が有する情報であり、率直な意見の交換が損なわれる情報	第14条第3号第4号
7	緑3	4/18	緑区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の夫がさいたま市で介護保険の認定を受けていたことがわかる証明書	・介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書 ・介護保険 要介護認定・要支援認定の有効期間の延長について(通知)	4/27	開示		
8	大1	4/19	子ども未来局 幼児未来部	幼児政策課	請求者の子の第4四半期の園児名簿と特定子ども・子育て支援提供証明書(兼確定施設等利用費計算書別紙)	・園児名簿(開示請求に係る園児に限る) ・特定子ども・子育て支援提供証明書(兼)確定施設等利用費計算書別紙(開示請求に係る園児に限る)	4/22	開示		
9	浦6	4/20	消防局 浦和消防署	木崎出張所	請求者の救急活動記録票、搬送確認表など 特定日時、特定地で交通事故にあり、特定病院へ救急車で搬送されました。この時のケガの状態がわかるもの	救急活動記録票(特定日)	5/2	一部開示	診療区分、傷病程度、総合判断、備考欄	第14条第2号第3号
10	見2	4/20	子ども未来局 子ども家庭総合センター	北部児童相談所	請求者の子の児童相談のかかわりの記録の開示(日付特定)	請求者の子の受付処理票及び添付書類一式	4/28	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第14条第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報区 分
11	見3	4/20	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者の子の児童相談のかかわり の記録の開示 (日付特定)	請求者の子の受付処理票及び添付 書類一式	4/28	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 や関係機関等より取得した 情報	第14条 第3号
12	桜2	4/25	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の認定調査票、主治医 意見書 2年分各2部	請求者の母に係る 特定日認定 分の「認定調査票(概況調査)」「認 定調査票(基本調査)」「認定調査票 (特記事項)」「主治医意見書①」及 び「主治医意見書②」	4/28	一部 開示	「認定調査票(概況調査)」 中「調査実施者(記入者)」 欄の「認定調査員氏名(さ いたま市認定調査員を除 く)」「主治医意見書①」中「医 師氏名」及び「医師印影」	第14条 第2号
13	中1	5/6	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の父の介護保険・要介護認 定・要支援認定等結果通知書全て	請求者の父の介護保険 要介護認 定・要支援認定等結果通知書	5/10	開示		
14	大2	5/16	大宮区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定調査 票、主治医意見書すべて	請求者の母の介護保険認定調査 票、主治医意見書(平成30年10月 11日認定分)(令和元年9月18日認 定分)(令和3年2月4日認定分)	5/19	一部 開示	主治医意見書1の医師氏名。認 定調査票(概況調査)の大宮区 調査員を除く調査実施者氏名、 請求者を除く調査対象者の家 族等氏名、対象者との関係、電 話番号、立会人に関する記載。 認定調査票(特記事項)のうち、 請求者を除く立会人に関する記 載。	第14条 第2号
15	大3	5/16	大宮区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	居宅サービス計画依頼届出書 最初のもの	請求者の母の令和3年1月5日付け 居宅サービス計画作成(変更)届出 書	5/19	一部 開示	届出者欄の「氏名(事業所 名)」のうち、氏名、個人印 影、事業所印影及び生年 月日	第14条 第2号
16	見5	5/31	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	請求者の子に係る事故報告書	令和3年度 児童生徒事故報告書	5/31	一部 開示	児童生徒事故報告書に記 載された、第三者の個人情 報(氏名、年齢、性別、現 住所)	第14条 第2号
17	中2	6/9	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険要介護・要 支援認定等結果通知書	請求者の母の介護保険 要介護認 定・要支援認定等結果通知書	6/10	開示		
18	見6	6/9	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者の子が関わっていた児童相 談所での取扱経過記録	取扱経過記録	6/22	一部 開示	・第三者に関する情報 ・個人の評価等に関する事 務事業に係る情報 ・実施機関が関係機関等よ り取得した情報	第14条 第2号 第3号 第6号
19	中3	6/17	中央区 役所健 康福祉 部	支援課	請求者の父の障害者等級の分かる もの	身体障害者手帳	6/23	開示		
20	大5	6/20	大宮区 役所健 康福祉 部	福祉課	請求者本人の就労状況の分かるも の	特定日付ケース記録 勤務条件票(特定日受付分) 特定日付ケース記録 収入申告書(特定日受付分)及び添 付資料 他	6/29	一部 開示	特定日付ケース記録中、就 労状況以外に係る記録	第14条 第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
21	南4	6/20	消防局 南消防署	消防1課	請求者本人の救急活動記録票	特定日時入電 南消防署 特定号 救急活動記録票	6/27	一部 開示	救急活動記録票のうち、特定 法人職員の氏名	第14条 第2号
22	北5	6/22	大宮区 役所健康福祉部	高齢介護課	請求者親族の介護保険要介護・要 支援認定等結果通知書等(遺言公 正証書による相続手続)	請求者親族の認定調査票、主治医 意見書、認定審査会議事録(審査会 別)	7/4	一部 開示	・認定調査票の調査員氏 名、家族等氏名、家族等電 話番号 ・合議体名、審査員名 ・認定審査会議事録(審査 会別)4日分 他	第14条 第2号 第4号 不存在
23	桜5	6/29	桜区役 所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の令和3年度介護保険 資格者証	請求者の父に係る特定日認定分の 「介護保険資格者証」	7/6	開示		
24	西4	7/6	消防局 西消防署	消防2課	特定特別養護老人ホームから救急 搬送された請求者の母の救急活動 記録票	救急活動記録票	7/14	一部 開示	救急活動記録票に記載され ている医療機関名、医師 名及び介護福祉士名	第14条 第2号
25	桜6	7/7	桜区役 所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の介護認定決定通知 書、認定調査票、主治医意見書(期 間特定)	請求者の母に係る「認定調査票(概 況調査)」「認定調査票(基本調査)」「 認定調査票(特記事項)」「主治医 意見書①」及び「主治医意見書②」	7/12	一部 開示	「認定調査票(概況調査)」 中「調査実施者(記入者)」 欄の「認定調査員氏名(さい たま市認定調査員を除く)」「主治 医意見書①」中「医師氏名」及び「 医師印影」	第14条 第2号
26	北6	7/12	北区役 所健康福祉部	高齢介護課	請求者の祖母の介護保険認定調査 票、主治医意見書	請求者の祖母の介護保険認定調査 票及び主治医意見書	8/4	開示		
27	大6	7/22	大宮区 役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の夫の介護保険要介護認定 調査票 主治医意見書	請求者の夫の認定調査票、主治医 意見書(特定日認定分)	8/3	一部 開示	認定調査票の調査員氏 名、主治医意見書の医師 氏名	第14条 第2号
28	浦13	7/28	浦和区 役所健康福祉部	高齢介護課	要介護認定審査会資料 認定審査の内容・経緯が分かるもの	介護認定審査会資料、介護認定審 査会会議録	8/2	一部 開示	請求者以外の「被保険者 番号」「氏名」「申請区分」 「前回二次判定」「前回一 次判定」「一次判定」「二次 判定」「有効月数」「介護の 手間に関する記述等(認定 審査会意見及びサービスの 種類の指定等)」欄	第14条 第2号
29	緑7	7/28	緑区役 所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の介護認定調査票、主 治医意見書を含む介護決定通知書	・介護保険 要介護認定・要支援認 定等結果通知書(特定日付) ・介護保険 認定調査票・主治医意 見書(特定日申請分) ・介護保険 要介護認定・要支援認 定等結果通知書(特定日付) 他	8/12	開示		
30	岩10	8/2	消防局 総務部	消防職員課	さいたま市消防庁による特定日付 け請求者に対する懲戒免職処分 に関する書類一式(不正利用したとす るレクリエーション施設利用券(86 枚)の写し、請求者の提出した願末 書などの資料) 他	さいたま市消防長による特定日付 け請求者に対する懲戒免職処分 に関する書類一式(不正利用したとす るレクリエーション施設利用券(86 枚)の写し、請求者の提出した願末 書などの資料) 他	8/16	一部 開示	・令和4年度第1回分懲戒等 審査委員会の開催について(令 和4年度 消総消職第251号) ・さいたま市消防職員分限懲戒 等審査委員会におけるオブ ザーバーの出席について(令和4 年度 消総消職第1088号) 他	第14条 第2号 第3号 第4号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報区 分
31	見9	8/3	見沼区 役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母に関する主治医意見書	請求者の母に関する主治医意見書	8/10	開示		
32	見10	8/9	見沼区 役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の介護保険被保険者番号・要介護・生年月日・ふりがな・住所・有効期間	要介護認定台帳の出力帳票	8/19	開示		
33	浦18	8/19	建設局 南部建設事務所	土木管理課	市有地等境界明示申請書	市有地等境界明示申請書	8/31	開示		
34	桜8	8/19	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の要介護認定の結果通知書の再発行	請求者の父の要介護認定・要支援認定等結果通知書	8/25	開示		
35	緑10	8/25	緑区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の介護認定調査票、主治医意見書	介護保険 認定調査票・主治医意見書	9/7	開示		
36	北7	9/9	北区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の要介護認定・要支援認定等 結果通知書	請求者の母の要介護認定・要支援認定等結果通知書	9/13	開示		
37	中5	9/13	中央区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の要介護認定等 結果通知書	請求者の母の要介護認定・要支援認定等結果通知書	9/16	開示		
38	緑11	9/16	保健福祉局保健所	疾病予防対策課	請求者の母のさいたま市保健所と特定介護施設との新型コロナ陽性者の対応、やりとりに関するメモ、資料	特定日に新型コロナウイルス陽性診断され作成した請求者の母のHER-SYS上の健康観察記録及び情報シート内連絡事項、特定期間の記録	9/28	一部開示	HER-SYS上健康観察記録及び情報シート内連絡事項のうち、聴取した市職員、施設関係者、県職員、病院関係者の氏名	第14条第2号
39	見12	9/21	保健福祉局保健部	こころの健康センター	面談記録	相談記録の写し(電話相談記録、面接記録、本人持参の資料含む)	9/30	一部開示	相談受理票のうち、相談員の対応の一部。相談記録票(経過記録2号紙)のうち、「本人の状況、家族の状況、関係機関連絡、援助内容等」の一部。インタビュー記録票(フェイスシート)2の見立て・当面の計画の一部	第14条第3号
40	見13	9/21	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児童相談所	請求者の子の面談記録	請求者の子にかかる平成30年度以降の面談記録	10/5	一部開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第14条第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報区 分
41	西6	9/29	教育委員会事務局学校教育部	教職員 人事課	令和5年度採用教員採用試験 2次試験採点票(自身の実技)結果の詳細(実技等)	令和5年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第2次試験実技試験評価票	10/11	一部 開示	採点者氏名	第14条 第5号
42	南7	10/4	保健福祉局長寿応援部	介護保 険課	特定介護有料老人ホームから提出された請求者の母に関する事故報告書等	特定介護有料老人ホームで特定日に発生した請求者の母の転倒事故について、施設からさいたま市に提出された事故報告書	10/11	一部 開示	・職員の氏名等に係る部分 ・「特定日に発生した救急搬送に関する事故報告書」及び「その他、特定介護有料老人ホームから提出された、請求者の母に関する開示可能な書類」	第14条 第2号 不存在
43	大11	10/7	保健福祉局保健所	精神保 健課	請求者の措置入院決定に関する行政文書全て(措置入院に関する診断書等関連資料を含む。)	・精神保健福祉法第27条による措置診察の実施及び結果について ・措置入院決定通知書の交付について ・請求者に関する相談記録の該当部分	11/16	一部 開示	・症状の概要の該当部分 ・事前調査票 調査時の状況の該当部分 ・事前調査票 既往症及び現病歴(治療状況)の該当部分・主治医との連絡 他	第14条 第3号 第5号
44	南8	10/7	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児 童相談 所	請求者の子について相談した際の相談記録	請求者の子について相談した際の相談記録	10/18	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第14条 第3号
45	南9	10/20	消防局南消防署	東浦和 出張所	特定日の救急搬送記録票	・救急活動記録票 ・傷病者情報シート【救急隊用】 ・検診票	10/27	開示		
46	浦22	10/27	教育委員会事務局学校教育部	教職員 人事課	令和5年度採用教員採用試験 請求者の第1次試験、第2次試験の全ての採点表、論文	・令和5年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第1次試験集団面接試験採点票 ・令和5年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第2次試験個人面接、教科等の専門性に係る質問評価票 他	11/7	一部 開示	採点者氏名	第14条 第5号
47	大14	10/31	大宮区役所健康福祉部	高齢介 護課	特定日認定分 認定調査票・主治医意見書・認定情報(事務局用)・審査会議事録	請求者の介護保険認定調査票、主治医意見書、認定情報(事務局用)、認定審査会議事録(審査会別)	11/4	一部 開示	認定審査会議事録(審査会別)の第三者の市町村、被保険者番号、被保険者氏名、被保険者区分、申請区分、前回結果、前回状態像、一次判定、修正有無、簡素化除外、簡素化可能、簡素化予定、二次判定、(要介護1)状態像、特定疾病、有効月数、簡素化実施、認定審査会の意見 他	第14条 第2号 第4号
48	南11	11/2	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児 童相談 所	請求者の子の相談記録について(全て)	請求者の子の相談記録について(全て)	11/16	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第14条 第3号
49	浦24	11/4	子ども未来局子ども家庭総合センター	南部児 童相談 所	請求者の子に関する記録及び一時保護に関する記録(期間特定)	請求者の子に関する記録及び一時保護に関する記録(期間特定)	11/18	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者より取得した情報	第14条 第3号
50	浦25	11/9	岩槻区役所健康福祉部	支援課	特定時期に岩槻区役所に提出された請求者の関係者に係る平成31年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書に添付された請求者の関係者の医師診断書		11/17	不開 示		第12条

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
51	西7	11/21	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	総務課	請求者が特定期間に、子ども家庭総合センター診療室受診に際して作成された、カウンセリング記録全て	・初診に際して提供された患者情報 ・受診時に作成した診療録 ・診療情報提供文書 ・検査実施機関から提供された文書	12/5	一部 開示	検査実施機関が作成した文書の文書発行日、当診療室の住所、担当医師名、開示請求者の氏名、生年月日、性別、年齢以外すべて。	第14条 第3号
52	見18	11/22	保健福 祉局福 祉部	福祉総 務課	東京都世田谷区から提供を受けた情報の詳細(整理番号特定)	照会結果表	12/1	開示		
53	緑12	11/25	保健福 祉局保 健部	高等看 護学院	特定期間の特定患者の看護実習記録の全て(担当教員特定)		11/29	不開 示		不存在
54	南13	11/28	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の父の認定調査票、介護保険決定通知すべて	請求者の父の「認定調査票」「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」	12/2	開示		
55	浦26	11/29	総務局 総務部	行政透 明推進 課	個人情報保護条例及び個人の知る権利により審査会が市長に答申した原本及び聴取記録の音声記録(テープ)	・さ情審査第97号「諮問第570号に対する答申について」(令和4年11月18日決裁) ・さ情審査第98号「諮問第571号に対する答申について」(令和4年11月18日決裁) 他	12/6	開示		
56	浦27	11/29	建設局 土木部	土木総 務課	個人情報保護条例及び個人の知る権利により審査会が市長に答申した原本	さ情審査答申第228号、令和4年11月18日付、答申書	12/6	開示		
57	浦28	11/29	経済局 商工観 光部	経済政 策課	個人情報保護条例及び個人の知る権利により審査会が市長に答申した原本	答申書	12/6	開示		
58	桜9	11/30	桜区役 所健康 福祉部	福祉課	特定日のケース診断会議の内容 特定年度の収入認定から控除した時の会議内容	ケース検討票	12/12	一部 開示	R3年度収入認定から控除した時の会議内容	不存在
59	見19	11/30	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の住所、生年月日、名前、介護度、有効期間の最新のものに記載されている電子記録	請求者の母の要介護認定台帳の出力帳票	12/2	開示		
60	桜10	12/2	消防局 桜消防 署	西浦和 出張所	特定日時に特定住宅で発生した火災事故の火災調査書について一式	火災調査書	12/15	一部 開示	・発見状況の一部 ・損害額 ・供述者の住所、電話番号、職業、氏名及び年齢並びに供述内容の一部 他	第14条 第2号 第5号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
61	大15	12/5	消防局 大宮消防署	氷川参 道出張 所	特定日に氷川参道出張所の救急車で特定地の事故現場から搬送されたが、その時の報告書	救急活動記録票(入電日時特定)	12/19	一部 開示	立会警察官の氏名	第14条 第2号
62	北8	12/14	見沼区 役所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険要介護認定 要支援認定等結果通知書(認定日 特定)	請求者の母の要介護認定台帳の出 力帳票 特定日認定分	12/22	開示		
63	浦31	12/22	消防局 中央消防署	消防1 課	請求者の母の救急搬送記録	救急活動記録票	1/3	一部 開示	事故概要を聴取した施設 長の氏名、同乗者の氏名、 通報者の氏名	第14条 第2号
64	浦32	12/22	消防局 浦和消防署	木崎出 張所	請求者の母の救急搬送記録	救急活動記録票	12/28	一部 開示	事故概要を聴取した看護 師の氏名及び同乗者の氏 名、通報者氏名	第14条 第2号
65	浦33	12/22	消防局 浦和消防署	消防1 課	請求者の母の救急搬送記録	救急活動記録票	12/27	一部 開示	施設介護士、施設看護師、 ヘルパーの氏名	第14条 第2号
66	大16	12/26	大宮区 役所健康福祉部	高齢介 護課	請求者の母の認定調査票、主治医 意見書	請求者の母の認定調査票、主治医 意見書	1/5	一部 開示	認定調査票の調査員氏名、 家族等氏名、調査対象者と 家族等との関係、家族等電 話番号、主治医意見書の医 師氏名、医師印影	第14条 第2号
67	見20	12/27	市民局 市民生活部	消費生 活総合 センター	特定期間における請求者からの相 談受付記録	消費生活相談情報	1/6	一部 開示	事業者の担当者名及び消 費生活センター専用問い合 わせ様式	第14条 第2号
68	南16	12/28	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	特定期間の相談記録(請求者に係 る部分)	特定期間の相談記録(請求者に係 る部分)	1/11	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
69	西9	1/4	西区役 所健康福祉部	高齢介 護課	要介護認定申請書、主治医意見書 (最新のもの)	要介護認定申請書、主治医意見書	1/10	開示		
70	緑13	1/11	市民局 市民生活部	消費生 活総合 センター	特定日における請求者からの相談 受付の記録	消費生活相談情報	1/18	一部 開示	消費生活相談情報メモ欄 における関係機関の担当 者名	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
71	浦37	1/13	南区役 所健康 福祉部	福祉課	特定期間の請求者に関わる警察と 南区福祉課とのやりとりの資料(録 音、メモ書)も含む	・開示請求者の生活保護台帳(期間 特定) ・「被保護者の留置期間について (照会)」	2/13	一部 開示	関係者の所属及び氏名、 担当者の所見、その他警 察とのやりとり、組戻用口 座情報	第14条 第2号 第3号 第5号 第17条
72	北11	1/16	北区役 所健康 福祉部	福祉課	生活保護受給時に提出した資料及 び受給審査の際に取付した医療記 録		3/1	不 開 示		第12条
73	緑14	1/19	保健福 祉局市 立病院 経営部	情報管 理室	さいたま市立病院に入院した請求 者の母の診療録のうちの特定頁の 更新履歴。入力・出力日時ともに明 確なもの。リハビリ開始日に関する もの。		1/31	不 開 示		不存在
74	緑15	1/20	市民局 市民生 活部	消費生 活総合 センター	消費生活総合センターに行った時 の相談受付表又は相談内容	消費生活相談情報(情報番号特定)	2/1	一部 開示	事業者の担当者名及び消 費生活センター専用問合 わせ電話番号	第14条 第2号
75	浦38	1/23	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	総務課	請求者の相談履歴(相談日特定)	子ども家庭総合センター なんでも 子ども相談窓口 相談記録(番号・ 日付特定)	2/2	開 示		
76	浦39	1/23	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	総務課	請求者の子の相談履歴(相談日特 定)	子ども家庭総合センター なんでも 子ども相談窓口 相談記録(番号・ 日付特定)	2/2	開 示		
77	緑16	1/27	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	特定期間の介護保険被保険者証又 は要介護認定結果通知書	介護保険 要介護認定・要支援認 定等結果通知書(申請日特定)	2/6	開 示		
78	北12	1/30	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の父の介護保険認定調査 票、主治医意見書(全て)	認定調査票、主治医意見書(特定 日認定分)、主治医意見書(特定日 申請、特定日取下分)	2/8	開 示		
79	岩16	2/3	消防局 総務部	消防職 員課	さいたま市及びさいたま市消防局消 防職員課が保有する請求者に関する 通報一覧(通報者名、通報アドレ ス、本文、受信先、推定閲覧者数、 さいたま市の対応等)	さいたま市消防局消防職員課が保 有する請求者に関する通報一覧 (No.、到着日、送信日、送信時間、 送付元、区分、発信者、受付所属、 回答課、登録対象外、起案済み、回 答、起案者、備考、市民の声データ ベース)	2/13	開 示		
80	岩17	2/3	総務局 総務部	法務・ コンプ ライア ンス課	請求者に関する通報一覧(通報者 名、通報アドレス、本文、受信先、推 定閲覧者数、さいたま市の対応等)	請求者に関する通報一覧	2/13	一部 開示	通報者のメールアドレス (@及びドメイン名を除く)、 開示請求者以外の者に関 する通報一覧	第14条 第2号 第5号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
81	浦43	2/6	浦和区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の父の介護認定のための審査資料(認定調査票(特記事項を含む)、主治医意見書、本認定手続きの際に作成ないし提出された文章)	介護保険 要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書兼区分変更申請書、受付シート、認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会資料、会議録	2/15	一部 開示	主治医の「主治医の氏名(診療科)」欄、連絡先(家族等)の「氏名」「電話番号」欄、申請者 提出代行者の「氏名(名称)」欄の一部、会議録のうち請求者の父以外の情報 他	第14条 第2号
82	浦44	2/6	浦和区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護認定のための審査資料(認定調査票(特記事項を含む)、主治医意見書、本認定手続きの際に作成ないし提出された文章)	介護保険 要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書兼区分変更申請書、受付シート、認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会資料、会議録	2/15	一部 開示	主治医の「主治医の氏名(診療科)」欄、連絡先(家族等)の「氏名」「電話番号」欄、申請者 提出代行者の「氏名(名称)」欄の一部、会議録のうち請求者の父以外の情報 他	第14条 第2号
83	浦45	2/7	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の児童相談所における取扱い経過記録一式	請求者の子の児童相談所における取扱い経過記録一式	2/20	一部 開示	児童相談所で作成した取扱経過記録内の請求者との面談・電話連絡以外の部分	第14条 第2号
84	浦46	2/9	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子についての児童相談所における経過記録一式	取扱経過記録	2/24	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第14条 第3号
85	浦47	2/9	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子についての児童相談所における経過記録一式	取扱経過記録	2/24	一部 開示	児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報	第14条 第3号
86	見22	2/14	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	特定中学校の請求者の子に対するいじめに関する文書、その他本件に 関係ありと史料される一切の文書	特定中学校の特定者に対するいじめに関する文書 その他本件に 関係ありと史料される一切の文書 ・聞き取り記録 ・令和4年度 学校運営協議会・いじめ防止対策委員会報告資料 第1回～第3回 他	2/28	一部 開示	・聞き取り調査に応じた生徒及び生徒の保護者の氏名及び発言内容及び行動 ・該当校に在籍している生徒及び保護者の情報 ・第三者の名前等 ・審議、検討又は協議に関する情報 ・他の公的機関との連携内容	第14条 第2号 第4号 第6号
87	浦48	2/17	西区役 所健康 福祉部	支援課	請求者の障害福祉サービスに係る申請書類及び認定書類一式	大宮第2審査会資料のうち請求者に係る資料について(文書番号特定)	2/27	開示		
88	大17	2/17	大宮区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	成年被後見人の介護保険認定調査票(最新のもの)	認定調査票(特定日認定分)	3/1	一部 開示	認定調査票の調査員氏名	第14条 第2号
89	見23	2/22	見沼区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定調査票と主治医意見書と介護度有効期間の最新のものの電子記録	請求者の母の要介護認定調査票・主治医意見書・要介護認定台帳の出力帳票(特定日 認定分)	3/2	開示		
90	大19	3/2	大宮区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	成年被後見人の介護保険認定調査票、主治医意見書(最新のもの)	認定調査票、主治医意見書(特定日認定分)	3/10	一部 開示	認定調査票の調査員氏名、調査員連絡先 主治医意見書の医師氏名、医師印影	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
91	大20	3/6	教育委員 会事務局 管理部	教育総 務課	請求者が勤務していた期間中にい やがらせを受けた相手方とのトラブ ルに関する記録	特定者に関する相談等記録(令和3 年度分)	3/20	一部 開示	請求者以外の相談にかか る記録	第14条 第2号
92	緑17	3/6	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に関するすべての取扱 経過記録	取扱経過記録	3/10	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 や関係機関等より取得した 情報	第14条 第3号
93	緑18	3/6	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に関するすべての取扱 経過記録	取扱経過記録	3/10	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 や関係機関等より取得した 情報	第14条 第3号
94	浦49	3/10	教育委員 会事務局 学校教育 部	教職員 人事課	特定年度にさいたま市立の特定中 学校に入学した請求者の子に関し、 在学中に請求者が教育委員会(下 記に記載)に相談したすべての記 録。 教育委員会/学校教育部/教職員 人事課		3/24	不開 示		不存在
95	浦50	3/10	教育委員 会事務局 学校教育 部	教職員 人事課	特定年度にさいたま市立の特定中 学校に入学した請求者の子に関し、 在学中に請求者が学校に相談した すべての記録	・取扱注意 H30 時系列 ・取扱注意 R1 時系列 ・取扱注意 R2 時系列 ・別資料1から97	3/24	一部 開示	請求者以外の第三者の名 前、記録及び担当の所見 に係る情報 他	第14条 第2号 第3号
96	浦51	3/10	教育委員 会事務局 学校教育 部	指導2 課	特定年度にさいたま市立の特定中 学校に入学した請求者の子に関し、 在学中に請求者が教育委員会(下 記に記載)に相談したすべての記 録。 教育委員会/学校教育部/指導2 課		3/24	不開 示		不存在
97	浦52	3/10	教育委員 会事務局 学校教育 部	総合教 育相談 室	特定年度にさいたま市立の特定中 学校に入学した請求者の子に関し、 在学中に請求者が北教育相談室に 相談したすべての記録。	・教育相談申込書 ・教育相談受付 ・北教育相談室相談記録	3/24	一部 開示	他の公的機関との調整、協 議等 相談員の検討、所見に係る 情報 請求者以外との相談、指導 に係る情報	第14条 第2号 第3号
98	見24	3/14	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母の介護度と有効期間の 電子記録全て	請求者の母の要介護認定台帳の出 力帳票(認定日特定)	3/20	開示		
99	大22	3/20	大宮区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の祖父の介護保険要介護・ 要支援認定等結果通知書 認定分全てについて	請求者の祖父の介護保険要介護認 定・要支援認定等結果通知書(日付 特定)	3/27	開示		
100	大23	3/20	大宮区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の母に係る介護保険認定調 査表と主治医意見書(期間特定)	請求者の母に係る介護保険認定調 査表、主治医意見書(期間特定)	3/29	一部 開示	主治医意見書の医師氏 名、医師印影 認定調査票と主治医意見 書(特定日認定分より前の もの)	第14条 第2号 不存在

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
101	大24	3/22	大宮区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の父の特定日申請の介護保 険負担限度額認定申請書及び委任 状	請求者の父の介護保険[負担限度 額]認定申請書及び委任状(特定日 受付分)	3/29	開示		
102	見26	3/22	見沼区 役所健康 福祉部	福祉課	住宅扶助及び共益費の貸主への代 理納付について(依頼)	住宅扶助及び共益費の貸主への代 理納付について(依頼)	3/29	一部 開示	貸主の氏名、住所、口座情報	第14条 第2号
103	緑20	3/22	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の父の特定期間の介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通 知書、介護保険認定調査票、主治 医意見書、介護認定審査会の資料 等(介護保険認定に関する全ての 資料)	・介護保険 要介護認定・要支援認 定等結果通知書(特定日付) ・介護保険 認定調査票・主治医意 見書(特定日申請分) ・介護認定審査会資料(特定日実 施) 他	3/30	開示		
104	浦53	3/24	総務局 総務部	行政透 明推進 課	さいたま市情報公開・個人情報保護 審査会 ・特定日審査請求人からの意見聴 取及び審議実施につき、審査会が 市長に答申した原本 ・聴取音声記録テープ	・さ情審査第137号「諮問第573号に 対する答申について」(令和5年2月 22日決裁) ・さ情審査第138号「諮問第574号に 対する答申について」(令和5年2月 22日決裁) 他	4/3	開示		
105	浦54	3/24	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	・さいたま市長、審議会への届出書 による承諾書 ・道路測量図(特定番号)、道路台 帳による道路線を変更と記入のある 道路台帳 ・特定日に地権者に立会を求めた 書類の証明書		4/6	不開 示		不存在
106	浦55	3/24	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	・特定地の申請書一式 ・特定会社への委託所 ・市境界整理杭(特定番号)を道路 側に移動した証明物		4/5	不開 示		不存在
107	浦56	3/24	教育委 員会事 務局学 校教育 部	総合教 育相談 室	特定期間の教育相談日に実施した 市及び教育委員会から派遣されて いる相談員、スクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカーと 請求者の子との相談記録	特定日 スクールカウンセラーが請 求者の子と面談した記録	3/30	開示		
108	岩19	3/27	岩槻区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の介護保険認定調査票(最 新のもの)、主治医意見書(最新の もの)	介護保険制度における認定調査票 (概況調査・基本調査・特記事項)及 び主治医意見書(特定日認定分)	4/7	開示		
109	大25	3/29	保健福 祉局福 祉部	障害者 総合支 援セン ター	請求者がさいたま市に転入以降、 現在に至る迄、特定会社社員との やりとりに係る請求者に対する支援 記録	就労支援記録	4/28	一部 開示	・請求者の属する会社社員 と障害者総合支援センター 担当者でやり取りした内 容、発言 ・障害者総合支援センター の判断に関する記載	第14条 第2号 第3号
110	浦58	3/30	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	請求者の成年被後見人に関する特 定施設で特定日に発生した事故に 関する報告書		4/11	不開 示		不存在

※ 上記の他、戸籍謄本、住民票の交付申請書等に関する開示請求処理件数98件

※【参考】不開示情報区分について  
 ・第14条第2号 第三者情報  
 ・第14条第3号 個人評価情報  
 ・第14条第4号 審議・検討等情報  
 ・第14条第5号 事務事業執行情報  
 ・第14条第6号 国等協力情報

表 2 - 4 個人情報訂正請求の実施状況一覧

番号	受付番号	受付日	担当局 部	担当課	請求に係る個人情報の名称又は内 容訂正等を求める内容及び根拠	請求に該当する個人情報の名称	決 定 日	決 定 の 内 容	訂正等をしない理由	請求の 区分	備考
1	南19	2/2	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	個人情報一部開示決定通知書で開 示された請求者の子の個人情報 事実と異なる記載の訂正	受付処理票	2/21	不訂 正	訂正依頼のあった文書につ いて、訂正を要することを証 明する事実と合致する資料の 添付がされていないため。	訂正	

## 2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況

令和4年度の審査請求の件数は6件でした。実施機関別の内訳は、市長3件、教育長3件でした。取下げは0件でした。また、審査請求の内容については、表2-4のとおりです。

表2-5 個人情報開示等決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示等請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/25	教育長	12/27	個浦39	令和2年3月27日付さいたま市教育委員会からの文書中の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載について訂正を求めます。保護者はこのような意向を説明していません。事実と異なるため訂正を求めます。	577	10/24	236	4/27	棄却	6/16
2	4/25	教育長	12/27	個浦40	令和3年8月27日付回答8に、「質問事項3にて回答のとおりです」と記載されていますが、質問3と質問8は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。同時に質問8に対する回答を求めます。	578	10/24	237	4/27	棄却	6/16
3	4/25	教育長	12/27	個浦41	令和3年8月27日付回答4に、「平成31年度(令和元年度)(7)10月24日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。	579	10/24	238	4/27	棄却	6/16
4	12/7	市長	11/18	個緑12	(さいたま市立病院の資料開示請求ではありません)さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院(西病棟)神経内科5階入院患者開示請求者の母の看護実習記録の全て(特定担当教員)	587	4/27				
5	12/28	市長	8/18	個浦25	特定時期に区役所に提出された開示請求者の子に係る施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書に添付された開示請求者の妻の診断書(特定医師作成)	584	4/4				
6	2/8	市長	1/17	個緑14	さいたま市立病院神経内科入院(特定期間)の開示請求者の母の診療録が、令和3年7月8日に同院から開示された。その診療録全225枚うちの34、116、117、118、130頁の更新履歴。入力・出力日時ともに明確なもの。リハビリ開始日に関するもの。	585	4/12				



◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆



## I 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実効あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関から諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表 3-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員  
任期 2 年（令和 3 年 10 月 22 日から令和 5 年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	水 口 匠	弁護士

### 2 開催状況

令和 4 年度の審査会の開催回数は、12 回でした。

表 3-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
1	令和 4 年 4 月 21 日（木）	(1) 諮問第 564 号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） (2) 諮問第 563 号の審議（答申案） (3) 諮問第 565 号、566 号の審議（新規）
2	令和 4 年 5 月 19 日（木）	(1) 諮問第 564 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 565 号、566 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (3) 諮問第 568 号の審議（新規） (4) 諮問第 419 号の審議（新規）
3	令和 4 年 6 月 16 日（木）	(1) 諮問第 568 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 564 号の審議（継続審議） (3) 諮問第 569 号の審議（新規） (4) 諮問第 420 号の審議（新規） (5) 諮問第 421 号の審議（新規）
4	令和 4 年 7 月 14 日（木）	(1) 諮問第 419 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 569 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (3) 諮問第 421 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (4) 諮問第 564 号の審議（答申案）

No.	開催年月日	主な内容
5	令和4年8月4日(木)	(1) 諮問第420号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第565号、566号の審議(答申案) (3) 諮問第568号の審議(答申案) (4) 諮問第419号の審議(答申案) (5) 諮問第570号の審議(新規) (6) 諮問第571号の審議(新規)
6	令和4年9月15日(木)	(1) 諮問第570号、571号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第569号の審議(答申案) (3) 諮問第421号の審議(答申案) (4) 諮問第572号の審議(新規) (5) 諮問第423号の審議(新規) (6) 諮問第425号の審議(新規)
7	令和4年10月20日(木)	(1) 諮問第570号、571号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第572号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第420号の審議(答申案) (4) 諮問第573号、第574号の審議(新規)
8	令和4年11月15日(火)	(1) 諮問第573号、第574号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第425号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第423号の審議(答申案) (4) 諮問第570号の審議(答申案) (5) 諮問第571号の審議(答申案) (6) 諮問第428号の審議(新規) (7) 諮問第434号の審議(新規)
9	令和4年12月15日(木)	(1) 諮問第428号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第424号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第572号の審議(答申案) (4) 諮問第575号の審議(新規) (5) 諮問第580号の審議(新規)
10	令和5年1月19日(木)	(1) 諮問第580号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第573号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (3) 諮問第574号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (4) 諮問第576号、577号、578号、579号の審議(新規)

No.	開催年月日	主な内容
11	令和5年2月16日(木)	(1) 諮問第576号、577号、578号、579号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第425号の審議(答申案) (3) 諮問第428号の審議(答申案) (4) 諮問第573号の審議(答申案) (5) 諮問第574号の審議(答申案) (6) 諮問第581号、582号の審議(新規)
12	令和5年3月16日(木)	(1) 諮問第576号、577号、578号、579号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第580号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第581号、582号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (4) 諮問第434号の審議(答申案)

表3-3 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 諮問内容一覧(諮問番号順)

諮問番号	内容
第419号 (新規)	観光国際課が保有する無料SIMカード配布に関する行政情報(購入枚数がわかるもの。配布数、配布数量及び返却数量がわかるもの。余ったSIMカードの数量がわかるもの。)の一部開示決定に対する異議申立て
第420号 (新規)	債権回収課が保有する、事故に関する行政情報の一部開示決定に対する異議申立て
第421号 (新規)	情報管理者(校長)向け実施手順書(市立学校版)、教職員向け実施手順書(市立学校版)の一部開示決定に対する審査請求
第423号 (新規)	大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故(枯れた、折れた、割れた等)に関する公表の基準と称する行政情報の開示決定に対する異議申立て
第425号 (新規)	生活福祉課が保有するプロポーザル方式による委託業者の選定に関する行政情報及び同契約書(平成27年度契約分)の一部開示決定に対する審査請求
第428号 (新規)	与野町が埼玉県と約束した県立与野高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことが分かる行政情報(平成23年度から直近まで)の一部開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第434号 (新規)	浦和区役所福祉課が保有する平成27年度修学旅行準備金の支給件数(小、中学生別)及び旅行に参加した事を確認したもの並びに同年度の修学旅行の対象者数のわかるもの(生活保護受給者について)の一部開示決定に対する審査請求
第563号	一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。の一部開示決定に対する審査請求
第564号	大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真・大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日の一部開示決定に対する審査請求
第565号 (新規)	ケース記録開示請求。9月27日(令和3年)に新規調査にきた保護第2係職員の調査記録を見たいため。の一部開示決定に対する審査請求
第566号 (新規)	令和3年9月27日に新規調査にきた保護第2係職員のケース記録に記載があった(以前部分開示した)別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票(写)の開示を求めるの一部開示決定に対する審査請求
第568号 (新規)	・都ま区第1444号(見32)令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全ての開示をお願いします。仮こ線橋だけでなく仮トイレや仮駅舎も含む推定工事費内訳のすべてです。金額・項目等も含めた全てのページの開示をお願いします。の一部開示決定に対する審査請求
第569号 (新規)	令和3年度のさいたま市タウンミーティング見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 すべての場所の録音の一部開示決定に対する審査請求
第570号 (新規)	令和3年1月18日(月)農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、地番214-242拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物の開示願います。開示請求者の調べでは、昭和37年~48年5月9日分までとなっていますが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示願います。の不開示決定に対する審査請求
第571号 (新規)	市有地水路特定地番、幅m、長さm、開示請求書の提出令和3年9月2日、開示国有地道路物のみ、水路幅、長さの開示なし再度開示請求書提出開示をお願いします。の不開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第572号 (新規)	・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結(令和2年2月)に関する資料の開示をお願い致します。支払金額もわかる資料もお願い致します。の一部開示決定に対する審査請求
第573号 (新規)	行政との立合1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日打合せ議事録ファイルの不開示決定に対する審査請求
第574号 (新規)	市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書の不開示決定に対する審査請求
第575号 (新規)	個人情報一部開示決定通知書(子北児第990号/令和2年9月24日)で開示された個人情報でP10/18に記載された内容(*1の黄色部分)の個人情報不訂正等決定に対する審査請求
第576号 (新規)	「審査請求人の対応に関する経過」の、2(1)特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載について訂正を求めます。の不訂正決定に対する審査請求
第577号 (新規)	令和2年3月27日付さいたま市教育委員会からの文書中の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載について訂正を求めます。保護者はこのような意向を説明していません。事実と異なるため訂正を求めます。の不訂正決定に対する審査請求
第578号 (新規)	令和3年8月27日付回答8に、「質問事項3にて回答のとおりです」と記載されていますが、質問3と質問8は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。同時に質問8に対する回答を求めます。の不訂正決定に対する審査請求
第579号 (新規)	令和3年8月27日付回答4に、「平成31年度(令和元年度)(7)10月24日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。の不訂正決定に対する審査請求
第580号 (新規)	令和元年度から令和4年度6月24日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則第10条による事故報告に関する資料の一部開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第581号 (新規)	・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」以上の依頼書に関わる残っている公文書のすべて（市長公室秘書課が所管）の一部開示決定に対する審査請求
第582号 (新規)	さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）の一部開示決定に対する審査請求

**Ⅱ 情報公開・個人情報保護審査会 答申**

さ情審査答申第218号  
令和4年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年1月14日付けで貴職から受けた、「一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年1月22日付け子子南児第3642号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求人の個別台帳(ケースファイル)(以下「個別台帳」という。)のうち、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

私は、生後すぐに乳児院に入り、その後児童養護施設に入れられた。

施設にいる間、実親や姉との交流や家庭復帰もなく、私自身が施設に入ることになった経過、その後、里親家庭などの家庭的養育環境に行かず、施設に居続けなければならなかった理由など、まったく知らされずに育った。

さらに、在園中に難病と診断されているにもかかわらず、障害者手帳を取得することなく、自立支援計画書ももらわずに、18歳になって措置解除さ

れ、施設を出た。

児童の権利に関する条約第9条では、「児童は、いかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」とあるが、私は、すべての手続から疎外されてきた。

私自身のライフストーリーを整理・確認し、将来にむけて歩み出すためにも、私自身の生育記録や児童相談所職員・児童養護施設職員の見解や決定は、非常に重要である。

そのため、個別台帳の全部開示を求めるものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

本件処分は、条例第14条第3号に該当するため、一部開示としたものである。

児童相談所が作成した個別台帳における、児童相談所が審査請求人の家族から聴取した成育記録や実施機関の会議記録、児童相談所が受けた児童養護施設からの見解や決定の報告の記録は、審査請求人に知られることを予期していないもの、知られないことを前提として実施しているものであり、これらの情報が開示されると、審査請求人に悪影響を及ぼす、審査請求人と家族、児童相談所、児童養護施設との信頼関係を損なう、児童相談所が正確な情報を記録できなくなるなどの結果をもたらすものである。

よって、個人情報一部開示決定通知書に記載のとおり、児童相談業務を担う児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該業務の適正な遂行を困難にするおそれがあると言わざるを得ない。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報について

審査請求人が開示を求めた文書は、「一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。」である。

これに対して実施機関が特定した文書は、審査請求人が入所していた施設の職員が審査請求人の状況を児童相談所に報告する「養育状況報告書」、同じく施設職員が審査請求人の処遇の方針を記載する「自立支援計画」、児童相談所の職員が施設を訪問した際に審査請求人や施設職員と面接した内容を記録する「施設訪問調査記録」、同じく児童相談所職員が本人を含む関係者及び関係機関等から面接や電話で聞き取った内容を記録する「取扱経過記録」等が記載された個別台帳である。

実施機関は、条例第14条第3号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は個別台帳のうち不開示となった部分の開示を求めて本件審査請求に及んだものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 乳児院、児童養護施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて設置され、児童を養育し又は養護する児童福祉施設である。
- (2) 乳児院への入院又は児童養護施設への入所にかかる事務は、関係者の来所相談対応、諸会議、個別ケースの処遇方針としての入院措置又は入所措置決定等が行われ、また当該措置を受けて児童ごとに養育状況報告書、自立支援計画、施設訪問調査記録、取扱経過記録が作成され、個別台帳に収められている。

これら書類は、関係者の生活環境、就労状況、また児童の発達状況と評価、課題、将来的見通し等が、担当者の意見を付されて作成されている。

- (3) 審査請求人にかかる当該書類を見分したところ、乳児院等における生活の状況、発達の状況、発達診断に基づく専門家の意見、また家庭状況の記載などの一部開示とされたもの以外は、審査請求人に知られることを予期せず、知られないことを前提に作成されており、それが開示されると、審査請求人と家族、児童相談所、児童養護施設との信頼関係を損なう、児童相談所が正確な情報を記載できなくなるなどの結果をもたらすとの実施機関の主張は首肯できる。

したがって、実施機関が条例第14条第3号により、児童相談業務を担う児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該業務の適正な遂行を困難にするおそれがあるとして、児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報を不開示とした本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 1月14日	諮問の受理（諮問第563号）
②	令和 4年 2月17日	審議
③	令和 4年 3月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 4月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第219号  
令和4年7月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年2月10日付けで貴職から受けた、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真 ②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年10月5日付け大区総第2640号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

実際には青色塗装がされていなかったにもかかわらず、「伝達シート」では事故当時、実施されていたかどうかを明らかにせず、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある。

事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

当該課では保有していないとされているが、さいたま市として保有していると思われるため。

全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書を特定したと弁明しているが、私は係長に事故発生時の状況、施設の瑕疵を報告し、係長も安全対策に欠けていたことを認め、保険が付いていますと説明して呉れました。

そして、保険会社に私の個人情報を提出するので同意を求めました。

私は地下駐車場の床面は無地で、車止めが突起している危険性の事実を明記するよう求め、係長も承諾しました。しかし、全国市長会市民総合賠償

補償保険事故報告書は係長が作成していません。内容も指摘した事実が記載されていません。作成者の職員は私と面談・事情聴取をしていません。

私は大宮区役所の庁舎管理は総務課総務係である事を確認した上で係長と面談し報告しています。

そちらが特定した全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書は違法行為により作成されたものです。

公式の文書ではありません。

否認します。

後日、第三者立会のもと、総務課長と面談した際に課長は「指摘により安全対策が採れました、感謝しています」と話して頂きました。

全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書は係長が作成し、施設の安全性に欠けていた事実を保険会社に提出すべきです。

後日、地下駐車場で現場の確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を見ました。当該事故報告書には、事故発生時に私の背後から防犯カメラで撮影されたと思われる写真が添付されていました。情報提供を受けた維持管理業者が作成した報告書ではなく、当該事故報告書を開示すべきです。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分内容及び理由

令和3年9月27日付けで、審査請求人より、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真、②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」について、個人情報開示請求書が提出された。

大宮区役所区民生活部総務課では、審査請求人が請求した様々な安全対策の具体的な内容と実施日に係る文書として全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分を特定した。一方、①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真、②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書について、所管課において作成及び保有していないため文書不存在とし、一部開示決定を行った。

また、開示決定の内容外（情報提供した部分）については、区政推進部及び同部が大宮区役所の施設管理運営のために管理者としてPFI事業契約を結んでいる維持管理業者より提供を受けて情報提供したものであり、当課が開示決定した文書以外の部分になるため、本件審査請求には該当しない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「①実際には青色塗装がされていなかったにもかかわらず、「伝達シート」では事故当時、実施されていたかどうかを明らかにせず、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある。②事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある。」と主張している。

大宮区役所区民生活部総務課では、上記で述べたとおり、審査請求人が請求した様々な安全対策の具体的な内容と実施日として、当課で保有している情報はすべて特定し、開示している。また、他課及び維持管理業者保有の情報についても、情報を提供している。よって、本件に関する文書及び写真等の情報は、すでに開示及び情報提供したもの以外存在しない。

審査請求人は、地下駐車場で現場確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を見たことと主張しているが、それは維持管理業者が作成した事故報告書であり、すでに審査請求人に情報提供を行っているものである。大宮区役所総務課職員が作成した事故報告書は存在しない。

上記以外の個人情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

(1) 審査請求人が開示を求めた文書は、「①大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真 ②大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日」である。

(2) 実施機関は、「様々な安全対策の具体的な内容と実施日」に係る文書として全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分を特定し、「大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真」、「大宮区総務課総務係長の事故受付報告書」については、所管課において作成及び保有していないため文書不存在とし、一部開示決定を行った。

(3) これに対して、審査請求人は不存在の文書について、大宮区総務課では保有していないとされているが、さいたま市として保有していると思われることなどの主張から本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人は、「転倒時には青色塗装がされていなかったことから、塗装の有無について隠蔽していた可能性がある、事故報告書には安全対策後の写真が添付されている疑がある」、「後日、地下駐車場で現場の確認を行った際に、大宮区総務課職員が作成したと思われる事故報告書を

見ており、その報告書には、事故発生時に審査請求人の背後から防犯カメラで撮影されたと思われる写真が添付されていた」として、大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真及び、大宮区総務課総務係長の事故受付報告書の開示を求めている。

- (2) これに対して実施機関は、保険会社へ提出した報告書（特定した全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書2019年12月13日作成分）のほかに、所管課において作成及び保有している文書はない、大宮区総務課総務係長や大宮区総務課職員が作成しているという事実もない、写真についても、維持管理業者が管理しており、所管課において管理・保有しているものはない、したがって審査請求人が開示を求めている文書及び写真は存在しないと主張している。
  - (3) この実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。
  - (4) したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。
  - (5) なお、「青色塗装の有無について隠蔽していた可能性がある」とする審査請求人の主張について、当審査会で見分した結果、隠蔽の事実は確認できなかった。
  - (6) また、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 2月 14日	諮問の受理（諮問第564号）
②	令和 4年 3月 17日	審議
③	令和 4年 4月 21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 5月 19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 6月 16日	審議
⑥	令和 4年 7月 14日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第220号  
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年3月8日付けで貴職から受けた、「観光国際課が保有する無料SIMカード配布に関する行政情報（購入枚数がわかるもの。配布数、配布数量及び返却数量がわかるもの。余ったSIMカードの数量がわかるもの。）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年1月29日付け経商観第3523号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件不開示情報のSIMカードの配布依頼枚数及び配付施設等（公的機関を除）について開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によれば以下のとおりである。

- (1) 本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない。
- (2) 配布依頼枚数、配布施設等（公的機関を除）について開示することを求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 SIMカードの配布及び不開示部分について

- (1) 本件開示請求に係るSIMカードの配布は、国の交付金を活用し、外国人観光客誘致のため、観光PR及び外国人観光客受入環境の整備を行う「外国人観光客誘致おもてなし事業」の一環として行ったもので、外国人旅行者のインターネット接続環境の向上のため、平成27年7月10日から10月末日まで配布を行った。
- (2) SIMカードの配布にあたっては、宿泊施設やイベント事務局等に協力を依頼し、配布の結果として「SIMカード管理簿」を作成、提出していただいた。それを基に、実施機関において、「SIMカード集計表」及び「SIM番号管理表」を作成し、SIMカードの配布枚数及び残数の管理を行った。開示請求のあった行政情報のうち、SIMカードの依頼枚数、配布枚数は開示とするが、公的機関以外の個々の施設名等については、不開示とした。

#### 2 不開示とした理由について

- (1) 実施機関としては、配布結果が、顧客が宿泊施設を選択する際などに、本来の各施設の特色や企業努力以外での判断材料の1つになり得ることにより、評価に影響し、競争上の地位等その他正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当するものと判断し、開示はしないものとした。
- (2) また、「さいたま市外国人観光客誘致おもてなし事業」への協力を宿泊施設等に依頼した文書において、配布依頼枚数を不開示とした理由としては、これを開示とすることにより、「SIMカード集計表」等の個々の配布施設が推測されてしまうことによるものである。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年1月14日に開示請求をした「観光国際課が保有する無料SIMカード配布に関する行政情報（購入枚数がわかるもの。配布先、配布数量及び返却数量がわかるもの。余ったSIMカードの数量がわかるもの。）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、支出負担行為伺書（物品等・購入伺）外16件を特定し、そのうち6件の一部を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は配布依頼枚数、配布施設等（公的機関を除）につ

いて開示することを求める本件異議申し立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人は、配布依頼先への配布依頼枚数の一部について不開示とされた行政情報、及びSIMカード集計表等に記載のある配布施設等の一部について不開示とされた行政情報について開示を求めている。

これに対して、実施機関は配布依頼先への配布依頼枚数、及び配布施設等とその配布施設等への依頼枚数、回収数、残数を開示することにより、顧客として外国人観光客が宿泊施設を選択する際などに本来の各施設の特色や企業努力以外での判断材料の一つになり得ることにより、評価に影響し、競争上の地位等その他正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると判断し不開示としたものである。

条例第7条第3号アの適用による行政情報の不開示に当たっては、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについて、開示した場合と不開示にした場合のそれぞれの影響を比較衡量することが求められる。

これについて考察すると、異議申立人が異議申し立てによって開示を求めた行政情報の開示によって配布施設等における配布枚数実績が明らかになるが、反面、それが配布施設等の評価につながり、現実に社会的、経済的に実質的な損害を被るおそれがあることは否定できない。こうしたとき、行政情報の不開示による配布施設等の権利利益を守ることは重要であると思料する。

3 以上の次第であるから、本審査会は、本件審査請求に理由がないことを認め、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月 8日	諮問の受理（諮問第419号）
②	平成28年 3月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 5月19日	審議
④	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 8月 4日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第221号  
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

貴職から受けた、諮問第565号及び諮問第566号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 令和4年3月16日付け諮問第565号「ケース記録開示請求。9月27日（令和3年）に新規調査にきた保護第2係職員の調査記録を見たいため。（以下「本件対象個人情報①」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する審査請求
- 2 令和4年3月16日付け諮問第566号「令和3年9月27日に新規調査にきた保護第2係職員のケース記録に記載があった（以前部分開示した）別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票（写）の開示を求める（以下「本件対象個人情報②」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する審査請求

#### 第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、令和3年10月15日付け北健福第4011号及び令和3年11月30日付け北健福第4865号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①及び本件処分②は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分①及び本件処分②に対する審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報①及び本件対象個人情報②の開示請

求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、下記「2 審査請求の理由」に記載する対象文書を開示するよう求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

### (1) 本件処分①について

調査報告—主に架電（令和3年9月22日）と（令和3年9月28日）の開示請求者である私と保護第二係職員との会話内容のマスクングしている部分の開示を求める。非開示理由として、条例第14条第3号及び第5号に基づいてと判断しているけれども、その理由を見ると「ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で客観的事実と認められない部分であり」と書いてあるが、架電内容については架電でのやり取りだから事実として争いがないような記載があると思われる。全部が全部、客観的事実に反するような記載があるとは通常考えられない。発言内容に問題があれば問題があるからこそマスクングしてるのではないかと考えられる。また、調査報告—生活福祉課職員より入電のマスクングされた部分で生活福祉課職員から保護第二係職員にどのような注意とか配慮があったかとか、役所としての評価的な部分も入ってるところは入ってるんだろうけど、その評価の前提となるような事実関係が書かれてるだろうからその部分については開示されるべきであると思われる。少なくとも電話のやり取りだけは、やり取りの事実であるから明らかにされるべきで「その内容を公開することにより開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」とは到底考えづらい。仮に「その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合どのように今後の適正な指導及び援助が困難になるか、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。また、保護第二係職員の所見部分を開示請求者に開示しても、必要な事項について適切な表現で記載している限り、北区福祉課と開示請求者との信頼関係は損なわれることはなく、今後の適正な指導及び助言が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれはない。

また、調査報告－（４）稼働能力についてと保護措置－○稼働能力について、に伴う非開示理由として条例第14条第3号及び第5号に基づいて「北区福祉課において当該行政情報は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり」と書かれているが、この病状調査を行った保護第二係職員は、私の主治医に、名字だけ伝え下の名前を伏せた名刺を私の主治医に渡し病状調査を行ったと聞いた。保護第2係職員は地方公務員という立場でありながらフルネームを伏せて病状調査を行ったという点で、条例第9条第1号第2号に抵触しているおそれがあるため本当に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料」であるかどうかを確認するために、調査報告－（４）稼働能力についてと保護措置－○稼働能力については開示すべきである。また保護第2係職員が下の名前を伏せて地方公務員であるという身元を明確にせず病状調査を行った事から鑑みるに、条例第9条の個人情報の適正な維持管理に努めなければならないという点から地方公務員として不自然且つ不透明な行動だと思われる。よって「開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」とは到底考えづらい。このような状況下において「今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と想定した場合、どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。そもそも医療機関の個別医療情報は、当該患者の同意があれば当該本人のプライバシー権に基づく個人情報として開示されるべき性質の情報であるが、これを踏まえた上で開示しないのであれば非開示理由も含め懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に改めて懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。

保護措置－○世帯類型及び訪問基準について、と保護措置「今後の課題」の次行一段については、私の地区を担当している北区福祉課職員が「訪問は4か月に1回ですよ」と口頭で訪問基準については明らかにしており、その他世帯類型や今後の課題についても客観的事実と認められるものであると思われる。また地方公務員という立場でありながら、私の主治医にフルネームを伏せて病状調査を行った保護第二係職員の不自然且つ不透明な行動が条例第9条第1号第2号に抵触しているおそれがあるため「開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と記載されてるが、開示しないことにより医療機関との信頼関係が損なわ

れ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると思われる。

(2) 本件処分②について

実施機関が非開示とした病状調査記録票においてはそもそも北区福祉課職員から渡せないと言われて、条例第14条第3号及び第5号に該当しているかも確認できない状況である。

またこの病状調査記録票の病状調査を行った保護第二係職員が私の主治医に令和3年9月27日にフルネームを伏せた名刺を渡して私の病状調査を行ったという事を主治医から確認をとっている。

保護第二係職員が地方公務員という立場でありながら、私の主治医にフルネームを開示せず、下の名前を伏せた名刺を渡して病状調査を行ったという事から、個人情報の適正な維持管理に努めなければならないという点で条例第9条第1号及び第2号に抵触しているおそれがある。そもそも医療機関の個別医療情報は、当該患者の同意があれば当該本人のプライバシー権に基づく個人情報として開示されるべき性質の情報であるにも関わらず、病状調査記録票を開示することで「当該行政情報は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」とは到底考えづらい。地方公務員の立場である保護第二係職員が適切に病状調査をしたのか確認する必要があるので病状調査記録票は開示すべきである。このような状況の中で仮に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがでてくるのか個別具体的に記載すべきである。

また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」の非開示理由として、条例第14条第3号及び第5号に該当と記載されているが、私が生活保護の申請をした令和3年9月17日に面接員である北区福祉課職員から、今回開示請求した面接記録票のコピーを既に頂いている。面接記録票のベースとなるコピーを頂いている状況の中で正確な公文書として面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」をマスキングする必要がないと思われる。この時点で現業員同士で個人情報である面接記録票を適正な維持管理に努めてないと考えられ、北区福祉課職員から既に公開されているものをわざわざマスキングする保護第二係職員の不自然且つ不透明な行動は条例第9条第1号及び第2号に抵触すると思われる。

また「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と記載してあるが、実際にこちらに既に開示されてある文書について支障が生じるおそれがあるためというような判断をするくらいだから、具体的な検討をしないで安易に支障が生じるおそれのためといってるに過ぎない。むしろ信頼関係を維持するためには、具体的な記録の中身を開示することの方が重要であると思われる。担当ケースワーカーの所見部分を開示請求者を開示しても、必要な事項について適切な表現で記載している限り、北区福祉課と開示請求者との信頼関係は損なわれることはなく、今後の適正な指導及び助言が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれはない。

よって北区福祉課職員から既に開示されてる面接記録票のコピーがあるにも関わらず、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」を開示することで「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」とは到底考えづらい。また既に元となる面接記録票のコピーを頂いている状況でそれを開示することで仮に「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合、どのように今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に改めて懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分①について

ア 本件処分の内容及び理由

令和3年10月1日付けで、審査請求人より、「ケース記録開示請求9月27日（令和3年）に新規調査にきた保護第2係職員（ケースワーカー）の調査記録を見たいため。」について、個人情報開示請求書が提出された。

北区福祉課では、開示請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されているとおり、「生活保護法による被保護者に係る保護台帳のうち「新規記録（令和3年9月28日記録）」について（決裁日：令和3年9月30日）」の文書を特定した。

特定した文書の一部に記載されていたケースワーカーと開示請求者との対応の内容が記載された部分については、その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。また、医療機関の任意の協力のもとに得た資料について、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、ケースワーカーと開示請求者との対応の内容が記載された部分について「全部が全部、客観的事実に反するような記載があるとは通常考えられない。発言内容に問題があれば問題があるからこそマスキングしているのではないかとも考えられる。」と主張している。またケースワーカーと生活福祉課とのやり取りについて「評価の前提となるような事実関係が書かれているだろうからその部分については開示されるべきであると思われる。」「電話のやり取りだけでは、やり取りの事実であるから明らかにされるべき」「どのように今後の適正な指導及び援助が困難になるか、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、ケースワーカーとのやり取りの内容の記録が記載された部分で客観的事実と認められない部分については、その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が

損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

また、審査請求人は「調査報告－（４）稼働能力について」「保護措置－○稼働能力について」「世帯類型及び訪問基準について」「保護措置「今後の課題」の次行一段」について、「本当に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料」であるかどうかを確認するために開示すべきである。」「客観的事実と認められるものであると思われる。」「開示しないことにより医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると思われる。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

(2) 本件処分②について

ア 本件処分内容及び理由

令和3年11月16日付けで、審査請求人より、「令和3年9月27日に新規調査にきた保護第2係職員のケース記録に記載があった（以前部分開示した）別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票（写）の開示を求める。」について、個人情報開示請求書が提出された。

北区福祉課では、開示請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されているとおり、「生活保護法による被保護者に係る保護台帳のうち「面接記録票（令和3年9月17日実施）」及び「病状調査記録票（令和3年9月27日実施）」の文書を特定した。

特定した文書のうち病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」について、ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものであり、これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を

行った。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、病状調査記録票について「適切に病状調査をしたのか確認する必要があるので病状調査記録票は開示すべきである。」「どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるのか個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示とした。

また、審査請求人は面接記録票について「面接記録票のベースとなるコピーを頂いている状況の中で正確な公文書として面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」をマスキングする必要がないと思われる。」「むしろ信頼関係を維持するためには、具体的な記録の中身を開示することの方が重要であると思われる。」「どのように今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護事務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるかを個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおりケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものであり、これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件各審査請求について

- (1) 本件対象個人情報①及び②は、審査請求人の生活保護申請に係る新規調査記録、面接記録票及び病状調査記録票である。
- (2) 実施機関は、本件処分①において、新規記録のうち、「ケースワーカーから審査請求人への架電内容」、「生活福祉課からの入電内容」、「稼働能力について」、「世帯類型及び訪問基準について」、「今後の課題」の部分条例第14条第3号及び第5号に該当するとして不開示とし、本

件処分②において、面接記録票のうち「面接の内容」「面接結果」の部分、及び病状調査記録票を条例第14条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする行政情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、条例の条文・趣旨に照らして、一部開示決定は正当なものではないとして、不開示とした部分の開示を求めたものである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 本件対象個人情報①の一部に記載されていたケースワーカーと開示請求者との対応の内容（令和3年9月22日付、同28日付主に架電、生活福祉課より入電）が記載された部分については、当審査会で見分したところ、その記載内容は、必ずしも会話のすべてを記載したものではなく、福祉事務所が生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分とを取捨選択して記録として残したものであり、作成者の評価や認識が反映されているものであった。これらを開示請求者へ開示し、開示請求者の認識と異なっていた場合等、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分①は妥当である。

また、「稼働能力について」は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、当該情報を開示請求者へ開示することで、実施機関と医療機関との信頼関係が損なわれる等、今後、当該医療機関から率直な意見の提供が受けられなくなることが想定される。そのため、当該情報を開示すると、診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報と認められるので、不開示とした本件処分①は妥当である。

さらに、「世帯類型及び訪問基準について」及び「今後の課題」は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料を踏まえた上での作成者の評価や認識が反映されており、前述した理由がいずれも当てはまり、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分①は妥当である。

- (2) 本件対象個人情報②のうち病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、当該情報を開示請求者へ開示することで、実施機関と医療機関との信頼関係が損なわれる等、今後、当該医療機関から率直な意見の提供が受けられなくなることが想定される。その

ため、当該情報を開示すると、診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報と認められるので、不開示とした本件処分②は妥当である。

また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」は、ケースワーカーと開示請求者の対応の記録が記載されたものであって、当審査会で見分したところ、その記載内容は、必ずしも面接における会話のすべてを記載したのではなく、福祉事務所が生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分とを取捨選択して記録として残したものであり、作成者の評価や認識が反映されているものであった。これらを開示請求者を開示し、開示請求者の認識と異なっていた場合等、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分②は妥当である。

(3) 審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、本件各審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和4年 3月16日	諮問の受理（諮問第565号）
②	令和4年 3月16日	諮問の受理（諮問第566号）
③	令和4年 4月21日	審議
④	令和4年 5月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年 8月 4日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第222号  
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和4年3月29日付けで貴職から受けた、「・都ま区第1444号(見32)令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全て(以下「本件対象行政情報」という。)の開示をお願いします。仮こ線橋だけでなく仮トイレや仮駅舎も含む推定工事費内訳のすべてです。金額・項目等も含めた全てのページの開示をお願いします。」の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月25日付け都ま区第2191号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、①令和3年度の推定工事費内訳のうち、仮こ線橋新設撤去費及び事業費合計を除く全ての金額(以下「対象文章①」という。)、②令和4年度、令和5年度の推定工事費内訳のうち、仮こ線橋新設撤去費を除く全ての金額(以下「対象文章②」という。)の全部を開示するよう求めます。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

実施機関が開示しない理由とした「さいたま市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第3号に該当。法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地立その他正当な利益を害するおそれがあるため。」は、同じ文章の仮こ線橋新設撤去では開示されています。同じ文章とは、本件処分の、名称が推定工事内訳に記載されている

仮こ線橋撤去の項目と、開示されなかった同じ推定工事内訳に記載されている仮駅舎新設撤去等のことを指しています。開示しない理由はありません。実施機関は条例の適用を誤っていると考えられます。

弁明書には都ま区第1444号令和3年10月1日行政情報開示決定（以下「都ま区第1444号の処分」という。）と本件処分が同一のものとして書かれています。

開示決定は開示請求に対して行われます。

本件処分では、仮こ線橋撤去の金額を令和2～令和5年まで開示しています。他の仮駅舎新設撤去など令和3年から令和5年を非開示にする理由は、処分庁の弁明書に記載されてる内容によれば、「当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。」と記載がある。

開示できる理由として、「各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方において仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合では、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。」と書いてあります。

開示請求の内容を限定することにより、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと処分庁は判断しています。

全ての開示を行うことが条例第7条第3号に該当し、情報を限定することにより開示できるなら開示請求を審査人が求める段階で処分庁から説明が行われるべきである。開示決定を出す前に説明を受ける時もあります。

条例第1条（目的）に明確に書かれています。

―抜粋―市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

同じ情報を、開示請求内容の限定により開示できることを説明しないのは条例第1条の目的に反しています。

私は審査請求に全ての開示を求めています。限定情報によって開示ができるなら仮こ線橋撤去の開示と同じように仮駅舎撤去と仮便所撤去の令和3年と令和4年の開示でも結構です。

この2つも開示できるはずである。

弁明書には、「各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方におい

て仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合には、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示・・・。」と書かれている。

仮こ線橋撤去・仮駅舎撤去・仮便所撤去の3つの金額の開示をしても条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示できると考える。

撤去費用をまとめて発注する形式を採用することもあることからと言う曖昧な予測でも開示できることが弁明書に書かれているからだ

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和4年1月11日付けで、審査請求人より、本件対象行政情報について、行政情報開示請求書（以下、「本件開示請求」という。）が提出された。実施機関では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「推定工事費内訳」を特定し、令和4年1月25日付け、本件処分を行った。

特定した行政情報のうち、開示しない部分及び理由として、対象文章①及び対象文章②については、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

令和4年度、令和5年度の財源内訳の全ての金額について、現時点で予算額が確定しておらず、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせるおそれがある情報であると判断した。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「実施機関が開示しない理由とした「対象文章①」及び「対象文章②」は、同じ文章の仮こ線橋新設撤去では開示されています。開示しない理由はありません。実施機関は条例の適用を誤っていると考えられます。」と主張している。

審査請求人が同じ文章と主張している仮こ線橋新設撤去の文書は、令和3年9月17日に審査請求人から行政情報開示請求書（以下、「令和3年9月17日の開示請求」という。）が提出され、実施機関で都台区第1444

号の処分を行ったものである。その中で、「推定工事費内訳」を特定し、令和2年度から令和5年度の仮こ線橋新設撤去費を開示した。その他の項目については、開示請求に係る内容以外の情報であるため、白塗りした。

令和3年9月17日の開示請求から本件開示請求に至った経緯については、審査請求人より電話で「仮こ線橋に係る工事費及び撤去費を教えてください」と問い合わせがあり、調査を行ったところ、「推定工事費内訳」の存在を確認したため、別途行政情報開示請求書を提出するよう求めたものである。

なお、令和4年度、令和5年度分の仮こ線橋新設撤去費については、協定相手方との年度協定を締結していないこと、協定相手方による工事発注前であるため、他の項目別の金額と同様に不開示情報となり得るが、各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方において仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合では、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。

次に、本件処分の、請求から開示の実施に至った経緯については、令和3年9月17日の開示請求の開示を実施した後、その開示文書において白塗りした項目等の全てを開示することを求める本件開示請求がされたものである。

令和3年度の推定工事費について、協定相手方との年度協定は締結しているが、現時点で未発注分及び翌年度への繰越分があることから、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。なお、当該行政情報の構成上、発注済分と未発注分を区別することはできない。

また、令和4年度、令和5年度の推定工事費について、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、年度協定を締結していないため年度別の各金額は確定しておらず、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

前述のとおり、都ま区第1444号の処分及び本件処分で特定した行政情報は同一のものであるが、令和3年9月17日の開示請求に係る開示文

書の内容は限定的で、その項目のみを開示しても条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。

しかしながら、本件処分において仮こ線橋新設撤去費以外を不開示としたのは、七里駅舎改修事業に係る令和3年度から令和5年度の推定工事費を全て開示した場合、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年1月11日に開示請求を行った「・都ま区第1444号（見32）令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全て」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「推定工事費内訳」を特定し、条例第7条第3号及び第4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、対象文章①及び対象文章②の不開示部分の開示を求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

本件対象行政情報である「推定工事費内訳」は、実施機関が事業を推進している「七里駅舎改修事業（以下「本事業」という。）」を計画的に整備するために、実施機関と本事業の工事（以下「本件工事」という。）に関する施行協定を締結している東武鉄道株式会社（以下「協定相手方」という。）との合意の上、本件工事費を、項目別及び年度別に記載している文書である。

実施機関の説明によると、本件工事は、協定相手方が工事発注手続き及び工事発注形式を決定して進めているとのことである。したがって、協定相手方が執行する入札の公告前に、推定工事費内訳の各項目が開示され、その情報が入札の参加希望者の知ることとなった場合、公正な競争による適正な金額での契約が困難となり、協定相手方の事業活動が損なわれるおそれがある。

よって、実施機関が、対象文章①及び対象文章②について、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

なお、審査請求人は、過去に仮こ線橋新設撤去費が開示された事実があるので、他の項目の費用も同様に開示されるべきと主張しているが、それらを開示すると本件工事費の全容を容易に推測させることになるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 3月 29日	諮問の受理（諮問第568号）
②	令和 4年 5月 19日	審議
③	令和 4年 6月 16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 8月 4日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第223号  
令和4年9月26日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 真由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成28年3月24日付けで貴委員会から受けた、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）、教職員向け実施手順書（市立学校版）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年1月21日付け教学教研第1988号により、さいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しと、「条例第7条第7号に該当するとしたID・パスワード及び条例第7条第5号に該当するとした教職員向け実施手順書の10不正ソフトウェアからの保護の10-4感染時の対応」以外の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

- (1) 条例第7条第7号の不開示理由は、あたかも請求者が反社会的行為を行い、また反社会的行為を行う者であるかの理由であり取り消しを求める。

- (2) 本件不開示情報は条例第7条第5号及び第7号に該当しない。不開示理由の不立証。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件は、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）及び教職員向け実施手順書（市立学校版）」の開示請求があり、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）（平成26年5月14日改定）（以下「情報管理者（校長）向け実施手順書」という。）」及び「教職員向け実施手順書（市立学校版）（平成26年5月14日改定）」（以下「教職員向け実施手順書」という。）を対象行政情報と特定し、条例第7条第5号及び第7号に該当する情報について不開示とする決定を行ったものである。
- 2 さいたま市では、「さいたま市情報セキュリティポリシー」という、情報資産を内外の脅威から守り、安全に情報システムを運用していくための方針体制対策等を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた情報セキュリティ対策の頂点に位置するものがあり、この「さいたま市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策をどのように実施していくのかを具体的に定めた「セキュリティ実施手順」を規定することになっており、市立学校版として情報管理者（校長）向けと教職員向けに策定した実施手順書が今回開示対象となった文書である。
- 3 不開示とする決定を行った理由は、以下のとおりである。
  - (1) 開示することによる具体的な脅威があるため
    - ア 情報管理者（校長）向け実施手順書「7 執務室及び管理区域の入退室管理」及び教職員向け実施手順書「5 入退室」については、情報資産の重要度に基づき場所を区分した「管理区域」について規定している。

これを開示すると、情報セキュリティ区画から学校に置ける情報資産の所在が推測され、個人情報及び危険物の盗難等の標的となるおそれが高まる不利益があることから、不開示理由を「さいたま市情報公開条例第7条第7号該当 当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものである。
    - イ 教職員向け実施手順書「6 端末管理」については、端末名称及びその取扱いが規定されている。

これを開示すると、端末名称から具体的な情報資産のアクセス手段

や保管場所が容易に推測され、情報資産が侵入や窃盗の標的となるおそれが高まることから、不開示理由を「さいたま市情報公開条例第7条第5号該当 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

ウ 教職員向け実施手順書「10 不正ソフトウェアからの保護」については、不正ソフトウェア、いわゆるコンピュータウイルスからの保護が規定されている。

これを開示すると、不正ソフトウェアからの保護の規定から推測して不正ソフトウェアを侵入させることにより、個人情報等の流出のおそれが高まることから、不開示理由を「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

エ 教職員向け実施手順書「13 市が管理するパソコンにおける電子メールのセキュリティ」及び「14 市が管理する端末からのインターネットの使用」については、禁止事項及び使用制限が規定されている。

これを開示すると、電子メール及びインターネットの使用に係る規定から推測して不正なプログラムを市に侵入させ、情報を盗み出すことにより、情報資産の流出のおそれが高まるため、不開示理由を「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

オ 情報管理者（校長）向け実施手順書「情報資産台帳記入例」については、保存形態、保存場所が記載されている。

これを開示すると、保存形態、保存場所の記入例から市立学校における一般的な情報資産の保存形態、保存場所が推測され、個人情報及び危険物が盗難等の標的となるおそれが高まることから、「さいたま市情報公開条例第7条第7号該当 当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものである。

カ その他については、「別表1 情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版） 開示しない部分」及び「別表2 教職員向け実施手順書（市立学校版） 開示しない部分」のとおりである。

(2) 「さいたま市情報セキュリティポリシー」の不開示部分であるため

「情報管理者（校長）向け実施手順書」については、「1 本書について」に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）に定められている「情報管理者向け実施手順書」に基づき、情報管理者（校長）の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）情報管理者用として内容を補充し、その手法等を示したものである。」と記載されている。

また、「教職員向け実施手順書」については、「1 本書について」に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）で定めた「職員向け実施手順書」に基づき、教職員等の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）教職員用として内容を補充し、示したものである。」と記載されている。

そのため、さいたま市情報セキュリティポリシーについての「実施機関が本件処分において不開示とした行政情報は、具体的な情報セキュリティ対策の内容が含まれ、当該行政情報を公にすることは、セキュリティ対策の手のうちをさらけ出すこととなり、その結果セキュリティ対策が脆弱化し、市の行政運営に重大な支障をきたすとともに、市民生活の安全に支障をきたすおそれがある。したがって条例第7条第5号及び第7号に該当するとして当該行政情報を不開示とした本件処分は妥当である。」とのさいたま市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成25年10月21日さ情審査答申第103号）を踏まえ、該当する部分のうち、管理区域、端末、電子媒体及びネットワーク等に係る部分を不開示としたものである。

なお、ICT政策課は、「情報セキュリティ対策基準」の一部、「情報セキュリティ実施手順」について、より具体的な情報セキュリティ対策および手順を定めており、公開すると市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であることから非公開としている。

そのため、不開示部分を開示することは、非公開の内容を推測されることにつながるものである。

- 4 審査請求人の「条例第7条第7号の不開示理由について、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であり」との主張について

この不開示理由は、「ハンドブック（平成28年1月改訂版）—情報公開・個人情報保護—」132ページの「7【第7条第7号公共の安全と秩序の維持に関する情報】に該当する具体的内容の例示（不開示情報）」から引用したものである。

これは、開示した場合、その情報が悪用され、公共の安全と秩序を脅かす

反社会的行為が引き起こされるという不利益があることから、不開示理由を「当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものであり特段審査請求人に向けてというものではないため、取消す必要はないものとする。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が2016年1月7日付けで行政情報開示請求を行った「情報管理者（校長）向け実施手順書、教職員向け実施手順書」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、情報管理者（校長）向け実施手順書（以下「手順書①」という。）教職員向け実施手順書（以下「手順書②」という。）を特定し、条例第7条第5号及び第7号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行った。

それに対し審査請求人は、不開示とした部分は、条例第7条第5号及び第7号に該当しないとして不開示部分の開示を、また条例第7条第7号の不開示理由については、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であるとして、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 条例第7条第5号及び第7号について

条例第7条第5号は、市が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アからオまでに規定するおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、また、第7号は、公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報をそれぞれ不開示とすることを規定している。

(2) 手順書①は、本文冒頭に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）に定められている「情報管理者向け実施手順書」に基づき、情報管理者（校長）の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）情報管理者用として内容を補充し、その手法等を示したものである。これにより、市立学校におけるネットワーク及び情報機器等の運用管理並びに電子的情報の管理について必要かつ具体的な事項を定め、本市における教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティの確保を図り、市立学校に対する市民の信頼を維持・向上することに努めなければならない」と書かれ

ている。また、手順書②は、本文冒頭に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）で定めた「職員向け実施手順書」に基づき、教職員等の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）教職員用として内容を補充し、示したものである。これにより、市立学校におけるネットワーク及び情報機器等の運用管理並びに電子的情報の管理について必要な具体的な事項を定め、本市における教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティの確保を図り、市立学校に対する市民の信頼を維持・向上することに努めなければならない」と書かれている。

- (3) 実施機関が、本件処分において不開示とした部分は、具体的な情報セキュリティ対策の内容や対策のための詳細な手順が記載されており、当該不開示部分を公にすることは、セキュリティ対策の手のうちをさらけ出すこととなり、その結果セキュリティ対策が脆弱化し、情報の流出を引き起こしかねず、行政運営に重大な支障をきたすとともに、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第5号及び第7号に該当するとして、実施機関が当該行政情報を一部不開示とした本件処分は妥当である。

- (4) なお、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であるから取消しを求めるという審査請求人の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものでもない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月25日	諮問の受理（諮問第421号）
②	平成28年 4月28日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 6月16日	審議
④	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 9月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第224号  
令和4年9月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年5月17日付けで貴職から受けた、「令和3年度のさいたま市タウンミーティング 見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 全ての場所の録音」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月5日付け市広聴第2014号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象となる個人の声の全部を開示するよう求めます。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第2号は、非開示理由に当たる言葉の内容部分を非開示にすることを指しています。個人の発言すべてを非開示にするのは適用を誤っていると考えられます。

氏名や生年月日。又は他の情報と照合することにより識別できる時と非開示するものは限定的なものである。令和3年度さいたま市タウンミーティングは文章にて公開が前提とされています。非公開が前提とされていません。

条例第7条第5号の示す非開示理由に、声を公開することにより、タウンミーティングの募集業務に支障が出るという市の考えは該当しません。

さいたま市もタウンミーティングは公開（文書にて）を前提として募集しています。声を公開することによりタウンミーティングの募集業務に支障が出るという考えは憶測である。

条例第1条の公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。この透明性にも反しています。他の市町村の解釈ともかけ離れています。

(2) 弁明書4(1)について

さいたま市の行うタウンミーティングは、複数の同じ区の人が集まり発言します。特定の個人が何を発言してるか識別できる環境で行われています。公開の場で行われていることを認識して発言者も語ります。さいたま市は個人が識別できないような配慮はタウンミーティング会場ではしていません。さいたま市は文章による公開だけでなく他の参加者の前にて公開発言を前提に行っています。

11月13日見沼区役所で行われたタウンミーティングに私も参加しています。タウンミーティング当日の開会前。司会者に録音ができない理由の説明を私は求めて回答を頂いています。録音について「お控えくださいと言うお願い」と司会者は回答しています。タウンミーティングのルールではなくお願いだと明確に回答しています。

見沼区役所で行われたタウンミーティング。参加者に録音されて不都合のある方は言ってくださいと私が確認。主催者の市及び参加者全員の前で録音をさせて頂くことを伝えていきます。参加者の誰一人として反対する人はいませんでした。見沼区役所で行われたタウンミーティングで録音は確認済みなのです。

(3) 弁明書4(2)について

何を根拠にさいたま市は参加者の心理的負担がかかるというのか？心理的負担がある根拠を示した説明をさいたま市から聞いたことはない。この弁明書でも根拠は示されていません。

私は11月13日に見沼区役所で行われたタウンミーティングの中で確認しています。録音を録られて困る人はいるかと参加者に聞いています。誰一人として反対した人はいません。

私が録音を録ることを伝える中でタウンミーティングは支障もなく行われました。参加者が手を挙げて発言を求めると途中で時間切れで終了しています。録音による支障は確認されていません。さいたま市からも支障があったことは聞いていません。

(4) 弁明書5について

宇陀市の例を出したのはさいたま市と内容が同じ情報公開条例を持つ宇陀市と言う理由である。タウンミーティングをTV公開まで行う例と

して審査請求書に添付資料として出している。さいたま市が言うタウンミーティング参加者の心理的負担や募集に対する支障などが無いことは宇陀市のTV公開の例でも明白である。

同じ政令指定都市の横浜市と千葉市。さいたま市が言うような声色、話し方、アクセント等、その発言内容と併せることにより参加者の近親者、地域住民、勤務先や通学先等の関係者であれば、特定の個人を識別できるという考え方によりタウンミーティング参加者の声の部分をすべて削除することはしない。

条例第7条2号が示す氏名など一部を不開示にするだけである。横浜市と千葉市に電話にて確認しています。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和3年11月22日付けで、審査請求人より、「令和3年度のさいたま市タウンミーティング見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音すべての場所の録音の開示をお願いします。」について、行政情報開示請求書が提出された。

広聴課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、市内10区で行われたタウンミーティングに関する会議録作成の補助を目的とした録音データを特定した。録音されている内容は、市職員による事前説明、市長挨拶、市長によるテーマ説明、参加者と市長との意見交換であり、これらのうち、参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢については、以下の理由により条例第7条第2号及び第5号に該当すると判断し、一部開示決定を行った。

##### (1) 条例第7条第2号について

参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）と判断した。ここでいう「他の情報」とは、一般に広く知られている情報のほか、行政情報の開示は何人も請求できることから、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有していると考えられる情報も含まれると考えられる。タウンミーティング参加者の発言時間は一回あたり2分程度と一定の長さもあることから、「声」についても、声色、話し方、アクセント等、その発言内容と併せることにより参加者の近親者、地域住民、勤務先や通学先等

の関係者であれば、特定の個人を識別できる情報であると考えられる。

同条同号ただし書アでは、公にすることが予定されている情報は不開示情報に当たらない旨が規定されている。タウンミーティング開催前に参加者に送る、日程や会場の詳細、注意事項等を記載した案内通知には、「参加にあたってのお願い」として、写真撮影や音声の録音をしないことや、タウンミーティング終了後も他の参加者のプライバシーに配慮するよう明記しており、更にタウンミーティング当日の開会前に、司会をする職員から会議録の公開に当たっては個人情報を含む内容を除くことを参加者全員に伝えていることから、不開示とした情報は、公にすることが予定されている情報とはいえない。

また、傍聴を認めている点についても、傍聴人に対しても撮影、録音をしないよう周知していることから、行政情報として公にすることが予定されているものではないことは明らかである。

(2) 条例第7条第5号について

参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断した。さいたま市のタウンミーティングは、市内在住、在勤、在学の中学校3年生以上の一般の市民から参加者を募集し、テーマに沿って市長と直接対話することにより、より良いコミュニケーションの確保と信頼関係を構築するとともに、市民の意見を市政に反映させていくことを目的として実施しているものであり、専門家による審議会や委員会に類するものではない。傍聴（令和3年度は各区4人までとした。）及び報道機関の取材は認めているが、前述のとおり参加者には写真撮影や音声の録音をしないよう案内通知に明記し、タウンミーティング当日に、会議録には個人情報を含む内容を掲載しない旨を伝えている。市民等がタウンミーティングに参加する目的は、市長や他の参加者と意見交換をすることであって、自身の声が録音の形で公開されることは想定していないものであり、これらが公になる前提であれば、参加者への心理的負担が掛かることにより自由闊達な発言ができなくなるばかりでなく、公募による参加者の募集に重大な支障を及ぼすことは明白である。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、タウンミーティングは文章にて公開することが前提とされており、非公開が前提とはされていないことから、個人の発言全てを不開示とするのは誤りであり、また、参加者の声を公開することによって募集業務に支障が出るという考えも憶測に過ぎないと述べ、条例第7条第2号及び第5号には該当しないと主張している。

1(1)(2)で述べたように、タウンミーティングは、傍聴や報道を認め、会議

録により意見交換の内容を公開するものであるが、事前に送付される案内通知等により、参加者は自身のプライバシーが一定程度保護されることを前提としてタウンミーティングに臨んでおり、自身の声や氏名が広く公にされることは想定していない。一定程度の発言時間がある参加者の声、並びに氏名、学校名、学年、年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ公にすることが予定されているものとはいえず、また、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。したがって、一部開示決定とした本件処分は妥当である。

また、条例第1条に規定される目的に反するとの主張であるが、本件処分は条例に則った、適切な処分である。

審査請求書に添付されている他市町村の事例との比較であるが、本件処分は本市条例に基づき、本市事務に対して判断されるものであることはいうまでもない。なお、同資料中、「他の物と照合ができると確認ができるもの以外は開示」と主張しているが、「確認できるもの」とは規定されておらず、主張に誤りがある。また、宇陀市の事例であるが、当市に問い合わせたところ、参加者には事前にテレビ撮影が入る旨を伝えているとのことであった。審査請求人も述べているとおり、放送されることを前提として開催したものであって、本市のタウンミーティングの状況とは異なるものであり、比較して本市の処分が誤りであるという理由には当たらない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和3年11月21日に開示請求を行った「令和3年度のさいたま市タウンミーティング 見沼区役所では11月13日に行われています。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 すべての場所の録音」である。

実施機関は、本件対象行政情報として10区で行われたタウンミーティングの録音データを特定した上で、条例第7条2号及び第5号に該当するとして、個人の声及び個人の氏名等を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、タウンミーティングは文章での公開だけでなく、他の参加者の前での公開発言を前提に行っていることなどを理由として、本件処分を取り消し、個人の声の全部を開示するよう求めて審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 本件対象行政情報の性質

本件対象行政情報は、さいたま市内10区で実施しているタウンミー

ティングの内容について、後日会議録を作成して公開するための補助資料として利用するため、タウンミーティングにおいて実施機関が録音した音声データ全てである。

さいたま市タウンミーティングは、一般市民を対象として参加者を公募し、これによる参加者と市長が直接対話や意見交換をすることにより、市民の市政に対する信頼関係を構築するとともに、市民の意見を市政に反映させていくことを目的としたものである。その実施にあたっては、参加者のプライバシー保護の観点から、さいたま市タウンミーティング運営要領において、参加者及び傍聴者が会場において撮影及び録音等を行うことを禁止しているほか、参加者へ送付する参加決定通知書やタウンミーティング開始前の説明等においても、参加者や傍聴者に対して、撮影や録音をしないよう注意喚起をしている。

一方、実施機関において写真撮影及び録音を行うことについては、事前に参加者に通知するとともに、個人情報を含む内容などについては加筆訂正すること、会議録の公開に当たっては個人情報を含む内容を除くことなどを伝えている。

そうすると、実施機関が録音した本件対象行政情報は、公にすることが予定されている情報とは認められない。

(2) 条例第7条第2号該当性

本件対象行政情報は、既に公開されている会議録において示されている情報に加えて、発言者の声質や話し方、アクセント、発言内容に対する感情やニュアンス等、そしてそこから読み取れる発言者の性格や個人的特徴等のプライバシーに影響を及ぼす情報も一体となって記録されているものである。

そうすると、これが開示されることにより、特定の個人を識別できる情報と認められることから、条例第7条第2号に該当することを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

(3) 条例第7条第5号該当性

既に述べたとおり、さいたま市タウンミーティングでは、参加者の声が録音の形で公開されることが予定されておらず、これを公開することにより、自身のプライバシーが保護されることを前提としてタウンミーティングに臨んだ参加者に無用な心理的負担がかかり、自由闊達な発言が阻害されたり、公募による参加者の募集に重大な支障が生じたりするおそれ認められ、市民の市政に対する信頼関係の構築や、市民の意見を市政に反映させていくというさいたま市タウンミーティングの目的にも支障が生じかねないといえる。

そうすると、これが開示されることにより実施機関が行う事務事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第5号に該当することを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 5月17日	諮問の受理（諮問第569号）
②	令和 4年 6月16日	審議
③	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 9月15日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第225号  
令和4年10月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年3月17日付けで貴職から受けた、「債権回収課が保有する、事故に関する行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年12月9日付け財債債第11274号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が相手方の車両の写真について不開示とした本件処分は妥当ではなく、同部分は開示されるべきであるが、その他の部分を不開示とした本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、該当職員の氏名及び相手方の車両の写真の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると以下のとおりである。

- (1) 職員の氏名は条例第7条第2号（ウ）に該当し、開示せよ。
- (2) 車両の写真から個人の特定はできない（ナンバーは不開示）。
- (3) 誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。
- (4) 平成26年度 財債債5992「顛末書と情報端末事故報告書兼顛末書の提出について」の特定漏れ。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件は、異議申立人より、「債権回収課が保有する、事故に関する行政情報」の開示請求があり、事故報告関係の決裁である、「平成27年8月20日付け財債債007025車両事故報告書の提出について」、「平成27年9月14日付け財債債008068車両事故に係る示談の締結について」、「平成27年10月5日付け財債債008896、財債債008900車両事故に係る専決処分について」及び「平成27年10月9日付け財債債009364車両事故報告書の提出について」を特定し一部開示決定した。
- 2 そのうち、当該職員氏名及び相手方の車両の写真については、条例第7条第2号に該当するものとして不開示とする決定を行ったものである。なお、当該職員氏名については、通常公務員の氏名は本人の不利益がなければ開示だが、開示されることにより、当該職員の権利利益を害するおそれがあると思われたため不開示が妥当と考える。
- 3 相手方の車両の写真については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと思われ不開示が妥当と考える。
- 4 また、異議申立人の主張のあった、「財債債005992顛末書と情報端末等事故報告書兼顛末書の提出について」の特定漏れについては、本件開示請求にあたり、異議申立人との話の内容が、交通事故に特化したものであったため、特定した情報も交通事故に限定したが、情報端末事故についても請求内容の対象行政情報であるため再度特定し、異議申立人の主張を一部認容し開示する予定である。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成27年11月25日に行政情報開示請求を行った「債権回収課が保有する事故に関する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、車両事故に関する5件の情報を特定し、条例第7条第2号、第3号、第5号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は不開示とした部分のうち、職員の氏名は公務員であることから、また、車両の写真については写真からは個人は特定できないから、さらに、情報端末事故についての情報が特定されていないから開示すべきとの主張により、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 職員の氏名については、公にすることにより当該職員の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号ウには該当せず、不開示とした処分は妥当である。
- (2) 車両の写真については、本件の車両写真においては、特定の個人を識別することができるものではなく、又、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるとも言い難く、開示されるべきであり、不開示とした本件処分は妥当ではない。
- (3) なお、異議申立人は「情報端末等事故についての情報」が特定されていないとして開示を主張している。この点、実施機関は当該情報が請求内容の対象行政情報であることを認め、再度特定し開示する予定であるとのことであり、適切な処理がなされることを望む。

3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月17日	諮問の受理（諮問第420号）
②	令和 4年 6月16日	審議
③	令和 4年 8月 4日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年10月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第226号  
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年4月28日付けで貴職から受けた、「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故(枯れた、折れた、割れた等)に関する公表の基準と称する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年12月25日付けス文大盆第891号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がなく、不服申立人の適格を欠く不適法なもの認められる。

よって、本件異議申立ては却下されるべきである。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、異議申立人の求める行政情報の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によれば以下のとおりである。

- (1) 誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。
- (2) フローチャートの請求ではありません。公表の基準です。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成27年12月11日付けで、異議申立人より「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）に関する公表の基準と称する行政情報」について、行政情報開示請求書が提出され、平成27年12月25日付けで、実施機関が特定した行政情報を、「大宮盆栽美術館危機管理マニュアルのうち51頁「16 盆栽育成状況報告」」として行政情報開示決定通知書を、異議申立人に通知した。
- 2 実施機関が特定した行政情報である「大宮盆栽美術館危機管理マニュアル」については、地震、風水害、火災など自然災害が起こった際に実施するべき応急対策等の内容について記述されたマニュアルであり、「第1章総則、第2章事前対策、第3章応急対策、第4章事後対策、消防計画及び資料」から構成される。最後の「資料」の中に、行政情報の開示を行った「16 盆栽育成状況報告」が51頁に掲載されており、開示請求に対応する行政情報として特定した。
- 3 異議申立人は「フローチャートの請求では、ありません。公表の基準です」と主張するが、開示した「16 盆栽育成状況報告」は、盆栽の育成状況について、「通常時」と「異常時」の報告方法を示したものであり、異議申立人が開示請求した「盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）」についても、「異常時」の報告方法の中で、公表する、公表しないと判断することができるため、異議申立人の求める「公表の基準」となる行政情報である。なお、当館所蔵盆栽が枯死するなどの事故があった場合には、「大宮盆栽美術館危機管理マニュアル」の「16 盆栽育成状況報告」に基づき、広報課と協議を行い公表するかどうか、公表の方法を判断しており、公表の基準に関する記載は、51頁に記載のあるフローチャート図のみであり、他の頁に公表の基準を定めた文書は存在しない。よって、開示決定した行政情報以外に、該当する行政情報は存在しないため、文書特定に瑕疵はないものとする。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成27年12月11日付けで行政情報開示請求を行った「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）に関する公表の基準と称する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、さいたま市大宮盆栽美術館（以下「盆栽美術館」という。）「危機管理マニュアル」のうち51頁「16 盆栽育成状況報告」を特定し、開示決定を行ったところ、異議申立人は、特定された情報は異議申立人が求めた行政情報とは異なる旨主張し、本件処分取消

と他の行政情報の開示を求めて本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、盆栽美術館「危機管理マニュアル」の51頁「16 盆栽育成状況報告」を本件対象行政情報として特定し開示している。

当該「危機管理マニュアル」は、盆栽美術館における自然災害、事故、感染症等の緊急事態の対応について、危機管理体制を強化するとともに緊急事態対処施策を推進することにより、安心・安全な美術館づくりに資することを目的とする、としている。実施機関が開示した行政情報は、この危機管理マニュアルの「資料」中に掲載されているもので、盆栽の育成状況について「通常時」と「異常時」の報告方法及び公表方法が示されている。盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）は、盆栽育成上の「異常時」に該当する。

実施機関の説明によると、盆栽美術館所蔵の盆栽が枯死するなどの事故があった場合には、危機管理マニュアルの「16 盆栽育成状況報告」に基づき、広報課と協議を行い公表するかどうか、公表の方法を判断しているとのことである。

当審査会において見分したところ危機管理マニュアル中における公表の基準に関する記載は、「16 盆栽育成状況報告」に記載のあるフローチャート図のみであり、また、他に公表の基準に関する文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しなかった。実施機関は、異議申立人の開示請求に対し、保有する対象行政情報の全部を開示していると認められる。

よって、本件異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てである。すなわち、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条第1項に規定する「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」に該当せず、本件申立ては、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるので、却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 4月28日	諮問の受理（諮問第423号）
②	平成28年 5月23日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 9月15日	審議
④	令和 4年11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第227号  
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年5月20日付けで貴職から受けた、「令和3年1月18日（月）農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物（以下「本件対象行政情報」という。）の開示願います。開示請求者の調べでは、昭和37年～48年5月9日分までとなっていますが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示願います。」の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年12月27日付け経農農環第1904号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、確定図73号複製昭和52年3月の原本及び年、月、日、寸法記入物全部の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が開示決定した物の複製は、既に実施機関において開示提供物で、昭和52年3月複製図であって、原図は平成8年当時あったと、令和3年2月16日原本の提供求めたが現在はないと拒否、以後再度求め相談しているがないと、図面の作製は旧浦和市土木監理課の作製物、書

類は保管されていると思います。

実施機関は条例の適用を誤っていると考えます。

- (2) 農業環境整備課では、当該資料が不存在であるため、引継ぎ元の建設局南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行ったところ、不存在の回答を得たという。
- (3) 請求者が考えるには、第18条2項1に読み替えて適用する法第14条4号【解釈】2にしたがって、過去の開示請求では不開示とされた個人情報であっても、その後の事情の変化によって改めて開示請求があった場合には開示されることもあります。
- (4) 請求者は、不存在とは原本は存在するが見当たらないため、一時不存在としたものと考えます。改めて開示請求があった場合には開示されることもあります。
- (5) 原図がないとすれば、行政文書には保存、廃棄、期日を記入したものがあろうと思います。書面の開示を願います。
- (6) 行政は一般開示提供について相談質問されると、苦情と受取り拒否するが、相談質問の受付はできないのか。
- (7) 今回の請求は図面の間違いを求めている訳ではなく、複製と明記があり、原図の開示を求めたもので、それ以外なものもない。
- (8) 請求人は原図を見たことはないが、市職員から当該原図があると聞いた。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和3年12月14日付けで、審査請求人より、「令和3年1月18日(月)農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物の開示願います。開示請求者の調べでは昭和37年～48年5月9日分までとなっていますが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示願います。」について、行政情報開示請求書が提出された。

農業環境整備課では、平成26年1月に、土地改良事業及び耕地整理事業における画地確定図(換地図)等の図面について、参考資料として建設局南部建設事務所土木管理課が保管しているものについて、土木総務課経由で図面(PDFファイル)を引き継いだ。

審査請求人が求めている資料は、引き継いだ図面の原図等であるため、農業環境整備課では、当該資料が不存在である。

引継ぎ元の建設局南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行ったところ、不存在の回答を得たことから、不開示決定として開示請求者に回答した。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は「図面の作製は浦和市土木監理課であり、作製物書類は保管されている」と主張している。

農業環境整備課では、上記1で述べた通り、当該資料は不存在であり、浦和市土木監理課の業務を引き継いでいる南部建設事務所土木管理課に問い合わせを行い、当該資料が不存在と回答を得たことから、不開示としたものである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和3年12月14日に開示請求を行った「令和3年1月18日（月）農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、文蔵3丁目確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

### 2 本件処分の当否について

当該審査請求の内容は、実施機関から審査請求人に情報提供された複製年月を昭和52年3月と記された確定図番号73号の複製図（コピー物）の原図の開示を求めるものである。審査請求人は平成8年までは当該原図が存在していたと主張する。平成8年は審査請求人の所有土地に係る地積測量が行われ、その際に原図が存在したとの主張であるが、当審査会における質疑の中で審査請求人は当該原図を実際には見ていない、当該原図があると聞いたと述べる。

以下に、審査請求人の言う複製図と原図について考察する。

- (1) 「複製」が何を意味するのか不明であるが、審査請求人は行政情報開示請求書の、開示請求に係る行政情報の名称又は内容の欄の記述において、「物の原図及び年、月、物」は「昭和37年～48年5月9日までとなっています」としている。これは審査請求人の調べでは、情報提供された複製物の元となっている原図がその期間に作成されたものであることを審査請求人が考えているものと推察できる。
- (2) 浦和南部土地改良区によって行われた土地改良事業及び耕地整理事業の成果は浦和市（現在のさいたま市）に引き継がれ、浦和市では道路境界確定及び道路台帳作成業務に当たっている。

この間、浦和南部土地改良区における土地改良事業及び耕地整理事業の関係図面は、浦和市建設部監理課、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課、さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課へと保管が移っている。

- (3) 審査請求人が令和3年1月18日(月)に情報提供を受けた行政情報は上記さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課で保管するものであったが、土地改良事業及び耕地整理事業における画地確定図(換地図)等の図面の一として上記さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課に引き継がれたものである。
- (4) 以上の土地改良事業及び耕地整理事業から道路境界確定及び道路台帳作成業務への流れの中で行政情報が散逸してしまったと考えることはできず、また複製図に記載された「複製」の意味するところが不明であり原図がなければ複製がないとの審査請求人の主張も肯んじ得ない。
- (5) 実施機関は、関係書類を調査したが、原図と確認できるものは不存在であったと主張する。

以上の考察を踏まえて、本件対象行政情報について不存在と認めるのが相当である。

他に当該行政情報の存在を窺わせるものはなく、また審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 5月 24日	諮問の受理 (諮問第570号)
②	令和 4年 8月 4日	審議
③	令和 4年 9月 15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年10月20日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第228号  
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年7月1日付けで貴職から受けた、「市有地水路特定地番、幅m、長さm（以下「本件対象行政情報」という。）、開示請求書の提出令和3年9月2日、開示国有地道路物のみ、水路幅、長さの開示なし 再度開示請求書提出開示お願いします。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年2月9日付け建南土第2113号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の水路幅の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が不開示決定とした当該文書の内容は、既に一般公開されている情報であって、水路は市有地であり、地積は明記あり、誤りであると考えます。水路幅延長は市によって開示すべきと思います。水路幅がなければ道路幅の拡幅は出来ない。開示書類には旧道路幅5.3mとあり、現在は提供された道路図では道路幅7.8m、水路幅1.6mと記入あり、旧水路幅の開示を求めます。
- (2) 浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴の開示あり、水路表に幅、延長記入なし、地積のみ記入。水路表を求めたのではなく、水路幅、延長を

- 求めたもの。現に提供物各道路には道路幅 5.3 m から 7.8 m に拡大、水路幅 1.6 m、全体道路幅 9.4 m。
- (3) 弁明書は引継書の水路表前提に不開示決定。現在各種道路図一般に提供物あり。旧道路幅 5.3 m から 7.8 m に、水路幅なしから 1.6 m、全体道路幅 9.4 m。水路幅 1.6 m はどこから出たのか。
  - (4) 道路幅について、改良区引継綴では道路 5.3 m、水路幅 1.6 m とするなら道路全体幅は 6.9 m となるが、現在に至った成行計画の開示を願います。
  - (5) 請求人の保有する、農業委員会が作成した図面には水路幅の記載があるが、改良区引継綴には記載がない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例第 11 条第 2 項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

##### (1) 「旧水路幅の開示を求めます」との主張について

審査請求人は、「実施機関が不開示決定とした、当該文書の内容は一般公開されている情報であって、旧水路幅の開示を求めます」と主張している。

審査請求人の求める「旧水路幅」とは、審査請求人が令和 3 年 9 月 2 日に提出した行政情報開示請求書から、浦和南部土地改良事業により築造された公共施設が市に引き継がれた際の水路幅と考えられるが、当該事業は農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うものであり、浦和南部土地改良区が主体となって公共施設を築造し、市に引き継いだものである。そのため、処分庁で保有している行政情報は、その成果物である「浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴」のみであり、その内容は行政情報開示請求を受け、開示済みである。市は引き継ぎを受ける相手方という立場であり、その他の行政情報については所有していないため、不開示としたものである。

##### (2) 上記以外の、行政情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年2月1日に開示請求を行った「市有地水路特定地番、幅m、長さm」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、浦和南部土地改良事業により築造された公共施設が市に引き継がれた際の水路幅の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

(1) 令和4年3月15日付けの本件審査請求は、浦和南部土地改良区から浦和市（現在のさいたま市）に引き継がれた土地改良事業によって築造された公共施設のうち、特定地番の水路幅の開示を求めるものである。

(2) 審査請求人は、本件審査請求に係る行政情報開示請求とは別件である令和3年9月2日付け行政情報開示請求（以下「令和3年開示請求」という。）の開示請求書に別紙を付して特定地番の水路幅ほかの行政情報を開示することを求めている。

実施機関は、浦和市南部土地改良区施設の引継申請関係綴を開示したが特定地番の水路幅の行政情報について記載がなく、引継ぎを受ける相手方の立場から他に保有する行政情報はないため、不存在とした。この決定について不自然、不合理な点はない。

(3) 今回、審査請求人は、再度、特定地番の水路幅を求める開示請求を令和4年2月1日に行い、その不開示決定を受けて審査請求をしたものであるが、令和3年開示請求に対する決定と事情は全く同じであるから、実施機関による不開示決定は妥当である。

(4) なお、審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定の道路及び水路の幅員に関する疑義を縷縷述べるが当審査会の権限外であるので言及しない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 7月 1日	諮問の受理（諮問第571号）
②	令和 4年 8月 4日	審議
③	令和 4年 9月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年10月20日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第229号  
令和4年12月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年7月1日付けで貴職から受けた、「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結（令和2年2月）に関する資料（以下「本件対象行政情報」という。）の開示をお願い致します。支払金額もわかる資料もお願い致します。」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年3月30日付け建北道安第7191号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、非開示とされた箇所印影を除く全てを開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

法人等の情報；条例第7条第3号に該当すると言うが、印影を除いた法人の住所・氏名・保証料・建物等の配置図を実施機関は黒塗りにして開示しないのは条例の適用を誤っています。

さいたま市は令和3年3月12日都ま区第2881号にて一部開示決定した東武野田線七里駅橋上駅及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書では、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表されています。法人の規模は違いますが同じ法人です。

法人の財産に関する情報だと非開示の理由を審査庁は言うが、印影を除

く住所・氏名は法人の場合は法務省に登録されています。誰でも登記情報を見るだけでなく取得できます。公開されている情報である。土地や建物は法人だけでなく個人も含め登記情報を誰でも見られます。土地や建物の情報も法務省により公開されているのです。

さいたま市と法人が行った補償契約。市民の税金により支払われるものである。補償内容は常識的な基準の範囲内で行われる。補償金額が公開されない理由とはならない。不正支出が行われな限り補償金額は公開されていることと同じだからである。

図面は所有者から提供された図面を元に市が描いた図面である。補償の場所や範囲などを示すために市が作成したものと思われる。法人の内部管理情報とは違います。図面がどの程度詳細に描かれた図面なのかわかりませんが、通常簡易な建築物の配置図は不動産情報としても公にされているものである。補償費による工作物の位置を示す図面は公表されることを前提とするのが一般的な考えである。特に現代は google マップにより精密な建物の配置図まで写真で見ることができます。

条例第7条第3号の意味は法人の名称等は公開が原則と言う意味である。法人の利益を害したり合理性が無い時だけ非公開という意味です。非開示にする理由はありません。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和4年3月22日付けで審査請求人より、「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結(令和2年2月)に関する資料(支払金額もわかる資料)」について行政情報開示請求書が提出された。

北部道路安全対策課において開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した補償の補償契約書」を特定した。当該文書には補償対象となる所有者(法人)の住所・氏名・印影、補償料、建物等の配置図が記載されており、これらの情報については、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれのある情報であるため、条例第7条第3号に該当することを理由として一部開示決定を行ったものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求に係る処分を取消し、非開示とされた箇所の印影を除く全てを開示するよう求めます。」「法人等の情報：条例第7条3号に該当するというが印影を除いた法人の住所・氏名・保証料・建物等の配置

図を実施機関は黒塗りにして開示しないのは条例の適用を誤っています。」

「さいたま市は、令和3年3月12日都ま区第2881号にて一部開示決定した東武野田線七里駅橋上駅及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書では、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表されています。法人の規模は違いますが同じ法人です。」と主張している。

特定した当該文書である補償契約書とは、市が実施する道路整備が原因となって道路の形状が変わることにより道路と民地との間で段差が生じ、その段差解消をおこなうための費用を金銭補償するため、市と所有者（法人）の両方で補償契約書を締結するものである。

当該文書には補償対象となる所有者（法人）の住所・氏名・印影、補償料、建物等の配置図が記載されており、これらの情報については、所有者（法人）の財産に関係するものであり、法人の権利保護の観点から開示しないものと判断した。また、審査請求人の主張に、過去におこなった情報開示の例として「東武野田線七里駅橋上駅及び南北通路設置工事に関する施行協定書」を挙げ、法人の住所・氏名・建物等の配置図・工事費概算額も公表との記載があるが、今回は補償であり、公にされている公共交通機関の委託施行協定書の工事費とは異なり、補償契約書は所有者（法人）の財産に関係することから、その権利を保護するものと判断した。

また、建物等の配置図に関しては、所有者である法人より提出いただいた建築時の図面をもとに作成したものであり、建築時の図面は、法人の内部管理情報である通常他人に提供されないか、又は不開示を前提としなければ他人に提供されないものであり、開示することは妥当ではないと判断し、条例第7条第3号を理由として不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年3月22日に開示請求を行った「・野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結（令和2年2月）に関する資料」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した補償の補償契約書」を特定し、条例第7条第3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、不開示とされた箇所の印影を除く全てを開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 本件対象行政情報は、野田線第29号踏切の拡幅工事の施工に伴い発生した法人（所有者）の損失に対し、その補償を行うべく実施機関と法人

との間で締結した補償契約書であり、そこに記載されている法人の住所、名称、代表者の氏名、補償料及び建物等の配置図等は、法人の財産権に関する情報または法人の財産権と密接に関係する情報であることが認められ、これが開示されることで法人の権利、その他正当な利益を害するおそれのある情報と認められる。

(2) したがって、本件対象行政情報は条例第7条第3号に該当するものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 7月 1日	諮問の受理（諮問第572号）
②	令和 4年 9月15日	審議
③	令和 4年10月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年12月15日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第230号  
令和5年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年6月14日付けで貴職から受けた、「生活福祉課が保有するプロポーザル方式による委託業者の選定に関する行政情報及び同契約書（平成27年度契約分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年3月30日付け保福生第3726号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求人の求める行政情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

- (1) 本件不開示情報は条例第7条第2号及び第5号に該当しない。不開示理由の不立証。
- (2) 会場定員、開催曜日及び開催時間については、それらを公開しても個人を特定することにはつながらず、条例第7条第5号に該当しない。
- (3) ファイルサーバーの構造については、たとえ場所が開示されたとしても通常はアクセスできるものではないため、条例第7条第5号に該当し

ない。

- (4) 業務従事者の役割については、それを公開しても個人を特定することにはつながらず、条例第7条第2条には該当せず、拡大解釈を行っている。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本開示請求に係る行政情報について、「①平成26年12月19日付け決裁「保福保第2189号」『契約事務審査依頼について（平成27年度当初契約分）』のうち、さいたま市生活保護等就労支援業務及びさいたま市生活困窮者学習支援業務に係る部分」の外23件を特定した。なお、特定した行政情報のうち、学習支援教室の開催場所（施設名称及び所在地）、会場定員、開催曜日及び開催時間、ファイルサーバーの構造が含まれる部分等を、条例第7条第5号に該当するため開示しない部分とした。また、業務従事（予定）者の職種・職務、氏名、経歴、資格、略歴、担当業務及び就業場所等を条例第7条第2号に該当する部分として開示しない部分とした。
- 2 今回開示請求のあった、プロポーザル方式による委託業者の選定を行った事業は、「さいたま市生活保護等就労支援業務」及び「さいたま市生活困窮者学習支援業務」の2件である。「さいたま市生活保護等就労支援業務」は、以前より生活保護受給世帯に対して実施していた就労支援事業に、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法により支援対象になる生活困窮者を新たに加えたもので、就労支援を行う専門員が相談等の支援を実施する他、就労意欲が減退している生活保護受給世帯等の意欲喚起を行う就労準備支援事業や求人開拓事業を実施するものである。また、「さいたま市生活困窮者学習支援業務」は、生活保護受給世帯の子どもを対象に実施していた学習支援事業に、平成27年4月から生活保護受給世帯以外の生活困窮世帯の子どもを対象として加えたもので、基礎学力の向上や人間関係の構築を図る等の支援を学習支援員が実施することで、生活困窮世帯に生じる貧困の連鎖を防ぎ、子どもの健全育成を図ることを目的としたものである。いずれも、事業の運営にあたり、アイデアや工夫を持ったより多くの事業者提案内容を競わせたいと考え、プロポーザル方式としたものである。
- 3 今回、開示請求があった文書のうち、学習支援教室の開催場所（施設名称及び所在地）を含め、会場定員、開催曜日及び開催時間については開示しない部分としている。学習支援教室の対象者は生活保護受給世帯や生活が困窮している世帯の子どもであり、特定の世帯の子どもを対象としている。

生活保護を受給していること、あるいは生活が困窮していることは、利用者の同級生やその保護者を含めて他人には知られたくない情報であり、利用者のプライバシーを委託者は守らなければならない。そのため、開催場所（施設名称や所在地）が分からなくとも、それぞれの会場定員が分かれば会場の規模が推測できること、開催曜日及び開催時間が分かれば、会場の規模の推測と併せて会場の特定に繋がっていくおそれが考えられる。

また、近年の情報化社会の進展によって、これらの断片的な情報の組み合わせによって推測された情報がネット上で公開されて拡散し、大勢の目に触れることで場所の特定に結び付く、あるいは誤って場所が特定される可能性も考えられる。それによって利用者のプライバシーが損なわれることや、学習支援教室の信頼を損なわせてしまうこと、あるいは学習支援教室を安全に利用することができなくなってしまう可能性により、学習支援教室の利用をためらわせてしまう可能性もある。そのため、事業が本来の役割を損なうとともに、適正な遂行に支障を来すことが想定されることから、条例第7条第5号により開示しない部分としたものである。

- 4 ファイルサーバーの構造については、当該情報が含まれるファイルサーバーは、市の他の部署においてもアクセスのできない部分であり、当該ファイルサーバーの構成が分かることで、外部から不正にアクセスが行われた場合に文書の保存場所が容易に特定できることになり、当市の情報セキュリティに支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号により開示しない部分とした。
- 5 イ、業務従事（予定）者の役割については、「業務の実施体制調書」に含まれるものであり、他に記載されている氏名・年齢・所属、実務経験年数・資格、担当する業務分野・内容と同じく、一体として個人を識別することができる情報であり、断片でも公開されることにより特定の個人の識別に繋がる可能性があることから、条例第7条第2号により開示しない部分としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年3月4日に行政情報開示請求を行った「生活福祉課が保有するプロポーザル方式による委託業者の選定に関する行政情報及び同契約書（平成27年度契約分）」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、該当する24件の文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、会場定員、開催曜日、開催時間、ファイルサ

サーバーの構造、業務従事（予定）者の役割については、条例第7条第2号及び第5号に該当しないと主張し、本件処分取消しと前記項目の開示を求めて審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、不開示とした項目が、不開示理由に該当しないというものである。したがって、以下、それぞれ検討する。

(1) 会場定員、開催曜日及び開催時間について

会場定員が分かれば、開催場所（施設名称や所在地）が分からなくとも、会場の規模が推測でき、開催曜日及び開催時間が分かれば、会場規模の推測と併せ、会場の特定につながる恐れがあると考えられる。学習支援教室の対象者は、生活保護受給世帯や生活が困窮している世帯の子どもであり、生活保護を受給していること、あるいは生活が困窮していることは、利用者の同級生やその保護者を含め他人には知られたくない情報であり、委託者は利用者のプライバシーを守らなければならない。もし、利用者のプライバシーが損なわれるような事態が生じると、学習支援教室への信頼が損なわれ、また、学習支援教室を安全に利用することができなくなる可能性により学習支援教室の利用をためらわせてしまうことがあるとすれば、事業本来の役割を損なうとともに、適正な事業の遂行に支障をきたすといえ、条例第7条第5号により、不開示とした点は妥当である。

(2) ファイルサーバーの構造について

ファイルサーバーの構成が分かることで、外部から不正にアクセスが行われた場合に文書の保存場所を容易に特定できることになり、市の情報セキュリティに支障を及ぼす恐れがあることから、条例第7条第5号により、不開示とした点は妥当である。

(3) 業務従事（予定）者の役割について

業務従事（予定）者の役割については、「業務の実施体制調書」に含まれるものであり、他に記載されている氏名・年齢・所属、実務経験年数・資格、担当する業務分野・内容と同じく、一体として個人を識別することができる情報であり、その一部でも公開されることにより特定の個人の識別につながる可能性があることから、条例第7条第2号により、不開示とした点は妥当である。

以上により、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 6月14日	諮問の受理（諮問第425号）
②	令和 4年 9月15日	審議
③	令和 4年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第231号  
令和5年2月24日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成28年8月25日付けで貴委員会から受けた、「与野町が埼玉県と約束した県立与野高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことが分かる行政情報（平成23年度から直近まで）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月18日付け教管学施第193号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し交渉日時の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第5号に該当しない。不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

何時交渉したかわからない。これらは条例第7条第5号に該当しない。

行政情報一部開示決定通知書において、条例第7条第5号に該当し、相手方との協議に支障を及ぼすおそれがあるとして交渉日時を不開示としたが、

何時交渉したかがわかったからと言って、なぜ相手との交渉に差支えがあるのか、全く理解できない。

この敷地の案件については、戦後すぐの頃からあった話で、私としては交渉をどんどん進め埼玉県に対してやっと終わりましたと報告していただきたいという思いもあり、こういう開示請求をしている。

請求内容も平成23年度から直近までとある程度幅を示しており、交渉日時を特定したからといって、相手との協議に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

年度ごとに開示請求を行った場合、文書がどの年度にあるのかは、わかってしまうが同様の一部開示を行うのか。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成28年4月4日付けの行政情報開示請求に対して「県立与野高等学校の用地買収交渉記録」を行政情報として特定し、交渉日時、交渉場所、交渉相手及び交渉内容を不開示とした。
- 2 県立与野高等学校の用地については、昭和31年3月13日付け埼玉県教育委員会あての請書で、当時の町所有以外の土地については、1年以内を買収のうえ寄附することとし、寄附するまでの間の賃借料については町の負担とすることとなっている。
- 3 本件については、この請書により県立与野高等学校の用地取得に関する所有者との交渉記録である。事業の性質上、今後の用地交渉を円滑に進める上では、相手との信頼関係は大前提であり、交渉日時を含め交渉の内容の取り扱いは十分留意すべきである。したがって、公にすると事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月4日に開示請求を行った「与野町が埼玉県と約束した県立与野高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことが分かる行政情報(平成23年度から直近まで)」である。

これに対して実施機関は、2件の用地買収交渉記録を特定し、交渉日時、交渉場所、交渉相手、交渉内容を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、不開示とした部分のうち交渉日時は条例第7条第5号に該

当しないと主張し、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、交渉日時を開示しても、相手との交渉に支障はないと主張している。一方、実施機関は、交渉相手との信頼関係を確保するため、交渉日時を含めた交渉内容の取り扱いに留意したと主張している。
  - (2) そこで、本件に係る交渉記録の性質について考察すると、本件に係る交渉記録とは土地の買収に係るものであって、当該土地の所有者とのやり取りの記録である。通常土地の買収に係る交渉は、個別具体的な資産の譲渡に係る内容が話し合われるものであり、公表しないことを前提としているものである。そうすると、仮に一部であっても公表することとした場合には、交渉相手が自己の財産またはそれに密接にかかわる情報を開示されることをおそれて、実施機関との交渉に応じないなどの事態が生ずることは十分に予想され、交渉相手との信頼関係、協力関係を損ない、今後実施する用地買収交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。そうすると、交渉日時を含めた交渉の内容について、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- 3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 8月25日	諮問の受理（諮問第428号）
②	令和 4年11月15日	審議
③	令和 4年12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第232号  
令和5年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年9月13日付けで貴職から受けた、「行政との立合1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日打合せ議事録ファイル（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年5月6日付け建南土第359号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、現地立会打合せ議事録ファイルの原本の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

特定地の市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日要請あり、審査請求人に整理杭716道路へ0.25m出ていると市立会者より苦情あり拒否、行政より市有地等境界明示申請と審査請求人の地積測量し証明の提出求められ、特定地の測量をしていた測量会社へ依頼。平成8年1月16日申請平成8年2月2日立会市立会者、測量士、審査請求人、平成8年2月2日の立会時に整理杭716道路出ているのを行政が認め、確定道路台帳による道路線を変更し確定。行政は審査請求人になにを求めたのか申請、測量を強制し測量は証明なく確定、整理杭は前の地権者が埋設した物、証明出来ます。求めがあれば証拠のもの提出いたします。

審査請求人が開示を求める「1回目平成7年10月12日、2回目平成8年2月2日立会打合せ議事録ファイル」は作成されておらず不存在、特定地番道路台帳地区特定路線番号、審査請求書提出に添付した。

審査請求には別紙一般開示、開示請求し開示提供参考資料の提出し開示を求めます。提供参考資料を見当していただきたい審査庁に願います。又審査庁は専門職であり請求者の下手な説明文では説明出さない請求者は打合せ議事録は存在すると思っています。

参考資料No. 1～No. 8の8種類の資料の添付提出いたします。見当願います。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求書にある「立合打合せ議事録ファイルの原本の開示」との主張について

審査請求人は「1回目H7年10月12日、2回目H8年2月2日立合打合せ議事録ファイルの原本の開示求めます」と主張している。

審査請求人が開示を求める「1回目H7年10月12日、2回目H8年2月2日立合打合せ議事録ファイル」は、作成されておらず不存在。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年4月20日に開示請求を行った「行政との立合1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日立合打合せ議事録ファイル」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、打合せ議事録ファイルは存在すると思っていますとの主張から、処分の取消し及びその原本の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の当否について

(1) 打合せ議事録ファイルが存在するか否かが争点であるが、当該議事録ファイルにより審査請求人が求める情報と実施機関が求められていると理解した情報に相違があると、両当事者の口頭意見陳述により判明し

た。

審査請求人はH7年10月12日及びH8年2月2日の市有地等境界確認に至る市内部での決定過程の書類のファイルの存在を主張し、これに対し実施機関は市有地等境界確認の際の関係者で話し合ったことや決まったことが記された議事録と解釈しその不存在を主張するものである。

- (2) 行政情報開示請求は打合せ議事録ファイルであり、審査請求では現地立合打合せ議事録ファイルの開示を求めるとされている。

これら開示を求める行政情報の表現からは審査請求人が主張する前記2回の市有地等境界確認のための市内部での決定過程の書類のファイルの開示を求めているとの解釈は困難である。

- (3) 従って、当審査会としては、実施機関が市有地等境界確認の際の話し合ったことや決まったことが記された議事録が求められたと解釈し、当該議事録は不存在であるとした実施機関の不開示決定は相当であると判断する。

- (4) なお、審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定の道路及び水路の幅員に関する疑義及び前記2回の市有地等境界確認に本人の立合いを求める手続きに違法を主張するが、当審査会の権限外であるので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 9月13日	諮問の受理（諮問第573号）
②	令和 4年10月20日	審議
③	令和 4年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第233号  
令和5年2月24日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和4年9月13日付けで貴職から受けた、「市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年5月6日付け建南土第361号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、現地において特定地地権者、測量会社、行政、審査請求人の立会、特定地地権者の測量のため市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日に行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

審査請求人は特定地申請平成7年9月20日による現地立会平成7年10月12日要請により立合うも、特定地の立会ではなく審査請求人の整理杭の道路へ出ているとの苦情話しに変わり、審査請求人所有地に申請と地積測量し整理杭の証明の強制に話しが変わり申請、測量の依頼立会を平成8年2月2日行政、測量会社、審査請求人による立会で行政が認め、確定、道路台帳による道路線を変更し確定その後審査請求人側地積測量完了は平

成8年6月10日付登記完了するが、特定地は測量平成8年2月29日完、登記平成8年3月14日済み、特定地地権者側は整理杭を審査請求人側で移動とした様だ。杭は前地権者が埋設物、特定地の施工。要証あれば証明いたします。

5. 審査請求にある「平成7年10月12日立会行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」との主張している。(3)筆界確認書は土地所有者が隣地所有者との筆界(土地の境界)を確認して書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため不存在。隣接地所有者一覧表提出あり11360の開示物に。

実施機関は、審査請求人が開示を求める「筆界確認書」は、土地所有者が隣地所有者との筆界(土地の境界)を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため、不存在というが。申請書、市有地等境界明示申請書裏面備考4,5により別紙隣接地所有者一覧表あり、審査請求人は記入なしで、申請人特定地の立会平成7年10月12日審査請求人不調の為保留と、特定地道路台帳道路図に記入あり、又審査請求人申請による確定、審査請求人所有地に2回の立会を行い特定地の確認証明が特定地申請者に交付済である、開示を求めます。

参考資料No.1~No.8の8種類の資料の添付提出いたします。見当願います。

市有地等境界明示証明書には割印があるので、もう一方の割印が押印してあるものを、実施機関は所有しているはずです。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、さいたま市情報公開条例第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求書にある「平成7年10月12日行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」との主張について

審査請求人は「現地において特定地地権者、測量会社、行政、審査請求人、の立会、特定地の測量のため市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日行った境界協議同意書、明示証明書、筆界確認書の開示求めます。」と主張している。

(1) 審査請求人が開示を求める「平成7年10月12日行った境界協議同

意書」は、審査請求人が提出した行政情報開示請求（浦287号）において令和4年4月15日に行政情報一部開示（建南土第139号）したものがすべてである。

- (2) 審査請求人が開示を求める「明示証明書」（市有地等境界明示証明書）は、申請者（土地所有者）からの申請に基づき、設置された境界杭等が市の境界を侵していないことを確認した証明書です。証明書は申請者（土地所有者）に交付済みであり、保存されていないため不存在。
- (3) 審査請求人が開示を求める「筆界確認書」は、土地所有者が隣地所有者との筆界（土地の境界）を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないため、不存在。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年4月20日に開示請求を行った「市有地等境界協議同意書、市有地等境界明示証明書」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、本件対象行政情報に関連する立会いを行っているとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 本件対象行政情報は、特定地番の土地所有者から平成7年9月20日に旧浦和市に提出された市有地等境界明示申請書により同年10月12日に行われた市有地等境界確認に係る、審査請求人の市有地等境界協議同意書、及び特定地番の土地所有者への市有地等境界明示証明書である。実施機関は令和4年4月5日付け建南土第139号でこれらの行政情報は不存在として不開示とする行政情報一部開示決定を行った。
- (2) これら審査請求人が開示を求める本件対象行政情報の存在又は不存在について以下に考察する。

まず、実施機関は審査請求人の市有地等境界協議同意書について不存在としている。審査請求人と平成7年9月20日に提出された市有地等境界明示申請書の申請者は別人であるから、同同意書の不存在は事理の当然のことと思料する。

次に、実施機関は特定地番の土地所有者への市有地等境界明示証明書は実施機関から当該申請者に交付済みであり保存されていないため不存在としている。この点について、審査請求人から当人所有の特定地番の土地に係る市有地等境界明示証明書には割印があるから当該証明書の写しは存在するとの主張があったところである。この主張を受けて当審査会で実施機関が保有している当該申請者に係る市有地等境界明示

証明書交付申請書の割印を見分したところ、証明書を交付したことを記録するための割印が残るのみで当該証明書及びその写しは不存在であることが確認された。従って、実施機関が当該申請者に交付した当該証明書は保存されていないという主張は首肯できる。

なお、審査請求人が審査請求において新たに付加して開示を求める筆界確認書は、土地所有者が隣地所有者との筆界（土地の境界）を確認した書類と思われるが、市は申請者に提出を求めないために不存在との実施機関の主張に疑義はない。

以上の考察により、審査請求人が求める行政情報は不存在と認めるものである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 9月13日	諮問の受理（諮問第574号）
②	令和 4年10月20日	審議
③	令和 4年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年 2月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第234号  
令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年11月17日付けで貴職から受けた、「浦和区役所福祉課が保有する平成27年度修学旅行準備金の支給件数（小、中学生別）及び旅行に参加した事を確認したもの並びに同年度の修学旅行の対象者数のわかるもの（生活保護受給者について）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年9月13日付け浦健福第1218号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、結果として妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件不開示情報の修学旅行に参加したことがわかる情報の開示を求めるものである。

また、本件不開示情報の文書名が特定されておらず、違法な決定であるとの主張である。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第2号、第5号に該当しない。

不開示理由の不立証。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件開示請求において不開示とした情報は、特定の個人が識別できる個人に関する情報であるため（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、生活保護法に基づく事務を実施するために被保護者から取得及び作成したものであり、開示することにより浦和福祉事務所と被保護者との信頼関係を損ない、今後の生活保護の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

2 「当該文書名が特定されていないこと」との主張について

審査請求人は、「修学旅行に参加したことがわかる情報」について文書名が特定されておらず違法な決定である」と主張している。これについては「行政情報一部開示決定通知書」に記載が漏れていたとして、これを明記・開示するものである。

3 「不開示情報（修学旅行に参加したことがわかる情報）を開示せよ」との主張について

審査請求人は、「開示しないこととした当該情報について、不開示決定処分を取り消し、開示せよ」と主張しているが、実施機関は上記第3の1及び次の理由により不開示としたものである。

(1) 生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第1条により、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としたものであり、要保護者の必要に応じ、最低限度の生活を維持するため衣食その他日常生活の需要を満たすための「生活扶助」等を支給することとなっている。

(2) それら扶助の他、本市では、法に基づく保護を受けている者に対し、法令その他に定めるもののほか必要な援護（以下、「法外援護」という。）を行うことにより、保護を受けている者の経済的負担の軽減による生活の安定及び福祉の増進を図ることを目的とし、さいたま市生活保護法外援護事業要綱（平成13年5月1日告示第21号）を定め、支給している。

(3) 法外援護には4項目あり、そのうちの1つに、本件で開示請求があった「修学旅行準備金」がある。これは、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する児童又は生徒の修学旅行の準備に要する経費として1人につき小学校は5,000円、中学校は8,000円を支給するものである。平成27年度は、9世帯10名について法外援護を支給しており、本件において支給件数（小、中学校別）がわかる行政情報「生活

- 保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」を開示した。
- (4) ここで、生活保護及び法外援護の決定実施に際し、保護世帯ごとに「保護台帳」を整備している。保護台帳には、支給する扶助費等の決定調書、当該決定に係る記録及び挙証資料、保護の適正実施のための資産調査、扶養調査、病状調査等各種調査の結果、生活保護の受給者（以下、「被保護者」という。）の生活状況等を把握する等を目的とした訪問調査記録等が含まれる。
- (5) 本件に係る開示請求では、当該世帯に関する「修学旅行に参加した事を確認したもの」の開示が求められたが、当該記録は、訪問調査記録（文書名は、「生活指導記録表」「生活記録表」）、修学旅行準備金の支給決定記録（文書名は、「ケース記録表」）に記載されているものである。保護台帳は、保護を受給していることをはじめ、被保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項を含むものであり、この秘密を厳守することは市民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことはできないことであり、法律上の義務（地方公務員法第34条）でもあります（厚生労働省社会援護局保護課長通知問（第10の3））。
- (6) このように、保護台帳はそれ全体が不開示情報といえるものであり、不開示部分のみを容易に区分して除くことはできません。台帳に含まれる情報が開示されることにより、たとえそこから住所や氏名等が除かれていても、受給者や扶養義務者の状況を知る者などが情報を入手することによって該当する者の特定やプライバシーの侵害に繋がったり、近年のインターネット環境の発達によって、その情報がデータ化され、広くインターネット上に載せられたりする危険性も想定されることから、広く市民に対して開示される理由にはなり得ないことから、さいたま市情報公開条例第7条第2号に基づき不開示としたものである。
- (7) また、保護台帳の一部が公開されることは、生活保護の受給の有無にかかわらず市民の福祉事務所に対する信頼を大きく損なったり、被保護者に対する間違った認識や差別にも繋がることも考えられます。例えば、生活保護の実施上、扶養義務者からの調査等に対する協力が得にくくなる、あるいは真に生活保護を必要とする方が、扶養義務者にまで迷惑が及ぶと思ひ、相談や申請をためらうことも想定され、真の弱者に対して救済の手が届かなくなるなど、生活保護行政全体に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第5号に基づき不開示とした。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月31日に行政情報開示請求を行った「浦和区役所福祉課が保有する平成27年度修学旅行準備金の支給件数（小、中学生別）及び旅行に参加した事を確認したもの並びに同年度の修学旅行の対象者数のわかるもの（生活保護受給者について）」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、「生活保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」を特定した。開示しない部分として、（1）修学旅行に参加した事を確認したもの及び（2）同年度の修学旅行の対象者数のわかるものとし、（1）については条例第7条第2号及び第5号に該当するため、（2）については、文書不存在によりそれぞれ開示しない部分とした。

これに対して審査請求人は、決定通知書に不開示とした文書の文書名が記載されていないことから処分は違法であり、また、文書名が記載されていない文書は条例第7条第2号及び第5号に該当しないと主張し、本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

本件処分において、実施機関が特定した行政情報の名称は、「生活保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」であり、当該行政情報は全部開示されているから、請求の利益を欠く審査請求であるようにも思われる。しかしながら、実質的に見ると、実施機関も認めるとおり、審査請求人が求めた行政情報のうち、特定されるべきであった文書が存在することが認められる。行政情報一部開示決定通知書の（開示しない部分）の（1）修学旅行に参加した事を確認したものとしては、訪問調査の記録、文書の名称としては「生活指導記録表や生活記録表」等、文書の名称は多少異なるが、訪問調査を行った記録、また、修学旅行準備金の支給決定記録、文書の名称としては「ケース記録表」がある。すなわち、文書の特定に漏れがあったと言え、審査請求人の求めたすべての文書が特定され、行政情報一部開示決定通知書に記載されているわけではないという点において、原処分には問題があると言える。

しかし、当該情報が、仮に特定されていたとして、本来、対象となっていた上記文書は、特定の個人が識別できる個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するので、不開示となる。また、これらの情報が開示されると、市民の福祉事務所に対する信頼が大きく損なわれ、被保護者に対する間違った認識や差別に繋がることがあり、それにより、扶養義務者からの調査等の協力が得られにくくなったり、あるいは、真に生活保護を必要とする者が相談や申請をためらうことも想定され、生活保護行政全体に支障が生じ、

生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当するので、不開示となる。

したがって、仮に実施機関が当該情報の文書名を、行政情報一部開示決定通知書の実施機関が特定した行政情報の名称に追記し、改めて決定を行ったとしても、当該情報を開示することは妥当ではないので、結果として、本件処分は維持されることが相当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 11月17日	諮問の受理（諮問第434号）
②	令和4年 11月15日	審議
③	令和4年 12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和5年 3月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

◆ 情報公開・個人情報保護審議会



## I 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表4-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期2年（令和3年10月22日から令和5年10月21日まで）

役職	氏名	備考
会長	馬橋隆紀	弁護士
職務代理者	内田裕子	大学准教授
委員	岩崎万智子	消費生活相談員
委員	小川雄三	行政経験者
委員	金子祐樹	報道関係者
委員	池田拓矢	団体役員
委員	田村治朗	団体役員
委員	富澤洋	団体役員
委員	谷崎美智子	市民公募
委員	星野宏充	市民公募

## 2 開催状況

令和4年度の審議会の開催回数は5回でした。

表4-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和4年5月25日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正の今後のスケジュールについて</p>
2	令和4年7月27日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p>(2) 電子計算機の結合について (事務の名称 J グランツ)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)</p> <p>(4) 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>

3	令和4年9月28日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 職員健康診断事務)</p> <p>(2) 電子計算機の結合について (事務の名称 清掃センターごみ自己搬入オンライン予約)</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
4	令和4年11月17日(木)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
5	令和5年1月25日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 介護保険に関する事務)</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 母子保健事業に関する事務)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 児童手当等に関する事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) さいたま市個人情報保護条例等の改正について</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の報告について</p>

**Ⅱ 情報公開・個人情報保護審議会 答申**

さ 情 審 議 第 9 号  
令和4年5月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年4月19日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会  
は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づ  
きその理由等を審議した結果、いずれも公益上特に必要と認められるので、適当であ  
ると考えます。

記

- 1 事 務 の 名 称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり

## 電子申請追加手続一覧

No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(親課)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報の内容	資料頁
1	新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに表示される接種記録の修正申請	なし	新型コロナウイルスワクチン対策室	新型コロナウイルス対策室	令和4年7月	新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに表示される接種記録とお手元の予防接種済証(臨時)または接種証明書アプリの記録の内容に相違がある場合に、接種証明書アプリに表示される接種記録の修正を申請するものです。	新型コロナウイルスワクチン接種記録の修正を希望する者	申請者氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・メールアドレス・新型コロナウイルスワクチン接種券番号	4
2	子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金交付申請	さいたま市子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金交付要綱	幼児政策課	幼児政策課	令和4年7月	さいたま市子育て支援型幼稚園において、幼稚園からおける預かり保育利用料を無償化する代わりに、市から幼稚園に対して本事業利用者負担すべき金額を補助金として交付するものです。	さいたま市子育て支援型幼稚園	園児氏名、生年月日、認定区分、認定番号、利用状況	5

さ情審議第28号  
令和4年8月3日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年6月17日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、いずれも公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり



No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手紙の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
5	法人市民税に係る現況調査	市民税課	法人市民税の申告がない法人又は休業等の届の提出がない法人について、現況を確認するため調査票を送付しています。 ・現況について調査票を提出してもらい、課税の適否、申告の要不要等を判断するものです。	法人市民税が未申告の法人	364	【従来】 ・現況調査票一紙で提出 【オンライン化後】 ・現況調査票一電子で提出	現在の事業状況、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス	令和5年4月
6	個人営業届の申請	市民税課	個人事業主が金融機関等に個人事業主として届出をしていることを対外的に証明するための「営業届出済証明書」の発行のため、個人が事業を開始等したことの届出を受け付けるものです。	個人事業主	10	【従来】 ・個人営業届一紙で提出 【オンライン化後】 ・個人営業届一電子で提出	自宅住所、自宅電話番号、電子メールアドレス	令和5年4月
7	共有資産に係る代表者変更届	固定資産税課	土地・家屋を2人以上で共有する場合、所有者全員が納税義務者となります。その所有者の中から共有資産の代表者を選定し、その代表者に納税通知書を送付しています。 ・共有資産の代表者を他の共有者へ変更する場合、「共有資産に係る代表者変更届」の届出が必要となります。	共有資産の代表者	45	【従来】 ・変更届一紙で提出 【オンライン化後】 ・変更届一電子申請	代表者の氏名、住所 共有者の氏名、住所 物件の所在地	令和4年度中
8	家屋補充課税台帳書(未登記家屋)申出	固定資産税課	固定資産税の賦課期日は毎年1月1日で、家屋については賦課期日時点で建て替えているものが課税対象となり、同時点の所有者が納税義務者となります。通正課税には家屋の新増築状況の把握とその所有者の認定が必要となります。所有者によつて不動産登記簿に所在地や種類、新築日、所有者氏名等の情報が登記がされ、その情報が市へ通知がされます。 しかし、賦課期日時点で登記されない家屋もあるため、上記の情報を収集し課税要件の判断や所有者認定をするため、家屋所有者に届出を求めています。	未登記家屋の所有者	500	【従来】 ・届出書一紙で提出 ・家屋の所有を証する書類の写し一紙で提出 【オンライン化後】 ・届出書一電子申請 ・家屋の所有を証する書類の写し一電子申請	所有者氏名(名称)、所有者住所(所在地)、連絡先、家屋種別、家屋築年月日、家屋積床面積、家屋構造、家屋床面積、建築者名、建築代金、共有持分(共有の場合)	令和5年4月
9	滅失届	固定資産税課	固定資産税の賦課期日は毎年1月1日で、家屋については賦課期日時点で建て替えているものが課税対象となり、通正課税には家屋の取壊しの把握が必要となります。 ・法務局の不動産登記簿に登記されている家屋が取壊された場合には、所有者によつて滅失(取壊し)登記がされ、その情報が市へ通知がされますが、登記されていない家屋(未登記家屋)の場合にはこのようないし手続きがなく、家屋の取壊しの把握ができないことがあります。 ・そのため、未登記家屋を取り壊した場合に、市へ届け出てもらうもの	未登記家屋の所有者	40	【従来】 ・届出書一紙で提出 ・必要に応じて、家屋の取壊しを証する書類の写し一紙で提出 【オンライン化後】 ・届出書一電子申請 ・必要に応じて、家屋の取壊しを証する書類の写し一電子申請	所有者氏名(名称)、所有者住所(所在地)、家屋種別、家屋積床面積、滅失年月日、滅失の原因	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
10	桜花寮入寮手続	高等看護学院	本学院の学生寮(桜花寮)について、入寮希望者に対する手続きになります。	学院在校生	5	【従来】 申込書 → 紙で提出。 【オンライン化後】 申込書 → 電子申請	学生氏名、学年、現住所、生年月日、申込理由、保証人住所、保証人氏名、続柄、電話番号	令和5年4月
11	休学手続	高等看護学院	本学院の学生について、休学する際の手続きになります。	学院在校生	4	【従来】 願出書 → 紙で提出。 【オンライン化後】 願出書 → 電子申請	学生氏名、学年、保証人氏名、理由	令和5年4月
12	退学・転学手続	高等看護学院	本学院の学生について、退学・転学する際の手続きになります。	学院在校生	5	【従来】 届出書 → 紙で提出。 【オンライン化後】 届出書 → 電子申請	学生氏名、学年、保証人氏名、理由	令和5年4月
13	復学手続	高等看護学院	本学院の休学中の学生について、復学する際の手続きになります。	学院在校生(休学中)	2	【従来】 願出書 → 紙で提出。 【オンライン化後】 願出書 → 電子申請	学生氏名、学年、保証人氏名、理由	令和5年4月
14	桜花寮使用申請	高等看護学院	本学院の学生について、学生宿舎(桜花寮)内の施設を使用する際の手続きになります。	学院在校生	1	【従来】 申請書 → 紙で提出。 【オンライン化後】 申請書 → 電子申請	住所、氏名、使用目的	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
15	自主練習習練利用願	高等看護学院	本学院の学生について、学生宿舎(桜花寮)内の自主練習習練を使用する際の手続きになります。	学院在校生	0	【従来】 願出書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 願出書 一 電子申請	氏名、利用目的	令和5年4月
16	桜花寮退寮手続	高等看護学院	本学院の学生宿舎(桜花寮)に居住する寮生について、退寮する際の手続きになります。	桜花寮寮生	6	【従来】 届出書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 届出書 一 電子申請	学生氏名、学年、部屋番号、退寮理由、保証人住所、保証人氏名、緑柄、電話番号	令和5年4月
17	忌引休暇願	高等看護学院	本学院の学生について、忌引休暇を取得する際の手続きになります。	学院在校生	10	【従来】 願出書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 願出書 一 電子申請	学生氏名、学年、死亡者の年齢、緑柄、死亡者の住所	令和5年4月
18	自動二輪車・原動機付自転車・自転車通学許可申請	高等看護学院	本学院の学生について、通学に自動二輪車または原動機付自転車もしくは自転車を使用する場合作る手続きになります。	学院在校生	40	【従来】 申請書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 申請書 一 電子申請	学生氏名、学年、住所、免許番号、登録番号	令和5年4月
19	交通事故発生報告	高等看護学院	本学院の学生について、交通事故が発生した際の手続きになります。	学院在校生	3	【従来】 報告書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 報告書 一 電子申請	学生氏名、学年、事故発生年月日、事故発生場所、事故原因、事故の相手方住所、事故の相手方氏名	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
20	アルバイト雇	高等看護学院	本学院の学生について、アルバイトを行う際の手続きになります。	学院在校生	24	【従来】 届出書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 届出書 一 電子申請	学生氏名、学年、保護者氏名、理由、勤務先会社名、勤務先住所、勤務先電話番号 令和5年4月	令和5年4月
21	入学金・授業料減免手続	高等看護学院	政府は、平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」、平成30年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018(いわゆる骨太の方針)」において、意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、本学また短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針を決定しました。支援措置は、令和2年4月から実施しており、本学院も対象の1つとなっています。当該申請により、授業料・入学金の免除または減額を行うものです。	学院在校生	46	【従来】 申請書 一 紙で提出。 【オンライン化後】 申請書 一 電子申請	学生氏名、学年、生年月日、入学金番号、現住所、学生証番号、課学生番号、減免の内容、理由 令和5年4月	令和5年4月
22	入居(予定)住宅に関する状況通知書	生活福祉課	・継続等により、住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ・支給決定にあたり、申請者が宣誓している(又は予定の)住宅に関する、不動産業者等から通知を受けるものです。	市民	1,206	【従来】 ・通知書及び賃貸借契約の写し一紙で提出。 ・クレジットカードを使用する方法により資料を支払う場合は、クレジットカードの写(利用明細の写など)一紙で提出。 【オンライン化後】 ・通知書及び賃貸借契約の写し一紙で提出。 ・クレジットカードを使用する方法により資料を支払う場合は、クレジットカードの写(利用明細の写など)一紙で提出。	貸主氏名、所在地、電話番号 ・入居(予定)者氏名、生年月日、同居状況、入居開始年月日、又は入居予定日、賃貸住宅名称、所在地、月額家賃(家賃、共益費、管理費、敷金、礼金等、媒介報酬、火災保険料、その他(入居保証料等)金額) 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の窓口口座 ・申請者の氏名、住所、電話番号 令和5年4月	令和5年4月
23	生活困難者自立支援法に関する情報提供同意書	生活福祉課	・自立相談支援事業の利用を申し込み後に転居する方が、転居後も引き継ぎ自立相談支援事業の利用を希望する場合に、転居先の福祉事務所へ相談、支援等の経過記録について情報提供することに同意するものです。	市民	0	【従来】 ・情報提供同意書一紙で提出。 【オンライン化後】 ・情報提供同意書一紙で提出。	受給者氏名、住所、転居後の住所 令和5年4月	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
24	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給(再支給)申請書	生活福祉課	<p>・本業務は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)の支給について」(令和3年6月11日付社務第0611第7号厚生労働省社会・福祉局長通知)、「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」の一部改正について」(令和3年8月17日付社務第0817第2号同通知)及び「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について」の一部改正について」(令和3年11月30日付社務第1130第1号同通知)に基づき、緊急小口資金等の特別貸付を終了した方等であつて一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を支給することを目的としております。</p>	市民	0	<p>【従来】                      ・支給申請書 ⇒ 紙で提出                      ・申請時確認書(申請時に添付) ⇒ 紙で提出。                      ・再支給申請書 ⇒ 紙で提出。                      ・支給申請書(再貸付不承認・過去借入状況申告書) ⇒ 紙で提出。                      ・(再支給)申請時確認書 ⇒ 紙で提出。                      【オンライン化後】                      ・支給申請書 ⇒ 電子申請                      ・申請時確認書(申請時に添付) ⇒ 電子申請                      ・再支給申請書 ⇒ 電子申請                      ・支給申請書(再貸付不承認・過去借入状況申告書) ⇒ 電子申請                      ・(再支給)申請時確認書 ⇒ 電子申請</p>	氏名、生年月日、婚姻、住所、電話番号、収入、就労、借入金、預貯金額、口座情報、生活保護申請状況、総合支援資金受給状況、自立支援金受給状況	令和5年4月
25	自立支援制度プラン 兼事業等利用申込	生活福祉課	<p>・自立相談支援事業の利用申し込み後、相談者の目標や取り組むことと、支援内容等について、相談者と相談支援員が協働でプランとしてまとめるものです。</p>	市民	0	<p>【従来】                      ・プラン兼事業等利用申込書一紙で提出。                      【オンライン化後】                      ・プラン兼事業等利用申込書⇒電子申請。</p>	申請者氏名、性別、生年月日、年齢、目標、プラン内容、事業利用内容	令和5年4月
26	学習支援教室参加申込	生活福祉課	<p>・本事業は生活保護受給世帯の中学生又は高等学校に相応する年齢にある者、児童扶養手当全額受給世帯にあって中学校に相応する年齢にある者、各区福祉課内で実施する自立相談支援事業に必要と認められる世帯にあって中学校に相応する年齢にある者を対象とし、社会に出る際に必要な能力を獲得させることで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とするものです。</p>	市民	337	<p>【従来】                      ・参加申込書を紙で各区福祉課(児童扶養手当全額受給世帯であれば子育て支援政策課)に提出 → 生活福祉課へ転送                      【オンライン化後】                      ・参加申込書を電子で各区福祉課(児童扶養手当全額受給世帯であれば子育て支援政策課)に提出 → 生活福祉課へ転送</p>	氏名(申込者及び保護者)、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、学校名、学年	令和5年4月
27	学習支援教室参加申込(小学生対象)	生活福祉課	<p>・本事業は生活保護受給世帯の小学校5年生及び6年生に相応する年齢にある者、児童扶養手当全額受給世帯にあって小学校5年生及び6年生に相応する年齢にある者、各区福祉課内で実施する自立相談支援事業にあって支援が必要と認められる世帯にあって小学校5年生及び6年生に相応する年齢にある者を対象とし、学習の楽しさを知ってもらうとともに、学習習慣を定着させ、相応の進路実現を図ることで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とするものです。</p>	市民	17	<p>【従来】                      ・参加申込書を紙で各区福祉課(児童扶養手当全額受給世帯であれば子育て支援政策課)に提出 → 生活福祉課へ転送                      【オンライン化後】                      ・参加申込書を電子で各区福祉課(児童扶養手当全額受給世帯であれば子育て支援政策課)に提出 → 生活福祉課へ転送</p>	氏名(申込者及び保護者)、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、学校名、学年	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
28	居宅移行・地域生活 復帰定着支援事業利 用申請	生活福祉課	・ 無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者等に民間賃貸住宅 等への入居を支援するとともに、入居後も地域で安定した生活ができ るよう支援し、もって自立を促進します。	市民	449	【従来】 ・ さいたま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業 利用申込書兼同意書 ⇒ 紙で提出 【オンライン化後】 ・ さいたま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業 利用申込書兼同意書 ⇒ 電子申請	利用者氏名	令和5年4月
29	相談受付・申込票	生活福祉課	・ 相談支援員が、生活困窮者のお困りの内容をお聞きし、どうしたら 解決できるか、解決のためにどういった支援が必要か、一緒に考え、 具体的なプランを策定して支援します。 ・ プラン策定前に相談を受け、自立相談支援事業の利用申込をする ものです。	市民	549	【従来】 相談受付・申込票一紙で提出。 【オンライン化後】 相談受付・申込票一電子申請。	・ 氏名、性別、生年月日、住 所、電話番号、メールアドレス、 相談内容、支援を受ける本人以外が来 談の場合、来談者氏名、来談者 電話番号、ご本人との関係	令和5年4月
30	生活困窮者就労訓練 事業廃止届	生活福祉課	・ 本事業は生活保護受給者及び生活困窮者（以下、「生活保護受給者 等」という。）に対し、就労に向けた相談、助言、キャリアカウンセリング 等を行うことにより、開拓による就労支援、長期間離職や意欲低下により直ちに 就労が困難である生活保護受給者等に対する就労準備支援、就職後の 定着支援によるフォローアップ等を効果的に行うことにより、生活保 護受給者等の就労を促進し、早期自立を図ることを目的とします。	事業者	0	【従来】 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業廃止届 ⇒ 紙で提出。 【オンライン化後】 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業廃止届 ⇒ 電子申請	事業所の名称及び所在地、代表 者の職・氏名	令和5年4月
31	さいたま市生活困窮 者就労訓練事業の認 定手続(誓約書)	生活福祉課	・ 本事業は生活保護受給者及び生活困窮者（以下、「生活保護受給者 等」という。）に対し、就労に向けた相談、助言、キャリアカウンセリング 等を行うことにより、開拓による就労支援、長期間離職や意欲低下により直ちに 就労が困難である生活保護受給者等に対する就労準備支援、就職後の 定着支援によるフォローアップ等を効果的に行うことにより、生活保 護受給者等の就労を促進し、早期自立を図ることを目的とします。	市民	0	【従来】 ・ 誓約書 ⇒ 紙で提出。 【オンライン化後】 ・ 誓約書 ⇒ 電子申請	事業所の名称及び所在地、代表 者の職・氏名	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
32	一時宿泊施設利用申請	生活福祉課	<p>一時生活支援事業は、一定の住居を持たず、かつ、資産・収入額が一定額以下である生活困難者に対して、一時的な生活の場として宿泊場所の提供等の生活支援を行うものです。</p>	市民	40	<p>【従来の手続の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活保護課等居宅移行・地域生活復帰特定支援事業利用申込書兼同意書 ⇒ 紙で提出</li> <li>・一時宿泊施設利用申請書 ⇒ 紙で提出</li> <li>・資産収入申告書(申請時に添付) ⇒ 紙で提出</li> <li>・住民票写し(申請時) ⇒ 紙で提出</li> <li>・世帯員等(申請時) ⇒ 紙で提出</li> <li>・世帯員等(申請時) ⇒ 紙で提出</li> <li>・収入が確認できる書類の写し(申請時に添付) ⇒ 紙で提出</li> <li>・金融機関の通帳等の写し(申請時に添付) ⇒ 紙で提出</li> </ul> <p>【オンライン化後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活保護課等居宅移行・地域生活復帰特定支援事業利用申込書兼同意書 ⇒ 電子申請</li> <li>・一時宿泊施設利用申請書 ⇒ 電子申請</li> <li>・資産収入申告書(申請時に添付) ⇒ 電子申請</li> <li>・住民票写し(申請時) ⇒ 電子申請</li> <li>・世帯員等(申請時) ⇒ 電子申請</li> <li>・世帯員等(申請時) ⇒ 電子申請</li> <li>・収入が確認できる書類の写し(申請時に添付) ⇒ 電子申請</li> <li>・金融機関の通帳等の写し(申請時に添付) ⇒ 電子申請</li> </ul>	利用者氏名、生年月日、緊急連絡先、生活状況、資産状況、収入状況	令和5年4月
33	住居確保給付金常用就職届	生活福祉課	<p>住居確保給付金の支給決定後に常用就職(期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職)をした場合に、受給者が収入要件の基準額を超えて収入を得られるときは支給が中止されるため、就職状況等を自立相談支援機関へ報告するものです。</p>	市民	66	<p>【従来の手続の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用就職届及び収入額を確認することができ書類一紙で提出</li> </ul> <p>【オンライン化後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用就職届及び収入額を確認することができ書類一電子申請</li> </ul>	受給者氏名、住所、電話番号、就職先事業所名、事業所の住所、就職日、住宅入居日、支給期間、支給額、収入見込額、収入額	令和5年4月
34	生活困難者就労訓練事業変更届	生活福祉課	<p>本事業は生活保護受給者及び生活困難者(以下、「生活保護受給者等」という。)に対し、就労に向けた相談・助言、キャリアカウンセリングや求人開拓による就労支援、長期離職や意欲低下により直ちに就労が困難である生活保護受給者等に対する就労準備支援、就職後の定着支援によるフォローアップ等を効果的に行うことにより、生活保護受給者等の就労を促進し、早期自立を図ることを目的とするものです。</p>	事業者	1	<p>【従来の手続の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困難者就労訓練事業変更届 ⇒ 紙で提出</li> </ul> <p>【オンライン化後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困難者就労訓練事業変更届 ⇒ 電子申請</li> </ul>	事業者の名称及び所在地、代表者の職・氏名、責任者の氏名	令和5年4月
35	住居確保給付金停止届	生活福祉課	<p>住居確保給付金の受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には支給が停止されるため、職業訓練受講給付金の受給について自立相談支援機関へ届け出るものです。</p>	市民	1	<p>【従来の手続の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金支給停止届一紙で提出</li> <li>・職業訓練受講給付金事前審査通知書の写し一紙で提出</li> </ul> <p>【オンライン化後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金支給停止届一電子申請</li> <li>・職業訓練受講給付金事前審査通知書の写し一電子申請</li> </ul>	受給者氏名、住所、生年月日、電話番号、職業訓練受講給付金手続番号、係る事前審査通知書(該当)交付年月日、申請番号、訓練開始(予定)日、訓練終了(予定)日、住居確保給付金支給開始月、支給額	令和5年4月



No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手紙の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
40	住居確保給付金求職活動等状況報告	生活福祉課	・住居確保給付金の受給者は求職活動等要件を満たす必要があるため、その状況を自立相談支援機関へ報告するものです。	市民	2,400	【従来】 ・求職活動等状況報告書一紙で提出。 ・職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)一紙で提出。 ・住居確保給付金 常用就職活動状況報告書一紙で提出。 【オンライン化後】 ・求職活動等状況報告書→電子申請。 ・職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)→電子申請。 ・住居確保給付金 常用就職活動状況報告書→電子申請。	受給者氏名、住所、電話番号、連絡先の状況、求職活動内容、生活状況、職業相談状況、就職活動状況(会社名・仕事内容・就業形態、活動内容・採用結果等)	令和5年4月
41	子育て支援医療費受給資格証再交付	年金医療課	0歳から中学校卒業までの乳幼児・児童の保護者を対象に、乳幼児・児童にかかると入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成するものです。	乳幼児・児童の保護者	1,382	【従来】 ・電話で依頼を受け、再交付申請書を郵送。返信用封筒にて再交付申請書を紙で提出。 ・窓口で再交付申請書を紙で提出 【オンライン化後】 ・再交付申請書(紙)→電子申請	乳幼児・児童の住所、氏名、生年月日	令和4年度中
42	子育て支援医療費助成金受給資格内容等変更	年金医療課	0歳から中学校卒業までの乳幼児・児童の保護者を対象に、乳幼児・児童にかかると入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成するものです。	乳幼児・児童の保護者	17,343	【従来】 ・窓口で変更届を紙で提出 【オンライン化後】 ・変更届(紙)→電子申請	乳幼児・児童の住所、氏名、生年月日、加入医療保険、及び保護者の金融機関情報	令和4年度中
43	心身障害者医療費受給資格証再交付	年金医療課	身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級、埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に、入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成するものです。	心身障害者医療費受給者等	240	【従来】 ・電話で依頼を受け、再交付申請書を郵送。返信用封筒にて再交付申請書を紙で提出 ・窓口で再交付申請書を紙で提出 【オンライン化後】 ・再交付申請書(紙)→電子申請	心身障害者医療費受給者の住所、氏名、生年月日	令和4年度中
44	心身障害者医療費受給資格内容等変更	年金医療課	身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級、埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に、入通院の医療費(保険診療の一部負担金)を助成するものです。	心身障害者医療費受給者等	1,998	【従来】 ・窓口で変更届を紙で提出 【オンライン化後】 ・再交付申請書(紙)→電子申請	心身障害者医療費受給者の住所、氏名、生年月日、手帳情報、金融機関情報	令和4年度中



No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
50	母子父子寡婦福祉資金借受者等死亡届	子育て支援政策課	・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等を対象に貸し付けを行うものです。 ・借受者等の死亡時に、連帯借受者、保証人等が届け出る様式です。	届出者	1	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出審査後、借受者等債務継承届を郵送 【オンライン化後】 電子申請・届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うことと、システム上で申請審査後、借受者等債務継承届を郵送	氏名、死亡年月日	令和4年12月
51	母子父子寡婦福祉資金借受者等氏名等変更届	子育て支援政策課	・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等を対象に貸し付けを行うものです。 ・借受者等の氏名、住所等の変更を届け出る様式です。	借受者	1	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出 【オンライン化後】 電子申請・届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うことと、システム上で届出	資金種別、貸付番号、変更事由、新、旧、変更年月日	令和4年12月
52	母子父子寡婦福祉資金休学(復学・転学)届	子育て支援政策課	・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等を対象に貸し付けを行うものです。 ・休学中に貸付の一時停止などを行うための様式です。	借受者	1	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出 【オンライン化後】 電子申請・届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うことと、システム上で届出	住所、氏名、学校名及び学年、休学期間、復学・転学期日、転学した学校名	令和4年12月
53	母子父子寡婦福祉資金借受者等所在不明届	子育て支援政策課	・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等を対象に貸し付けを行うものです。 ・市内に住所を有しなくなった等の買付要件に該当しなくなったことを、連帯借受者、保証人等が届け出る様式です。	借受者	0	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出 【オンライン化後】 電子申請・届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うことと、システム上で届出	住所、氏名、所在不明年月日、不明となる前の所在地、所在不明理由	令和4年12月
54	高等職業訓練促進連絡付金受給資格喪失届	子育て支援政策課	・ひとり親家庭の父母が、就業が、就業に結びつく資格取得を目標して一定の期間以上養成機関で修業する場合、生活費の負担を軽減するために給付金を支給するものです。 ・市内に住所を有しなくなった等の支給要件に該当しなくなったことを報告する様式です。	さいたま市ひとり親家庭等職業訓練促進連絡付金等事業実施要綱第10条により決定の通知を受けた者	1	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出審査後、支給停止通知書を郵送 【オンライン化後】 電子申請・届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うことと、システム上で申請、支給停止通知書をメールで送付	届出者氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、支給要件に該当しなくなった事由・事由発生日、メールアドレス、添付書類として、送学証明書などの支給要件に該当しなくなったことを証明する書類	令和4年10月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
55	高等職業訓練促進給付金変更届	子育て支援政策課	・ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく資格取得を目標して一定の期間以上養成機関で修業する場合、生活費の負担を軽減するために給付金を支給するものです。 ・世帯構成員の増減などの支給要件に関わる変更を報告する様式です。	さいたま市ひとり親家庭等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第10条により決定の通知を受けた者	2	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出 審査後、支給変更通知書を郵送 【オンライン化後】 電子申請、届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うこととで、システム上で申請、支給変更通知書をメールで送付	届出者氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・整理番号・メールアドレス 令和4年10月	
56	法律相談申込書(ひとり親家庭等法律相談事業)	子育て支援政策課	・弁護士により、法律相談や養育費に関する相談を無料で行うものです。	さいたま市内に住むひとり親で法律相談を希望するもの	55	【従来】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに持参又は郵送にて提出 審査後、法律相談受講者証を郵送 【オンライン化後】 電子申請、届出サービスの利用登録及び公的個人認証を行うこととで、システム上で申請、法律相談受講者証をメールで送付	申込者氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・整理番号、相談事項 令和4年10月	
57	取下書(認可保育所等利用申込)	保育課	認可保育所等の利用申込をしている世帯について、世帯の事情により認可保育所等の利用希望がなくなった場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等の利用申込みをしている保護者	1,000	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請	取下内容、保護者氏名、住所、児童氏名、児童生年月日、保育園名、メールアドレス 令和5年3月	
58	さいたま市多子世帯利用申込書	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、第三子以降の利用者負担額(保育料)を免除する制度があります。 当該書類は、上記の適用を受けるために、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	1,000	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請 区支援課：交付物を郵送	保護者氏名、住所、児童氏名、性別、児童生年月日、年齢、利児名、児童の兄弟姉妹の氏名、児童の兄弟姉妹の生年月日、児童の兄弟姉妹の利用保育施設や学校名、還付が発生した場合の還付先銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義、メールアドレス 令和5年3月	
59	申込書(認可保育所等利用申込)	保育課	認可保育所等の利用申込みをしている、又は利用している世帯について、主に保育を必要とする事由に關し、書類が提出できない等の特別な事情等がある場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等の利用申込みをしている、又は利用している保護者	500	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請	住所、保護者氏名、児童氏名、利用施設名、メールアドレス 令和5年3月	

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
60	保育料の納付証明交付申請書	保育課	認可保育所を利用する世帯について、保育料を納付済であることを証明する書類(保育料の納付証明書)が必要な場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	100	【従来】 ・保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 ・区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 ・保護者：電子申請 ・区支援課：交付物を郵送	児童氏名、児童生年月日、保護者氏名、利用施設名、住所、メールアドレス	令和5年3月
61	在園証明交付申請書	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、児童が認可保育所に在籍していることを証明する書類(在園証明書)が必要な場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	20	【従来】 ・保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 ・区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 ・保護者：電子申請 ・区支援課：交付物を郵送	利用施設名、保護者氏名、児童氏名、児童生年月日、住所、証明提出先、メールアドレス	令和5年3月
62	特定教育・保育施設等利用者負担額減免申請書	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、失業等により著しく世帯収入が減少した場合や災害により損害を受けた等の場合、利用者負担額(保育料)を減免があります。 ・当該書類は、上記の適用を受けるために、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	20	【従来】 ・保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 ・区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 ・保護者：電子申請 ・区支援課：交付物を郵送	支給認定証番号、児童氏名、児童生年月日、利用保育施設、保護者住所、保護者氏名、減免理由、メールアドレス	令和5年3月
63	申込内容変更届	保育課	保護者の就労や疾病等の事由により家庭保育ができない場合、認可保育所等の利用申込みを行います。 ・当該書類は、認可保育所等の利用申込みをしていない世帯について、当初利用申込みを行った内容から、保育を必要とする事由や入所希望施設、世帯構成等に変更が生じた場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等の利用申込みをしている保護者	4,000	【従来】 ・保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 ・区支援課：状況に応じ、交付物を郵送 【オンライン化後】 ・保護者：電子申請 ・区支援課：状況に応じ、交付物を郵送	児童氏名、児童生年月日、保護者氏名、住所、電話番号、変更後の仕事の状況、変更後の児童の預け先、変更後の住所、変更後の世帯構成、メールアドレス	令和5年3月
64	変更届(認可保育所等利用申込)	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、住所や世帯構成、勤務先等の変更が生じた場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	2,500	【従来】 ・保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 ・区支援課：状況に応じ、交付物を郵送 【オンライン化後】 ・保護者：電子申請 ・区支援課：状況に応じ、交付物を郵送	児童氏名、児童生年月日、利用施設名、保護者氏名、変更後の仕事の状況、変更後の住所、変更後の世帯構成、メールアドレス	令和5年3月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
65	保育必要量変更見込届出書	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、就労時間等の変更により保育を必要とする時間(保育必要量)の変更を希望するものの、事実が未だ発生していないために就労証明書等の奉証資料の提出ができない場合に、奉証資料に代わって保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	2,000	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請 区支援課：交付物を郵送	児童氏名、児童生年月日、利用施設名、変更後の保育必要量、変更となる理由、復帰後の勤務状況、変更後の従事状況、住所、保護者氏名、メールアドレス	令和5年3月
66	転園申込書	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、転居等の理由により、現在在籍している認可保育所等とは別の認可保育所等の利用を希望する場合には、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	2,000	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 区支援課：状況に応じ、交付物を郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請 区支援課：状況に応じ、交付物を郵送	児童氏名、児童生年月日、利用施設名、保護者氏名、転居先住所、父就労先、転園先、父病状・障害名、父の相手方氏名、父不在の理由、母就労先、母病状・障害名、母不在の理由、出産予定日、産休・育休の有無、メールアドレス	令和5年3月
67	退所届	保育課	認可保育所等を利用する世帯について、世帯の事情により在籍している認可保育所を退所する場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等を利用している保護者	1,200	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請 区支援課：交付物を郵送	保護者住所、保護者氏名、利用施設名、児童氏名、児童生年月日、退所年月日、転居先住所(電話番号)、退所理由、メールアドレス	令和5年3月
68	保育の実施状況確認書交付願い	保育課	認可保育所等の利用申込みをしている世帯について、入所していないことを証明する書類(保育の実施状況確認書)が必要な場合に、保護者から市へ提出いただく書類となります。	認可保育所等の利用申込みをしている保護者	1,000	【従来】 保護者：紙面にて区支援課へ持参又は郵送 区支援課：交付物を郵送 【オンライン化後】 保護者：電子申請 区支援課：交付物を郵送	住所、保護者氏名、児童氏名、児童生年月日、第一希望保育園名、使用目的、申請者住所、申請者氏名、メールアドレス	令和5年3月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
69	定期保育利用申込書	のびのび安心子育て課	・さいたま市では、保育ニーズの高い1歳児の受け入れ拡大のため、新設認可保育所の4・5歳児保育室などの余裕スペースを活用し、保育所の利用が決定していない1歳児を対象に、最長2年間の期間限定で保育を提供する「定期保育」を実施しています。 ・空き保育室等を活用する事業であるため、1歳児室とは異なる保育室を使用することがありますが、保育内容については、通常利用の場合と同じになります。	申請者 定期保育利用希望者	1,000	【従来】 利用申込書及び添付書類 → 紙で提出 【オンライン化後】 利用申込書及び添付書類 → 電子申請 ※一部原本確認が必要な添付書類については、別途郵送等で原本の提出が必要	・申込者(保護者)：住所、氏名、連絡先 ・利用児童：氏名、生年月日、現在の保育施設、保育状況、生年月日、利用を必要とする事由等 ・添付書類：就労先、勤務地、病状、障害名、障害程度、保護者不在の理由、不存在の帝王切開手術、出産予定日、産休、介護を受ける人：氏名、障害名、障害程度、状況	令和5年2月
70	公共基準点測量成果交付申請	土木総務課	基準点とは、地球上の位置を定めた点で、各種測量の基礎となるものであり、都道府県や市区町村などの公共機関が設置・管理する点を公共基準点と呼びます。公共基準点測量成果の交付を受けようとする者は、市に対して申請が必要となります。	申請者 道路工事等の施工者	3	【従来】 ・基準点番号 ・申請書 ・公共基準点測量成果 ・情報提供費用徴収 → 窓口で確認 → 紙で提出 → 紙で交付 → 窓口で徴収 【オンライン化後】 ・基準点番号 ・申請書 ・公共基準点測量成果 → HP等で確認 → 電子申請で提出 → 電子申請で交付	申請者住所、申請者氏名、申請者電話番号、申請者電子メールアドレス	令和5年4月
71	公共基準点使用承認申請	土木総務課	公共基準点を各種測量に使用しようとする者は申請が必要となり、使用後は報告を行う必要があります。	申請者 道路工事等の施工者	2	【従来】 ・基準点番号 ・申請書 ・承認書 ・使用報告書 → 窓口で確認 → 紙で提出 → 紙で交付 → 紙で提出 【オンライン化後】 ・基準点番号 ・申請書 ・承認書 ・使用報告書 → HP等で確認 → 電子申請で提出 → 電子申請で交付 → 電子申請で提出	申請者住所、申請者氏名、申請者電話番号、申請者電子メールアドレス	令和5年4月
72	公共基準点付近施工届出	土木総務課	公共基準点の保全に影響を及ぼす恐れのある道路の工事を行うおとする者は申請が必要となり、工事完了後は報告を行う必要があります。	申請者 道路工事等の施工者	13	【従来】 ・基準点番号 ・申請書 ・承認書 ・効用確認報告書 ・効用確認報告書(後査不合格の場合) ・公共基準点機能回復通知 → 窓口で確認 → 紙で提出 → 紙で交付 → 紙で提出 【オンライン化後】 ・基準点番号 ・申請書 ・承認書 ・効用確認報告書 ・効用確認報告書(後査不合格の場合) ・公共基準点機能回復通知 → HP等で確認 → 電子申請で提出 → 電子申請で交付 → 電子申請で提出 → 電子申請で交付	申請者住所、申請者氏名、申請者電話番号、申請者電子メールアドレス、資格、担当若氏名、担当若氏名、登録番号、電話番号	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手紙の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
73	標識設置届出書(さいたま市葬祭場等建築等指導要綱)	建築総務課	・葬祭場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成すること等を目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができます。	葬祭場等の建築主又は事業主	5	【従来】 ・標識設置届出書(添付書類含む) → 紙で提出 【オンライン化後】 ・標識設置届出書(添付書類含む) → 電子申請	建築主の住所・氏名、建築主等の代理者の住所・氏名、設計者の住所・氏名、工事施工者の住所・氏名	令和5年3月
74	事前説明会報告書(さいたま市葬祭場等建築等指導要綱)	建築総務課	・葬祭場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成すること等を目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができます。	葬祭場等の建築主又は事業主	4	【従来】 ・事前説明会報告書(添付書類含む) → 紙で提出 【オンライン化後】 ・事前説明会報告書(添付書類含む) → 電子申請	建築主の住所・氏名・電話番号、建築主等の代理者の住所・氏名・電話番号、建築主等代理者の担当者の氏名・住所・氏名・電話番号、工事施工者の住所・氏名・電話番号	令和5年3月
75	変更届(さいたま市紛争調整等建築等指導要綱)	建築総務課	・葬祭場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成すること等を目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができます。	葬祭場等の建築主又は事業主	0	【従来】 ・変更届(添付書類含む) → 紙で提出 【オンライン化後】 ・変更届(添付書類含む) → 電子申請	建築主の住所・氏名・電話番号	令和5年3月
76	紛争調整申出書(さいたま市葬祭場等建築等指導要綱)	建築総務課	・葬祭場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成すること等を目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができます。	紛争当事者	0	【従来】 ・紛争調整申出書 → 紙で提出 【オンライン化後】 ・紛争調整申出書 → 電子申請	申出人の住所・氏名・電話番号、紛争相手方の住所・氏名、紛争調整事項	令和5年3月
77	代表者選定届(さいたま市葬祭場等建築等指導要綱)	建築総務課	・葬祭場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成すること等を目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができます。	紛争当事者	0	【従来】 ・代表者選定届 → 紙で提出 【オンライン化後】 ・代表者選定届 → 電子申請	紛争当事者の住所・氏名・電話番号	令和5年3月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
78	あっせん開始受託勧告に対する回答書(さいたま市警察場等建築等指導要綱)	建築総務課	・警察場等の建築を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成することを目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができまます。	申請者 あっせん受託勧告者	0	【従来】 ・あっせん開始受託勧告に対する回答書一紙で提出 【オンライン化後】 ・あっせん開始受託勧告に対する回答書→電子申請	紛争相手方の住所・氏名、紛争調整事項	令和5年3月
79	紛争相談申出書(さいたま市警察場等建築等指導要綱)	建築総務課	・警察場等の建築等を行うにあたり、紛争の未然防止と地域の良好な生活環境を形成することを目的に、説明会開催などの事前手続きや、計画や運営にあたり配慮すべき事項を定めています。 ・計画に対して紛争が生じた場合には、市に対して紛争の調整や専門知識を有する相談員に相談の申出をすることができまます。	紛争当事者	0	【従来】 ・紛争相談申出書一紙で提出 【オンライン化後】 ・紛争相談申出書→電子申請	申出人の住所・氏名・電話番号、紛争相手方の住所・氏名、紛争調整事項	令和5年3月
80	管理規約(ワンルーム形式集合住宅)	建築総務課	・ワンルーム形式集合住宅の建築を図ることを目的に、計画や管理に関する基準を定めています。	ワンルーム形式集合住宅の建築主等	4	【従来】 ・管理規約一紙で提出 【オンライン化後】 ・管理規約→電子申請	管理者の住所・氏名・電話番号	令和5年3月
81	木造住宅耐震診断員派遣申請書(さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱)	建築総務課	・市民生活の土台である住宅や多額の者が利用する建築物の耐震性確保、災害時の緊急輸送道路の機能確保の早期実現を目的に、これららの住宅・建築物の所有者の費用負担軽減のため、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、建替え工事に係る費用の一部を助成します。 ・木造住宅耐震診断員派遣事業に關して、戸建て住宅については、その多くの木造住宅が未だに耐震診断が実施されず、耐震診断を実施することから、市民の負担軽減と耐震診断実施数の向上を図るため、無料で耐震診断員を派遣します。	一戸建ての住宅の所有者	375	【従来】 派遣申込書 → 紙で提出 【オンライン化後】 派遣申込書 → 電子申請	住所、氏名、電話番号、建物所在地(住所と異なる場合)、建築年月、延べ面積、階数、設計図の有無、現地調査の立会者、申請者との関係、対象建築物目己ナエック、備考	令和5年4月
82	是正計画書(違反関係)	建築行政課	・違反パトロールや通報等で発見した違反建築物の所有者等に対し、市職員が是正の指導を行います。 ・上記指導を受けて、所有者等が是正の方法や時期を記載した是正計画書を作成し、市に提出します。	建築物の所有者等	3	【従来】 ・建築物の所有者等が是正計画書の正本・副本2部を市窓口にて提出する。 ・市職員が上記計画書を確認し、副本を市窓口にて返却する。 【オンライン化後】 ・建築物の所有者等が是正計画書を電子申請により市に提出する。市職員が上記計画書を確認し、受理した旨を電子申請で回答する。	所有者等の氏名、住所、連絡先、建築物の是正内容等。	令和4年12月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手続の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
83	是正完了報告書(連関係)	建築行政課	・所有者等が是正計画書に基づいて、工事をを行い、完了した時にその結果を市に報告します。	建築物の所有者等	1	【従来】 ・建築物の所有者等が是正完了報告書の正本・副本2部を市窓口にて提出する。 ・市職員が上記報告書を確認し、副本を市窓口にて返却する。 【オンライン化後】 ・建築物の所有者等が是正完了報告書を電子申請により市に提出する。 ・市職員が上記報告書を確認し、受理した旨を電子申請で回答する。	所有者等の氏名、住所、連絡先、建築物の是正内容等。	令和4年12月
84	防災改善計画書	建築行政課	・定期報告未提出の建築物を中心に既存建築物の管理者等の協力を得て市職員が建築物に立ち入り、必要な維持管理の指導を管理者等に行う。 ・上記指導を受けて、管理者等が改善の方法や時期を記載した防災改善計画書を作成し、市に提出します。	建築物の管理者等	5	【従来】 ・建築物の管理者等が防災改善計画書の正本・副本2部を市窓口にて提出する。 ・市職員が上記計画書を確認し、副本を市窓口にて返却する。 【オンライン化後】 ・建築物の管理者等が防災改善計画書を電子申請により市に提出する。 ・市職員が上記計画書を確認し、受理した旨を電子申請で回答する。	管理者等の氏名、住所、連絡先、建築物の改善内容等。	令和4年12月
85	防災改善報告書	建築行政課	・管理者等が防災改善計画書に基づいて、工事をを行い、完了した時にその結果を市に報告します。	建築物の管理者等	5	【従来】 ・建築物の管理者等が防災改善報告書の正本・副本2部を市窓口にて提出する。 ・市職員が上記報告書を確認し、副本を市窓口にて返却する。 【オンライン化後】 ・建築物の管理者等が防災改善報告書を電子申請により市に提出する。 ・市職員が上記報告書を確認し、受理した旨を電子申請で回答する。	管理者等の氏名、住所、連絡先、建築物の改善内容等。	令和4年12月
86	サービスタ付高齢者向け住宅事業廃業届出	住宅政策課	・サービスタ付高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、状況把握や生活相談などのサービスタを受け付けることができる、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。 ・サービスタ付高齢者向け住宅事業者を行う者は、建築物ごとに登録を受けられます。 ・サービスタ付高齢者向け住宅事業廃業届出は、登録した事業を廃止しようとするときに、事業者が届け出るものです。	サービスタ付高齢者向け住宅事業者(事業者及び個人)	1	【従来】 届出書一紙で提出 【オンライン化後】 届出書一紙+電子申請	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月
87	サービスタ付高齢者向け住宅定期報告	住宅政策課	・サービスタ付高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、状況把握や生活相談などのサービスタを受け付けることができる、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。 ・サービスタ付高齢者向け住宅事業者を行う者は、建築物ごとに登録を受けられます。 ・サービスタ付高齢者向け住宅定期報告は、毎年7月1日現在の業務の状況等について登録事業者から報告を受けられます。	サービスタ付高齢者向け住宅事業者(事業者及び個人)	78	【従来】 報告書一紙で提出 【オンライン化後】 報告書一紙+電子申請	報告者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月



No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数(実績)	手紙の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
92	認定低炭素建築物新築等計画の記載事項変更届出	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律では、二酸化炭素の発生を抑制するため低炭素化に資する措置が講じられており、市街化区域等内において、建築物を認定する制度が定められています。</li> <li>・この制度は、低炭素建築物新築等計画を所管行政庁に申請し、省エネルギー性能等の認定基準に適合すると認めるときに認定をすることとなります。</li> <li>・認定低炭素建築物等計画の記載事項について変更がある場合に、申請者が届け出るものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築等をする者</li> </ul>	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】</li> <li>・届出書、添付図書→紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>・届出書、添付図書→電子申請で提出</li> </ul>	届出者名、住所、メールアドレス	令和5年4月
93	事業変更届出(終身賃貸事業)	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身賃貸事業とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事業です。</li> <li>・高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行うこととする者は、当該事業において市の認可を受けた場合において、公正証書による等書面によって契約をすることができ、賃借人が死亡したときにかかわらず当該事業に係る建物の賃貸借については、賃借人が死亡したときに終了する旨を定める制度です。</li> <li>・事業変更届出は、認可を受けた終身賃貸事業の変更をしようとするときに、市へ報告をするものです。</li> </ul>	終身賃貸事業を行う者(事業者及び個人)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】</li> <li>報告書→紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>報告書→電子申請</li> </ul>	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月
94	終身建物賃貸借解約申入承認申請	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身賃貸事業とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事業です。</li> <li>・高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行うこととする者は、当該事業において市の認可を受けた場合において、公正証書による等書面によって契約をすることができ、賃借人が死亡したときに終了する旨を定める制度です。</li> <li>・終身建物賃貸借の解約申入承認申請は、法の規定に基づき、市の承認を受け、市長に終身賃貸借解約申入承認申請を提出するものとします。</li> </ul>	終身賃貸事業を行う者(事業者及び個人)	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】</li> <li>申請書→紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>申請書→電子申請</li> </ul>	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月
95	地位承継届出(終身賃貸事業)	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身賃貸事業とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事業です。</li> <li>・高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行うこととする者は、当該事業において市の認可を受けた場合において、公正証書による等書面によって契約をすることができ、賃借人が死亡したときに終了する旨を定める制度です。</li> <li>・法の規定による事業の認可に基づき、地位を承継した者の届出は、地位承継承認届出書により行うものとします。</li> </ul>	終身賃貸事業を行う者(事業者及び個人)	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】</li> <li>届出書→紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>届出書→電子申請</li> </ul>	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月
96	地位承継承認申請(終身賃貸事業)	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身賃貸事業とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事業です。</li> <li>・高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行うこととする者は、当該事業において市の認可を受けた場合において、公正証書による等書面によって契約をすることができ、賃借人が死亡したときに終了する旨を定める制度です。</li> <li>・法の規定による事業の認可に基づき、地位の承継を受けようとするときは、地位承継承認申請書により行うものとします。(敷地の所有権、当該認可住宅の整備及び管理に必要な権限を取得した場合に限ります。)</li> </ul>	終身賃貸事業を行う者(事業者及び個人)	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】</li> <li>申請書→紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>申請書→電子申請</li> </ul>	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手紙の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
97	事業廃止届出(終身賃貸事業)	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>終身賃貸事業とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事業です。</li> <li>高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行うこととする者は、当該事業について市の認可を受けた場合において、公正証書による等書面によつて契約をするときに限る。借地借家法の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借については、賃借人が死亡したときに終了する旨を定めることができる制度です。</li> <li>認可を受けることができるときは、事業廃止届出書により行うものとします。</li> </ul>	終身賃貸事業を行う者 (事業者及び個人)	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】届出書一紙で提出</li> <li>【オンライン化後】届出書一電子申請</li> </ul>	申請者の氏名、住所、メールアドレス	令和5年4月
98	緑区役所多目的室使用用体登録申請	緑区コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の市民団体による区のコミュニティづくりや地域振興を目的とする活動の活性化を図るため、区役所施設の貸出を行うものです。</li> <li>施設の貸出にあたって、団体登録を依頼しております。</li> </ul>	区内で活動する市民団体	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】登録申請書 → 紙で提出</li> <li>【オンライン化後】登録申請書 → 電子申請</li> </ul>	会員氏名、住所、連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)	令和5年3月
99	さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録取消届	緑区コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑区市民活動ネットワーク登録団体について、登録の取消を希望する場合には、届けていただくものです。</li> </ul>	緑区市民活動ネットワーク登録団体	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】取消届 → 紙で提出</li> <li>【オンライン化後】取消届 → 電子申請</li> </ul>	代表者氏名、住所、連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)	令和5年3月
100	さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録申請	緑区コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内で活動する市民団体の交流ネットワークの形成を図ることです。</li> <li>市民活動を活性化し、区の魅力あるまちづくりを推進します。</li> <li>市民活動ネットワーク登録団体に対しては、補助金の交付、施設の貸出、広報の支援、セミナー等の情報提供などを実施しており、市民活動の活性化を図っています。</li> </ul>	区内で活動する市民団体	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】登録申請書 → 紙で提出</li> <li>【オンライン化後】登録申請書 → 電子申請</li> </ul>	会員氏名、住所、連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)	令和5年3月
101	さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録内容変更届	緑区コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑区市民活動ネットワーク登録団体について、登録内容の変更があった場合に、変更内容を届けていただき、登録内容の適正化を図るものです。</li> </ul>	緑区市民活動ネットワーク登録団体	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来】変更届 → 紙で提出</li> <li>【オンライン化後】変更届 → 電子申請</li> </ul>	代表者氏名、住所、連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)	令和5年3月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
102	防災広報車(起震車)利用申込書	予防課	消防局では、地震に対する備えを啓発するため、防災広報車(起震車)を保有しており、本様式は、防災広報車(起震車)を利用するための申込書となります。	市民・事業所等	87	【従来】 ・利用申込書一紙で提出。 ・希望日に運用。 【オンライン化後】 ・利用申込書一電子申請 ・希望日に運用。	申込者住所、氏名、電話番号	令和4年10月
103	水道料金減額取消届	営業課	・現に水道料金の減額を受けている人が、減額事由の消滅等により、減額の取消を水道局へ届け出るものです。	給水契約者	41	【従来】 ・届出書を窓口又は郵送により提出。 【オンライン化後】 ・従来の方法に加えて、電子申請による受付を可能とする。	住所、氏名、電話番号、使用者番号、減額事由、メールアドレス	令和5年3月
104	還付金請求	営業課	・水道料金の過誤納金について還付請求するため、当該納付者が指定する口座へ振り込むことを水道局へ依頼するものです。	給水契約者	386	【従来】 ・請求書を窓口又は郵送により提出。 【オンライン化後】 ・従来の方法に加えて、電子申請による受付を可能とする。	住所、氏名、電話番号、使用者番号、口座番号、口座名義人、メールアドレス	令和5年3月
105	受水槽の清掃計画届	営業課	・受水槽の清掃場所・実施日時及びそれに伴い使用・排水する水量に申し込むものです。 ・清掃実施後、水道局から届出の請求先へ水道料金を請求します。	給水装置所有者又は清掃事業者	90	【従来】 ・届出書を窓口又は郵送により提出。 【オンライン化後】 ・従来の方法に加えて、電子申請による受付を可能とする。	届出者住所、届出者氏名、届出者電話番号、メールアドレス、清掃場所住所、使用者番号、請求先住所、請求先氏名、電話番号、夜間連絡先、施工業者連絡先	令和5年3月
106	臨時給水申込	営業課	・給水車等に水道水を注水し、一時的に水を使用时に水道局へ申し込むものです。 ・注水した水量を計量し、水道局から申込者へ水道料金を請求します。	民間事業者等	38	【従来】 ・申込書を窓口で記入及び提出。 【オンライン化後】 ・電子申請による来庁予約を受け付け、窓口での申込書記入を不要とする。	住所、氏名、電話番号、メールアドレス、使用場所、給水車等車両番号、請求先住所、請求先氏名、担当者名・電話番号	令和5年3月

No	手続名(様式名)	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 (実績)	手続の流れ	収集する個人情報の内容	受付開始時期
107	水道メーターき損・亡失届	営業課	・水道メーターをき損または亡失したときに、弁償金の請求先等について水道局へ届け出るものです。 ・オートロック設備付共同住宅の水道メーター検針にあたり、オートロックの解除に必要な番号またはその他人館方法について、水道局へ届け出るものです。	給水装置所有者又はき損、亡失の原因者	11	【従来】 ・届出書を窓口又は郵送により提出。 【オンライン化後】 ・従来の方法に加えて、電子申請による受付を可能とする。	届出者住所、氏名・電話番号、メールアドレス、給水装置所在地、給水装置所有者氏名、使用番号、メーター番号、請求先住所、氏名・電話番号	令和5年3月
108	オートロック設備付共同住宅に関する届	営業課	・オートロック設備付共同住宅の水道メーター検針にあたり、オートロックの解除に必要な番号またはその他人館方法について、水道局へ届け出るものです。	給水装置所有者又は共同住宅管理者	46	【従来】 ・届出書を窓口又は郵送により提出。 【オンライン化後】 ・従来の方法に加えて、電子申請による受付を可能とする。	届出者住所、氏名・電話番号、メールアドレス、給水装置所在地、使用番号、共同住宅管理者氏名、電話番号、オートロック保証番号	令和5年3月
109	学校補助員申込書	教職員人事課	学校における教員の事務補助のために、学校補助員及び支援員を募集するもの。	学校補助員及び支援員の登録を希望する者	2	【従来】 ・学校補助員(又は支援員)登録用紙、障害者手帳等の写し(学校補助員の場合のみ)一紙で提出 【オンライン化後】 ・学校補助員(又は支援員)登録用紙、障害者手帳等の写し(学校補助員の場合のみ)一電子申請	氏名、生年月日、現住所、連絡先、職歴、学歴、可能な職務、賞罰歴、志望動機、自己PR、趣味特技、通勤方法、(学校補助員のみ)障害等級、障害名・疾病名、交付年月日)、メールアドレス	令和4年10月

さ情審議第28号  
令和4年8月3日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年6月30日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、いずれも公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 Jグランツ
- 2 結合先 デジタル庁

さ情審議第28号  
令和4年8月3日

さいたま市長 清水 勇人様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和4年7月7日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 予防接種事業に関する事務）の改訂について

さ情審議第28号  
令和4年8月3日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正について（答申）

令和4年6月16日付けで意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

#### 記

個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正について

さ情審議第41号  
令和4年9月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年8月19日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、いずれも公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 職員健康診断事務
- 2 結 合 先 株式会社インタークエストが運営する予約システム「リザエン」

さ情審議第41号  
令和4年9月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年8月19日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、いずれも公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 清掃センターごみ自己搬入オンライン予約
- 2 結 合 先 株式会社インタークエストが提供する予約システム「リザエン」

さ情審議第41号  
令和4年9月30日

さいたま市議会議長 阪本克己 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（答申）

令和4年8月29日付けで意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

#### 記

個人情報の保護に関する法律の改正によるさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

さ情審議第51号  
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和4年10月12日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の各事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり

## 電子申請追加手続一覧

以下の手続において、意見照会の観点である、公益上特に必要があるかどうかについては、手続をオンライン化することによって次のようなメリットがあると考えられています。

- ①市民の利便性向上：24時間いつでも手続を行える、自宅やオフィスからでもどこでも手続を行える、用紙の入手が不要で移動時間や待ち時間を節約することができる、など
- ②行政運営の簡素化・効率化：業務システムや台帳への手入力が必要になる、コピー用紙の使用量等の削減、テレワークで実施可能な業務が拡大、など
- ③感染症対策：窓口の混雑緩和による3密回避および接触機会の低減、など

No	手続名（様式名）	所管課	事業の目的・概要	申請者	年間受付件数 （実績）	手続の流れ	収集する個人情報内容	受付開始時期
1	退職所得に係る住民 税の特別徴収税額の 還付請求	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職所得に係る住民税については、退職手当等の支払われるときに支払者が税額を計算して徴収し納入します。</li> <li>・その際に、退職金支払者が住民税を誤納入等により、多く納入してしまつた場合に還付請求するものです。</li> <li>・今後、電子申請サービスにより、自宅や職場のパソコン、タブレット又はスマートフォンからインターネットを通じて24時間いつでも申請できるようになります。</li> </ul>	退職金支払者	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>【従来の】</li> <li>・退職所得に係る住民税の特別徴収還付請求書</li> <li>・特別徴収票等の特別徴収税額の算定過程がわかる資料</li> <li>→ 紙で提出</li> <li>【オンライン化後】</li> <li>・退職所得に係る住民税の特別徴収還付請求書</li> <li>・特別徴収票等の特別徴収税額の算定過程がわかる資料</li> <li>→ 電子申請</li> </ul>	退職金支払者の担当者氏名、電話番号、メールアドレス、特別徴収税額、支払を受けた者の住所及び氏名、還付金の送金先	令和5年1月

さ情審議第64号  
令和5年1月26日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和5年1月5日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 介護保険に関する事務）の改訂について

さ 情 審 議 第 6 4 号  
令和 5 年 1 月 2 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和5年1月5日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 母子保健事業に関する事務）の改訂について

さ 情 審 議 第 6 4 号  
令和 5 年 1 月 2 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和5年1月4日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 児童手当等に関する事務）の改訂について



◆ 会議公開制度 ◆



## I 会議公開制度の概要

### 1 会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※）」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

### 2 対象とする会議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## II 会議公開制度の運用状況

### 1 会議公開制度運用状況

令和 4 年度における会議公開制度の運用状況は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 令和 4 年度 会議公開制度運用状況

開催件数	公開・非公開の区分			合計
	公開	一部公開	非公開	
	175	14	289	478
傍聴者数	376	36	—	412

## 2 附属機関、協議会等の会議別開催状況

令和4年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表5-2のとおりです。

表5-2 令和4年度 附属機関、協議会等の会議別開催状況

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
市長公室	秘書広報部	秘書課	文化賞選考会議			1	1	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	総合振興計画外部評価委員会	3			3	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	新庁舎整備等基本計画策定支援業務事業者選定委員会			3	3	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	新庁舎整備等に係る民間市場調査業務事業者選定委員会			3	3	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	総合振興計画審議会	3			3	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	本庁舎整備審議会	1			1	1
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	行財政シンカ推進会議	3			3	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	中央区役所周辺の公共施設再編事業PFI等審査委員会			1	1	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	次世代型スポーツ施設整備等事業PFI等審査委員会			1	1	0
都市戦略本部	デジタル改革推進部	—	行政デジタル化計画評議会	1		1	2	0
都市戦略本部	未来都市推進部	—	地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議	4			4	15
総務局	総務部	アーカイブズセンター	市史編さん審議会	2			2	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	行政不服審査会			10	10	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審査会			12	12	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審議会	5			5	0
総務局	人事部	職員課	特別職報酬等審議会	2			2	0
総務局	人事部	職員課	公務災害補償等認定委員会			1	1	0
財政局	財政部	資産経営課	財産評価委員会			3	3	0
財政局	契約管理部	契約課	入札監視・苦情検討委員会	2			2	0
市民局	市民生活部	人権政策・男女共同参画課	男女共同参画推進協議会	4			4	1
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動推進委員会	7			7	4
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動サポートセンター運営協議会	4			4	0
市民局	市民生活部	消費生活総合センター	消費生活審議会	1			1	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ振興課	スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会			5	5	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ政策室	さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会			3	3	0
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術に関する意見交換会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	大宮盆栽美術館運営委員会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	盆栽資料等選考評価委員会		1		1	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	岩槻人形博物館運営委員会	2			2	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	人形資料等選考評価委員会		1		1	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	歯科口腔保健審議会	1		1	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	がん対策推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	地域保健医療協議会			1	1	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	健康づくり・食育推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	保健福祉局指定管理者審査選定委員会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
保健福祉局	保健部	地域医療課	予防接種健康被害調査委員会			4	4	0
保健福祉局	保健部	生活衛生課	動物愛護推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	食品・医薬品安全課	食の安全委員会	3		1	4	0
保健福祉局	保健部	高等看護学院	市立高等看護学院運営委員会	1			1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第1合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第2合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会全体会議			1	1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第1合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第2合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	こころの健康センター運営協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	3			3	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	民生委員推薦会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくり推進協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくりモデル地区推進部会	2			2	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	7			7	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	再犯防止推進計画協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者政策委員会	4			4	12
保健福祉局	福祉部	障害政策課	発達障害者支援地域協議会	2			2	3
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)		2		2	6
保健福祉局	福祉部	障害支援課	地域自立支援協議会			3	3	24
保健福祉局	福祉部	障害支援課	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	3		1	4	0
保健福祉局	福祉部	障害者総合支援センター	発達障害者支援連絡協議会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	障害者更生相談センター	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害程度審査部会			12	12	0
保健福祉局	長寿応援部	高齢福祉課	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	2			2	0
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	地域包括支援センター運営協議会	1		1	2	1
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会	1			1	1
保健福祉局	長寿応援部	介護保険課	地域密着型サービス運営委員会	2		1	3	0
保健福祉局	市立病院経営部	病院財務課	市立病院経営評価委員会	2			2	0
保健福祉局	保健所	保健総務課	医療安全推進協議会		1		1	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	指定難病審査会			12	12	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	小児慢性特定疾病審査会			6	6	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	エイズ対策推進協議会			1	1	0
保健福祉局	健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター倫理委員会			1	1	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	2		1	3	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	与野本町小学校複合施設運営支援協議会	1		1	2	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	子ども未来局指定管理者審査選定委員会			2	2	
子ども未来局	子ども育成部	青少年育成課	いじめのないまちづくりネットワーク	2			2	0
子ども未来局	子ども育成部	青少年育成課	放課後子ども総合プラン推進委員会	1			1	0
子ども未来局	幼児未来部	幼児政策課	幼児教育推進協議会	2			2	0
子ども未来局	子ども家庭総合センター	総務課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護審査部会			6	6	0
環境局	環境共生部	環境創造政策課	環境審議会	1			1	0
環境局	環境共生部	環境対策課	環境影響評価技術審議会	3			3	0
環境局	資源循環推進部	資源循環政策課	廃棄物減量等推進審議会	4			4	0
経済局	商工観光部	経済政策課	SDGs企業認証審査会			3	3	0
経済局	商工観光部	経済政策課	経済局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	食肉市場・道の駅施設整備準備室	道の駅整備協議会	1			1	1
経済局	商工観光部	産業展開推進課	研究開発型企業認証審査委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	商業振興課	商業等振興審議会			1	1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	伝統産業委員会			1	1	0
経済局	商工観光部	観光国際課	外国人市民委員会	3			3	0
経済局	農業政策部	農業政策課	都市農業審議会	1		1	2	0
経済局	農業政策部	農業政策課	農業委員選考委員会			2	2	0
都市局	都市計画部	都市総務課	都市局指定管理者審査選定委員会			3	3	0
都市局	都市計画部	都市計画課	都市計画審議会	3			3	3
都市局	都市計画部	都市計画課	開発審査会			1	1	0
都市局	都市計画部	都市計画課	次世代道路網あり方委員会	3		1	4	0
都市局	都市計画部	都市計画課	景観審議会	1			1	0
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会	3			3	7
都市局	都市計画部	交通政策課	都市交通戦略推進委員会	1			1	0
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	さいたまはーと推進協議会	2			2	3
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	自転車等駐車対策協議会	2			2	1
都市局	都市計画部	都市公園課	公募対象公園施設設置等予定者選定委員会			3	3	0
都市局	都市計画部	みどり推進課	花とみどりのまちづくり審議会	2			2	0
都市局	まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	指扇土地区画整理審議会			2	2	0
都市局	まちづくり推進部	東浦和まちづくり事務所	東浦和第二土地区画整理審議会			2	2	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理審議会	1			1	0
都市局	都心整備部	都心整備課	(仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョン有識者懇話会	2			2	212
都市局	都心整備部	氷川参道対策室	氷川参道歩行者専用化検討協議会	2			2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進戦略会議	2			2	87

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーションまちづくり調整会議	1			1	23
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会		2		2	6
都市局	都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	大宮駅西口第四土地区画整理審議会			1	1	0
建設局	—	技術管理課	公共事業評価審議会	1			1	1
建設局	建築部	建築総務課	建築審査会		3	4	7	0
建設局	下水道部	下水道総務課	下水道事業審議会	1			1	0
西区	健康福祉部	福祉課	西区民生委員推薦準備会			4	4	0
西区	健康福祉部	支援課	障害支援区分認定審査会			12	12	0
北区								
見沼区								
中央区								
桜区								
南区								
緑区								
岩槻区								
北区	健康福祉部	福祉課	北区民生委員推薦準備会			4	4	0
大宮区	健康福祉部	福祉課	大宮区民生委員推薦準備会			5	5	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会			12	12	0
中央区								
浦和区								
岩槻区								
見沼区	健康福祉部	福祉課	見沼区民生委員推薦準備会			4	4	0
中央区	健康福祉部	福祉課	中央区民生委員推薦準備会			4	4	0
桜区	健康福祉部	福祉課	桜区民生委員推薦準備会			3	3	0
浦和区	健康福祉部	福祉課	浦和区民生委員推薦準備会			4	4	0
浦和区	健康福祉部	高齢介護課	中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			4	4	0
南区	健康福祉部	福祉課	南区民生委員推薦準備会			4	4	0
緑区	健康福祉部	福祉課	緑区民生委員推薦準備会			4	4	0
岩槻区	健康福祉部	福祉課	岩槻区民生委員推薦準備会			2	2	0
教育委員会事務局	管理部	教育総務課	教育委員会指定管理者審査選定委員会			2	2	0
教育委員会事務局	管理部	教育政策室	教育行政点検評価委員会	3			3	0
教育委員会事務局	学校教育部	教職員人事課	教職員健康審査会			12	12	0
教育委員会事務局	学校教育部	特別支援教育室	就学支援委員会	1		3	4	0
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	いじめのない学校づくり推進委員会	2			2	0
教育委員会事務局	学校教育部	総合教育相談室	心のサポート推進事業に係る推進委員会		1		1	0
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校結核対策委員会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校災害救済給付金審査委員会			2	2	0
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	生活習慣病予防学校検診検討委員会	1		1	2	0
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課 (学校給食センター)	学校給食センター運営委員会			1	1	0
教育委員会事務局	学校教育部	教育研究所	市立教育研究所運営委員会	2			2	0
教育委員会事務局	学校教育部	館岩少年自然の家	市立館岩少年自然の家運営委員会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育委員会議	4			4	0
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	文化財保存活用地域計画策定協議会	3			3	0
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	文化財保護審議会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館運営委員会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	博物館	博物館協議会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	うらわ美術館協議会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	美術品等選考評価委員会			1	1	0
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	公民館運営審議会	4			4	0
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	市民大学運営委員会	3			3	0
教育委員会事務局	中央図書館	管理課	図書館協議会	2			2	0
教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	視聴覚ライブラリー運営委員会	1			1	0
合 計				175	14	289	478	412

※障害支援区分認定審査会、介護認定審査会は開催月数を掲載（月に複数回開催）

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和4年度版

発行年月 令和5年10月

編集 さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-1118

FAX 048-829-1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和4年度版

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

この冊子は50部作成し、1部当たりの印刷経費は1,501円（概算）です。

